

令和5年度農村振興局予算 概算決定の概要

令和5年度農村振興局予算概算決定の概要	P1
令和5年度国営事業等事業着手地区等（概算決定）	P5
令和5年度農村振興局予算の重点事項	P7
公共事業	
農業農村整備事業	P12
国営かんがい排水事業	P13
国営農用地再編整備事業	P16
国営総合農地防災事業	P18
防災情報ネットワーク事業	P20
直轄地すべり対策事業	P21
水資源開発事業	P22
農業競争力強化基盤整備事業	P23
農業競争力強化農地整備事業	P24
農地中間管理機構関連農地整備事業	P27
水利施設整備事業	P28
畠地帯総合整備事業	P31
農村地域防災減災事業	P33
防災重点農業用ため池緊急整備事業	P34
中山間地域農業農村総合整備事業	P35
農村整備事業	P36
国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業	P38
土地改良施設突発事故復旧事業	P39
基幹水利施設管理事業	P40
水利施設管理強化事業	P41
土地改良施設維持管理適正化事業	P42
土地改良区体制強化事業	P43
農山漁村地域整備交付金	P44
海岸保全施設整備事業	P45
災害復旧等事業（農地・農業用施設等）	P46
<関係府省等との連携プロジェクト>	
農地・農業水利施設を活用した流域治水	P48
農業農村整備事業における田んぼダムの推進	P49
水田農業の高収益化の推進	P50
<令和4年度補正予算>	
畠作物の本作化対策	P51
農業農村整備事業における食料安全保障の強化対策	P52
畠地化促進事業	P54
農地の更なる大区画化・汎用化の推進	P55
水田の畠地化、畠地・樹園地の高機能化等の推進	P56
畜産クラスターを後押しする草地整備の推進	P57
農業水利施設、ため池等の防災・減災対策	P58
非公共事業	
農地耕作条件改善事業	P60
農業水路等長寿命化・防災減災事業	P64
畠作等促進整備事業	P65
日本型直接支払	P67
多面的機能支払	P68
中山間地域等直接支払	P69
環境保全型農業直接支払	P70
農山漁村振興交付金	P71
最適土地利用総合対策	P72
中山間地農業推進対策	P73
農村RMO形成推進事業	P74
山村活性化支援交付金	P75
農山漁村発イノベーション対策	P76
農山漁村発イノベーション推進事業（地域活性化型）	P77
農山漁村発イノベーション推進事業（農山漁村発イノベーション創出支援型）	P78
農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型及び産業支援型）	P79
農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型）	P80
農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農福連携型）	P81
情報通信環境整備対策	P82
都市農業機能発揮対策	P83
鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進	P84
特殊自然災害対策施設緊急整備事業	P85
中山間地農業ルネッサンス事業	P86
有明海再生対策	P88
農家負担金軽減支援対策事業	P89
<関係府省等との連携プロジェクト>	
農山漁村発イノベーションによる雇用・所得の創出	P90
集落機能を補完する農村RMOの形成推進	P91
「デジ活」中山間地域の具現化スキーム	P93
<令和4年度補正予算>	
中山間地域等対策	P95
中山間地域等農用地保全総合対策	P96
中山間地農業推進対策	P97
中山間地域所得確保対策	P98
鳥獣被害防止総合対策	P99
湛水排除事業	P100

令和5年度農村振興局予算概算決定の概要

(単位：億円)

事 項	令和4年度 当初予算額	令和5年度 概算決定額 A	令和4年度 補正予算額 B	合計 A+B
公共事業	4,234	4,226 (99.8%)	1,942	6,168 (145.7%)
農業農村整備事業	3,321	3,323 (100.1%)	1,677	5,000 (150.5%)
農山漁村地域整備交付金	784	774 (98.7%)	-	774 (98.7%)
海岸事業	44	44 (100.0%)	13	57 (129.4%)
災害復旧等事業	85	85 (100.6%)	252	337 (398.4%)
非公共事業	1,540	1,529 (99.3%)	53	1,582 (102.7%)
合 計	5,774	5,755 (99.7%)	1,995	7,750 (134.2%)

- (注) 1. 計数整理の結果、異動を生じることがある。
 2. 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しない場合がある。
 3. 下段（ ）書きは令和4年度当初予算額との比率である。
 4. 農山漁村地域整備交付金は、林野庁及び水産庁分を含む農林水産省の全体の額である。

令和5年度農村振興局予算概算決定の概要（公共事業）

(単位：億円)

事　　項	令和4年度 当初予算額	令和5年度 概算決定額	令和4年度 補正予算額	合計
				A+B
農業農村整備事業	3,321	3,323 (100.1%)	1,677	5,000 (150.5%)
国営かんがい排水	1,059	1,038 (98.1%)	138	1,176 (111.0%)
国営農地再編整備	403	403 (100.1%)	204	608 (150.8%)
国営総合農地防災	291	281 (96.8%)	64	346 (118.9%)
直轄地すべり	4	7 (163.8%)	—	7 (163.8%)
水資源開発	80	85 (106.1%)	6	91 (113.7%)
農業競争力強化基盤整備	629	635 (101.0%)	820	1,455 (231.4%)
農村地域防災減災	407	411 (101.0%)	400	811 (199.2%)
中山間地域農業農村総合整備	51	49 (95.9%)	13	63 (122.1%)
農村整備	71	72 (102.4%)	14	87 (122.6%)
土地改良施設管理	191	213 (111.5%)	17	230 (120.5%)
その他	135	127 (93.6%)	—	127 (93.6%)
農山漁村地域整備交付金	784	774 (98.7%)	—	774 (98.7%)
海岸事業	44	44 (100.0%)	13	57 (129.4%)
災害復旧等事業	85	85 (100.6%)	252	337 (398.4%)
合　　計	4,234	4,226 (99.8%)	1,942	6,168 (145.7%)

- (注) 1. 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しない場合がある。
 2. 下段()書きは令和4年度当初予算額との比率である。
 3. その他には後進地域開発特例法適用団体土地改良等関係開発指定事業補助率差額金を含む。
 4. 国営かんがい排水には土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）を、
 農業競争力強化基盤整備には土地改良施設突発事故復旧事業（補助）を含む。

令和5年度農村振興局予算概算決定の概要（非公共事業）

(単位：億円)

事 項	令和4年度 当初予算額	令和5年度 概算決定額 A	令和4年度 補正予算額 B	合計 A+B
農地耕作条件改善事業	248	200 (80.9%)	—	200 (80.9%)
農業水路等長寿命化・防災減災事業	254	282 (110.8%)	—	282 (110.8%)
畑作等促進整備事業	—	20 (-)	—	20 (-)
多面的機能支払交付金	487	487 (99.9%)	—	487 (99.9%)
中山間地域等直接支払交付金	261	261 (100.0%)	—	261 (100.0%)
農山漁村振興交付金	98	91 (93.0%)	14	105 (107.8%)
鳥獣被害防止総合対策交付金	100	96 (96.0%)	37	133 (133.0%)
特殊自然災害対策施設緊急整備事業	3	3 (100.0%)	—	3 (100.0%)
有明海再生対策（農村振興局計上分）	10	10 (100.0%)	—	10 (100.0%)
その他	79	80 (100.7%)	1 <small>〔中山間地域所得確保対策 湛水排除事業〕</small>	81 (102.4%)
合 計	1,540	1,529 (99.3%)	53	1,582 (102.7%)

- (注) 1. 計数整理の結果、異動を生じることがある。
 2. 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しない場合がある。
 3. 下段（ ）書きは令和4年度当初予算額との比率である。
 4. その他には、受託工事等実施費、農家負担金軽減支援対策事業、事務費を含む。

令和5年度農業農村整備事業関係予算概算決定の概要

(単位：億円)

事　　項	令和4年度 当初予算額	令和5年度 概算決定額 A	令和4年度 補正予算額 B	合計 A+B
農業農村整備事業＜公共＞	3,321	3,323 (100.1%)	1,677	5,000 (150.5%)
農業農村整備関連事業＜非公共＞	540	543 (100.6%)	-	543 (100.6%)
農地耕作条件改善事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 畑作等促進整備事業 農山漁村振興交付金				
農山漁村地域整備交付金＜公共＞ (農業農村整備分)	591	591 (100.0%)	-	591 (100.0%)
合　　計	4,453	4,457 (100.1%)	1,677	6,134 (137.8%)

(注) 1. 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しない場合がある。

2. 下段()書きは令和4年度当初予算額との比率である。

令和5年度国営事業等事業着手地区（概算決定）

区分	地区数	地区名
【国営事業】 (農林水産省)		
かんがい排水 (国営造成土地改良施設整備)	2	道前道後用水（愛媛県） ひとつせがわ 一ツ瀬川（宮崎県）
かんがい排水 (北海道)	4	猿ヶ石用水（岩手県） なかだ 中田（岩手県、宮城県） とねちゅうおう 利根中央（埼玉県） さがちゅうぶ 佐賀中部（佐賀県）
かんがい排水	4	ふうれんたよろ 風連多寄 ささがわ 笠川 しんさらべつ 新更別 あばしりがわとよすみ 網走川豊住
【水資源機構】 (農林水産省)		
かんがい排水	1	ちくごがわかりゅうようすい 筑後川下流用水（福岡県、佐賀県）

令和5年度国営事業等全体実施設計・調査着手地区（概算決定）

区分	地区数	地区名
全体実施設計 (農林水産省)		
かんがい排水	1	さんのかいくしまる 山王海葛丸（岩手県）
総合農地防災	1	おうみとうぶ 近江東部（滋賀県）
(沖縄)		
かんがい排水	1	たらま 多良間
調査 (農林水産省)		
かんがい排水	5	きゅうはさまがわにき 旧迫川二期（宮城県） のしろにき 能代二期（秋田県） もがみがわかりゆううがんにき 最上川下流右岸二期（山形県） さかいほくぶ 坂井北部（福井県） さがちゅうぶ 佐賀中部（佐賀県）
総合農地防災	3	よしだがわりゅういき 吉田川流域（宮城県） きぬがわちゅうぶ 鬼怒川中部（栃木県） かぶらがわ 鏑川（群馬県）
(北海道)		
かんがい排水	4	しのつうんがじょうりゅう 篠津運河上流 びえいがわかりゆう 美瑛川下流 さつないがわりゅういき 札内川流域 くんねっぷほくえい 訓子府北栄

令和5年度農村振興局予算の重点事項

(※) 各事項の下段（）内は、令和4年度当初予算額

1 競争力強化・国土強靭化のための農業農村整備の計画的な推進

【5年度当初】

【4年度補正】

① 農業農村整備事業<公共>

3, 323億円

1, 677億円

(3, 321億円)

- 農地の大区画化や畠地化・汎用化、農業水利施設の適切な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、ため池の防災・減災対策、農業用ダムの洪水調節機能強化や田んぼダムの取組拡大、農道、集落排水施設の整備等を推進

- 農村地域のインフラの持続性の確保と農村の活性化を図るため、集落排水施設や農道の再編、強靭化、高度化等の定住条件の整備を支援

② 農地耕作条件改善事業

200億円

(248億円)

- 農地中間管理機構による農地の集積・集約化、麦・大豆や高収益作物への転換を推進するため、機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農地の区画拡大や排水改良等を支援

③ 農業水路等長寿命化・防災減災事業

282億円

(254億円)

- 農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能を安定的に発揮させるため、機動的・効率的な長寿命化・防災減災対策を支援

④ 畑作等促進整備事業

20億円

(-)

- 麦・大豆等の生産拡大を推進するため、畑作物・園芸作物が生産される地域を対象に、暗渠排水等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援

⑤ 農山漁村地域整備交付金<公共>

774億円

(784億円)

- 地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策に必要な交付金を交付

2 防災・減災、国土強靭化の推進

【5年度当初】

【4年度補正】

① 農業水利施設、ため池等の対策<公共>

817億円

- 農業用ダムの洪水調節機能の強化や田んぼダムの取組を推進するほか、農業水利施設等の安定的な機能発揮、老朽化対策及び豪雨・地震対策、防災重点農業用ため池の防災工事等を推進

② 海岸堤防等の対策<公共>

44億円

13億円

(44億円)

- 南海トラフ地震等の大規模地震が想定される地域での堤防の嵩上げ、補強等による津波・高潮対策や、老朽化が進行した海岸保全施設の改修等を支援

3 令和4年8月の大雨等の災害からの復旧・復興

【5年度当初】

【4年度補正】

① 災害復旧等事業<公共>

85億円

252億円

(85億円)

- 被災した農地・農業用施設等の速やかな復旧等を実施
- 支援

農業農村整備事業の関連施策

【5年度当初】

【4年度補正】

(畑作物の本作化対策)

- 麦・大豆等の海外依存度の高い品目の生産拡大を促進するため、排水改良等による水田の畑地化・汎用化、畑地かんがい施設の整備等による畑地の高機能化、草地整備等を推進
- 水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間の支援のほか、畑作物の産地づくりに向けた関係者間の調整や種子の確保、土地改良区の地区除外決済金等を支援

(水田農業の高収益化の推進)

- 高収益作物の導入・定着を図るため、国、地方公共団体等が連携し、水田での高収益作物への転換、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路の確保等を一体的に推進

(小麦・大豆の国産化の推進)

- 麦・大豆の国産シェアを拡大するため、作付けの団地化、機械・技術の導入による生産体制の強化や基盤整備による畑地化・汎用化の推進、保管施設の整備、商品開発・マッチング等を支援

(草地関連基盤整備)

- 畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に資する飼料生産の基盤整備等を推進

(グリーンな栽培体系の普及、有機農業の推進)

- 病害虫の発生予防・まん延防止に資する農地の土層改良や排水対策等を支援

【5年度当初】

【4年度補正】

(農業農村整備等)
150億円
(140億円)

1,144億円の内
(農業農村整備)
400億円

(畑地化促進事業)
250億円

(農業農村整備事業)
3,323億円の内
(3,321億円の内)

512億円

(畑作等促進整備事業)
20億円
(-)

(農地耕作条件改善事業)
200億円の内
(248億円の内)

(農業農村整備事業)
3,323億円の内
(3,321億円の内)

35億円

(農地耕作条件改善事業)
200億円の内
(248億円の内)

4 デジタル技術により地域資源を活用した農山漁村の課題解決

【5年度当初】

【4年度補正】

① 農山漁村振興交付金

91億円
(98億円)

14億円

- ・農山漁村における定住や都市と農山漁村の交流を促進するとともに、農山漁村に関わる関係人口の創出・拡大を図るため、地域資源を活用した計画策定や各種取組の実践、デジタル技術を活用した課題解決を支援

ア 最適土地利用総合対策

- ・中山間地域等における農用地保全を図るため、地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等の総合的な対策を推進

イ 中山間地域等におけるデジタル技術活用の推進

- ・中山間地域等において、デジタル技術の導入・定着を後押しすることで、収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する取組を支援し、全国の見本となる優良事例創出を推進

ウ 農村型地域運営組織（農村RMO）の形成の推進

- ・複数の集落機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う農村RMO（Region Management Organization）の形成とともにデジタル技術の導入・定着等を推進

エ 「農山漁村発イノベーション」の推進

- ・農山漁村における所得や雇用の増大を実現するため他分野・多様な主体との連携等により地域資源を活用した新事業や付加価値の創出を図る取組、デジタル技術の活用に係る専門人材の派遣・育成等を支援

オ 農泊の推進

- ・農泊の実施体制の整備、食や景観を活用した観光コンテンツの磨き上げ、ワーケーション対応等の利便性向上、国内外へのプロモーション等を支援するとともに、古民家等を活用した滞在施設、体験施設の整備等を一体的に支援

【5年度当初】

【4年度補正】

力 農福連携の推進

- ・農林水産分野での障害者等の雇用・活躍の場を創出し、農山漁村の維持・発展を図るため、障害者等多様な人々が参加する体験農園の開設、農福連携の普及啓発、専門人材の育成等の取組を一体的に支援

キ 農業・農村の情報通信環境の整備

- ・農業・農村のインフラの管理の省力化・高度化、地域活性化、スマート農業の実装を促進するため、情報通信環境の整備を支援

ク 都市農業の多様な機能の発揮

- ・都市農業を振興するため、都市部での農業体験や交流の場の提供、災害時の避難地としての活用等について支援するとともに、都市農業者や行政機関等が連携し、都市部の空閑地を活用して農地や農的空間を創設する取組等を支援

5 日本型直接支払の実施

【5年度当初】

【4年度補正】

① 多面的機能支払交付金

487億円

(487億円)

- ・農業・農村の多面的機能の維持・発揮や地域全体で担い手を支えることを目的として、農用地、水路、農道等を適切に保全管理するために農業者等が地域共同で行う活動を支援

② 中山間地域等直接支払交付金

261億円

(261億円)

- ・中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するため、棚田地域を含む中山間地域等での農業生産活動を継続して行う農業者等を支援

③ 環境保全型農業直接支払交付金

27億円

(27億円)

- ・化学農薬・化学肥料を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援

6 鳥獣被害防止対策等

【5年度当初】

【4年度補正】

① 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

97億円

37億円

(101億円)

- ・鳥獣被害の防止に向け、地域ぐるみの捕獲活動、ICTを活用した被害対策の定着、侵入防止柵の整備及び機能強化等を支援するほか、森林における効率的なシカ捕獲への支援等を実施

- ・捕獲鳥獣を有効活用し、ジビエの利活用を推進するため、衛生管理の知識を有する捕獲者や処理加工施設の人材の育成、豚熱発生県でのジビエ利用の再開、プロモーション等による、ペットフード等を含む需要拡大を支援

② 特殊自然災害対策施設緊急整備事業

3億円

(3億円)

- ・火山の降灰等の被害に対応するため、洗浄用機械施設等の整備、これと一体的に行う用水確保対策等を支援

7 中山間地域等の活性化

【5年度当初】

【4年度補正】

① 中山間地農業ルネッサンス事業<一部公共>

407億円

(407億円)

- ・中山間地域等において、地域特性を活かした活動の推進や各種支援事業の優先採択等により、中山間地域の多様な取組を総合的に支援

② 中山間地域等対策

15億円

このほか

関係中山間地域優先枠

184億円

- ・中山間地域等において、地域ぐるみの話し合いを通じた土地利用構想図の作成とその実現に向けた取組、収益力向上・生活支援等の取組やデジタル技術の導入・定着、農家所得確保の計画策定と実践等を支援

③ 棚田地域の振興

(農山漁村振興交付金)

91億円の内訳

(98億円の内訳)

(中山間地域等直接支払交付金)

261億円の内訳

(261億円の内訳)

- ・棚田地域振興法に基づく棚田の保全・振興に向けたモデル的な取組や、景観保全等の環境整備を支援

農業・農村整備事業 <公共>

【令和5年度予算概算決定額 332,303（332,136）百万円】 （令和4年度補正予算 167,700百万円）

<対策のポイント>

競争力強化のための水田の畑地化・汎用化や農地の大区画化、新たな農業水利システムの構築、国土強靭化のための農業水利施設の適切な更新・長寿命化、省エネ化・再工ネリ利用、ため池の防災・減災対策や農業用ダムの洪水調節機能強化、集落排水や農道等の生活インフラの整備等を推進します。

<事業目標>

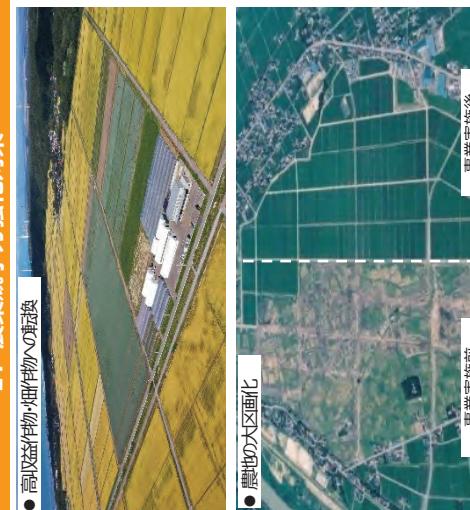
- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）[令和5年度まで]
- 更新が早期に必要と判断している基幹的農業水利施設における対策着手の割合（10割）[令和7年度まで]

<事業の内容>

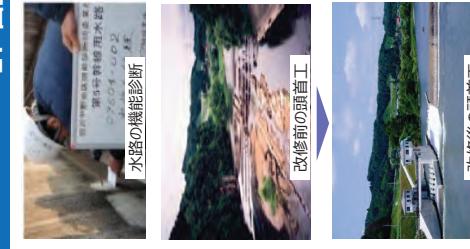
1. 農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備 (農業競争力強化対策)

担い手への農地集積や農業の高付加価値化を図るため、農地中間管理機構との連携等により、**水田の畑地化・汎用化**や農地の大区画化等の基盤整備を推進します（**高収益作物・畑作物・耕作機械の導入促進費等**を併せて交付）。また、水利用の高度化や水管管理の省力化を図るため、**パイプライン化**や**ICTの導入**等による新たな農業水利システムの構築等を推進します。

1. 農業競争力強化対策 ● 高収益作物・畑作物の転換



2. 国土強靭化対策 ● 水路の機能診断



2. 国土強靭化対策 ● 排水機場の整備



<事業イメージ>

2. 農業水利施設の戦略的な保全管理、防災・減災対策 (国土強靭化対策)

農業水利施設の更新・長寿命化、省エネ化・再工ネリ利用、農地の湛水防止対策、ため池の防災・減災対策、農業用ダムの洪水調節機能強化等を推進します。

2. 農業水利施設の戦略的な保全管理、防災・減災対策 ● 情報通信環境の整備 (関連事業)



2. 農業水利施設の戦略的な保全管理、防災・減災対策 ● 農道の整備



3. 農村整備（田園回帰・農村定住促進）

農村に人が安心して住み続けられる条件を整備するため、**集落排水施設**や**農道、地域資源利活用施設の整備**等を推進します。

3. 農村整備（田園回帰・農村定住促進）

● 農業集落排水施設の整備



● 情報通信環境の整備 (関連事業)



● 農道の整備



<事業の流れ>

※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

[お問い合わせ先] 農村振興局設計課 (03-3502-8695)

国営かんがい排水事業 <公共>

【令和5年度予算概算決定額 102,464（105,264）百万円】 （令和4年度補正予算額 12,815百万円）

<対策のポイント>

農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用用排水施設の整備を行い、農業用水の確保・安定供給と農地の排水改良を図ります。

<事業目標>

- 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- 更新が早期に必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合（10割「令和7年度まで」）
- 更新事業（機能向上を伴う事業地区を除く）の着手地区においてストックの適正化等により維持管理費を節減する地区の割合（10割「令和7年度まで」）

<事業の内容>

農業用水の確保、適期・適量供給、排水改良を図るため基幹的な農業水利施設の整備・更新を行います。

1. 一般型

地域に適した水利・排水システムの確立のために行う農業用用排水施設の整備
【実施要件】受益面積3,000ha以上 等



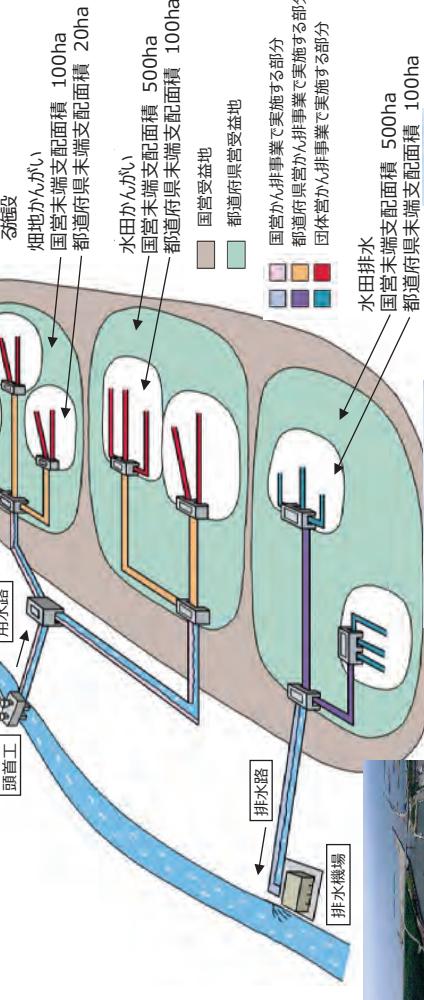
<事業イメージ>



2. 特別型

- ・高収益作物の導入・転換に必要な畠地化・汎用化を行うための整備
- ・担い手への農地集積を目的とした水利システムの再編を行うための整備
- ・治水協定ダムの利水機能の確保及び洪水調節機能の強化を行うための整備
- ・老朽化等による機能低下が見られる施設の集約・再編を伴う整備
- ・突発事故発生時の事後保全対策、事故リスクのある箇所の予防保全対策及び施設の長寿命化対策の一体的な実施
- ・小水力等発電施設の導入や用排水機の省エネルギー化等、低炭素型の農業水利システムへの移行のための整備を加速して推進（附帯事業として、省エネ化による所定のエネルギー消費効率の改善に対し促進費を交付）
- 【実施要件】受益面積500ha以上 等

※下線部は拡充内容



●用排水路 外水管橋
●排水機場

●排水機場
河川や海面より低い場所を汲み上げ、安全地帯で排水する施設

●排水機場
（03-6744-2206）

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課
国（国費率：農林水産省2/3、北海道・離島75%、沖縄・奄美90% 等）

<事業実施主体>

国営かんがい排水事業（拡充） ～低炭素型の農業水利システムへの移行を推進～

- 2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、農業水利施設の省エネ化・再エネ利用をより一層推進する必要。
- このため、小水力等発電施設の導入や省エネルギー化に資する高効率設備への更新等の取組を強化するとともに、ソフト対策との連携による相乗効果の発揮を促進し、低炭素型の農業水利システムへの移行を加速。

事業内容

小水力等発電施設の導入

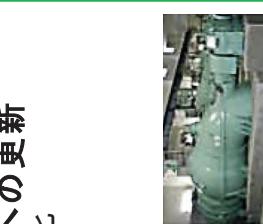


導水管

水車

発電機

農業水利施設の省エネルギー化 高効率設備への更新



更新前の施設

更新後の施設

附帯事業（R5年度拡充）

（水利施設整備事業（低炭素農業水利システム構築型））

- ・省エネルギー化推進計画に基づき、施設管理者がハード対策及びソフト対策（無効送水の削減等）によって、地区全体で所定のエネルギー消費効率の改善を達成した場合に、当該ハード対策にかかる農家負担分に促進費を交付

- ・採択期間：R5～R7（3年間）

※上記期間中に地域整備方向検討調査または地区調査に着手した地区にも適用

・支援内容

支援基準 (エネルギー消費効率の改善)	促進費 (ハード対策に係る割合)
直近4年度のエネルギー原単位※の変化率が99%以下	4% (農家負担の8割)
直近4年度のエネルギー原単位の変化率が105%以下で、直近2年度のエネルギー原単位が悪化していないこと	4% (農家負担の8割)

※エネルギー原単位：電気使用量÷電気使用量と密接な関係を持つ値
(例：施設管理に係る収入、施設稼働時間、使用水量等)

実施要件

- （1）受益面積 500ha以上
- （2）省エネ化・再エネ利用に係る計画を策定すること
- （3）総事業費 2,000万円以上
- （4）末端支配面積 100ha以上まで実施可能

国費率

- 一般施設：農林水産省 2/3、北海道・離島 75%、沖縄・奄美 90%等
基幹施設：農林水産省 70%、北海道・離島 85%、沖縄・奄美 90%等

※ 基幹施設（国費率70%等）を整備する際に、当該基幹施設の維持管理費軽減のための発電施設を合わせて整備する場合は、その施設については基幹施設と一体のものとして区分する。

事業実施主体

国

R5年度における農業水利施設の省エネルギー化推進のための制度拡充の概要

- 農業水利施設の省エネルギー化を推進し、エネルギー価格の高騰の影響を受けにくくする農業水利システム（管理手法、設備）への転換を促すため、地区全体で所定のエネルギー消費効率の改善を達成した場合に、ハード対策の農家負担分を低減する仕組みを導入。

支援内容

【対象事業】

①国営かんがい排水事業（低炭素農業水利システム構築事業）

- 実施要件：受益面積500ha以上、総事業2,00万円以上等
- 負担割合（基本）：国2/3、都道府県19.4%、市町村9%、農家5%

②水利施設整備事業（低炭素農業水利システム構築型）

- 事業主体：都道府県、市町村、土地改良区等
- 実施要件：受益面積100ha以上等
- 負担割合（基本）：国50%、都道府県31%、市町村13%、農家6%

支援イメージ

ソフト対策

- 施設管理者による地区全体での省エネ化に向けたソフト対策の実施
- ＜ソフト対策の例＞
- ポンプの吸込／吐出水位の見直し
 - 大口径ポンプの優先使用
 - 無効送水の節減
 - 節水による送水量の削減等



ハード対策

- 事業による省エネ化のためのポンプの高効率化等



+

地区全体で所定のエネルギー消費効率改善基準を達成

促進費によりハード対策の農家負担分の8割を交付

促進費による負担軽減のイメージ（②水利施設整備事業の場合）

通常	国 50%	県 31%	市町村 13%	農家 6%	農家 1%
促進費 交付後	国 50%	県 31%	市町村 13%	農家 6%	促進費 5% 国1/2 県1/2

エネルギー消費効率の改善基準※1	促進費助成割合（整備費に対する割合）	
①国営かんがい排水事業	①国営かんがい排水事業	②水利施設整備事業
・事業実施後4年度における原単位※2の変化率の平均が99%以下	4% 〔農家負担割合 5%→1%〕	5% 〔農家負担割合 6%→1%〕
・事業実施後4年度における原単位※2の変化率の平均が105%以下で、かつ、直近2年度連続で原単位が悪化していない		

※1：再エネ賦課金の減免制度における優良基準と同じ基準を適用（優良基準を達成した場合は再エネ賦課金が8割減免）
※2：原単位＝電気使用量÷電気使用量と密接な関係を持つ値（施設管理に係る収入、施設の稼働時間、使用水量等）

【採択期間】

- 令和5年度～令和7年度（3年間の時限措置）
- ※上記期間中に調査に着手した地区も対象とする。

【参考】
・水利施設整備事業（実施計画策定期）において、農業水利施設の省エネ化に向けた調査・検討を支援

化

国営農用地再編整備事業 <公共>

【令和5年度予算概算決定額 40,348（40,300）百万円】
(令和4年度補正予算額 20,411百万円)

<対策のポイント>

広域的な農地の大区画化や排水改良を行い、農地集積・集約化を加速するとともに、耕作放棄地の解消・未然防止、生産コスト低減や高収益作物への転換等による産地収益力の向上を図ります。また、国産飼料生産基盤の強化のため、牧草・飼料作物の生産地帯を対象とした基盤整備の促進を図ります。

<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割 [令和5年度まで]）

<事業の内容>

1. 国営緊急農地再編整備事業

- ・ 基幹事業：区画整理
 - ・ 併せ行う事業：農業用用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全
- 【実施要件】 受益面積 400ha以上、耕作放棄地及び耕作放棄のおそれがある農地が一定割合以上 等

事業実施後



事業実施前



<事業イメージ>

2. 国営農地再編整備事業（中山間地域型）

- ・ 基幹事業：区画整理、開畑、農地保全
 - ・ 併せ行う事業：農業用用排水施設
- 【実施要件】 受益面積 400ha以上、中山間地域であること 等

農地の大区画化、耕作放棄地発生の防止

産地収益力の向上等

- 自動走行農機等に対応した農地整備により、自動走行農機等の省力化技術の導入を促進。



農地の大区画化、耕作放棄地発生の防止

農地の大区画化・排水改良等

- 農地の大区画化や排水改良（地下かんがいシステムの導入等）を実施



小区域で不整形な農地

3. 国営農地再編整備事業（次世代農業促進型）

- ・ 基幹事業：区画整理
 - ・ 併せ行う事業：農業用用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全
- 【実施要件】 受益面積 400ha以上、高収益作物の作付面積割合が一定割合以上増加すること 等

農地の大区画化、耕作放棄地発生の防止

自動走行農機等による効率化

- 農機の旋回を容易にし、作業効率を向上させる用排水路の整備



農機の旋回を容易にし、作業効率を向上させる用排水路の整備

4. 国営農地再編整備事業（草地整備型）

- ・ 基幹事業：区画整理
 - ・ 併せ行う事業：農業用用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全
- 【実施要件】 受益面積 1,000ha以上、畜産クラスター計画との連携 等

<事業実施主体>

- ※ 先端技術の確立・体系化に向けた実証
国営農用地再編整備事業実施地区を対象に、先端技術に対応した農地整備手法等の確立・体系化に向けた実証を行います。
- ※ 下線部は拡充内容
国 (国費率：内地2/3、北海道75% 等)

[お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課 (03-6744-2207)

国営農用地再編整備事業（拡充） ～先端技術の体系化に向けた実証事業～

- 人口減少に伴う農業者や技術者の不足により、我が国の農林水産業をとりまく状況が大きく変わる中、ICTの活用や農林水産業のグリーン化等を推進することで、農林水産業の持続可能な成長を図ることが重要です。
- こうした中、農地整備においても、①新たな「土地改良長期計画」に基づき、「情報化施工等のICTの活用」により、事業実施や営農・維持管理の省力化・高度化を図ること、②「みどりの食料システム戦略」で掲げる農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現に向け、バイオ炭等を活用した炭素貯留の拡大を進めています。
- これらの政策課題の実現のため、国営地区をモデルとして、技術及び効果を行うことで、先端技術に対する実証を行っています。

1. 事業内容 ～先端技術に対応した農地整備手法等の確立・体系化に向けた実証事業の創設～

(1) ICT導入実証事業

3次元データを活用した設計から施工、営農・維持管理までの一体的な農地整備等を実証

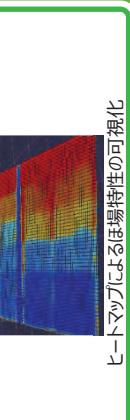
調査・設計段階



施工段階（情報化施工）



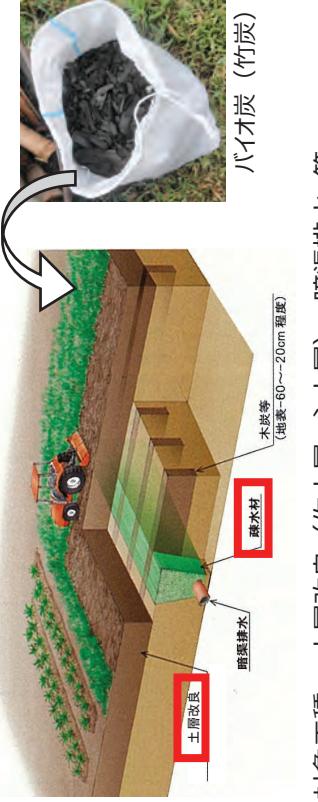
調査・検討



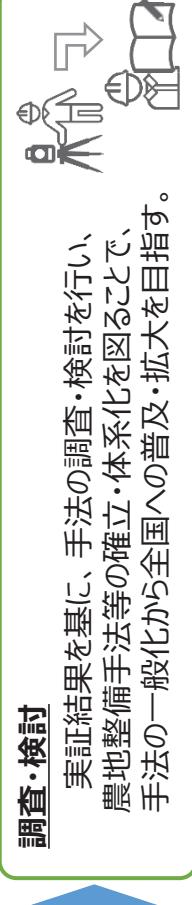
(2) 炭素貯留技術導入実証事業

バイオ炭等を活用した炭素貯留に資する農地整備等を実証

投入



対象工種： 土層改良（作土層、心土層）、暗渠排水 等



2. 実施要件等

- (1) 国営農用地再編整備事業の実施地区であること
- (3) 事業実施期間：5か年（令和5年度から令和9年度まで）

- (2) 先端技術の導入に係る計画を策定すること
- (4) 国費率：10/10

3. 実施主体

国

国営総合農地防災事業<公共>

【令和5年度予算概算決定額 26,966（28,025）百万円】
(令和4年度補正予算額 5,842百万円)

<対策のポイント>

自然的・社会的な状況の変化に起因した農地・農業用用排水施設の機能低下や災害発生のおそれが生じている地域において、農業用用排水施設等を整備し、施設の機能回復や災害の未然防止を図ります。

<事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 (約21万ha「令和7年度まで」)

<事業の内容>

- 農業用用排水施設の機能回復
湛水被害や水質汚濁、地盤沈下による障害等に対応し、施設の機能回復や災害の未然防止を図るため、ダム、頭首工、幹線用排水路、排水機場等の整備を行います。
- 農業用用排水施設の豪雨災害対策
豪雨による被害が発生した地域において、計画基準降雨の見直しを行い、必要な排水能力を有しない排水機場、排水路等の機能向上を行います。
(統合運用に係るもの)の末端支配面積要件を緩和)
- 農業用用排水施設の耐震化対策
大規模地盤災害の発生に備え、必要な耐震性能を有していない大規模農業用用排水施設の耐震化対策を推進します。
- 防災重点農業用ため池の豪雨災害対策、耐震化対策
大規模優良農業地域において、決壊した場合の影響が大きい防災重点農業用ため池の豪雨災害対策、耐震化対策等を行います。
【令和12年度まで】

<事業イメージ>



※下線部は拡充内容

[お問い合わせ先] 農村振興局防災課 (03-3502-6430)

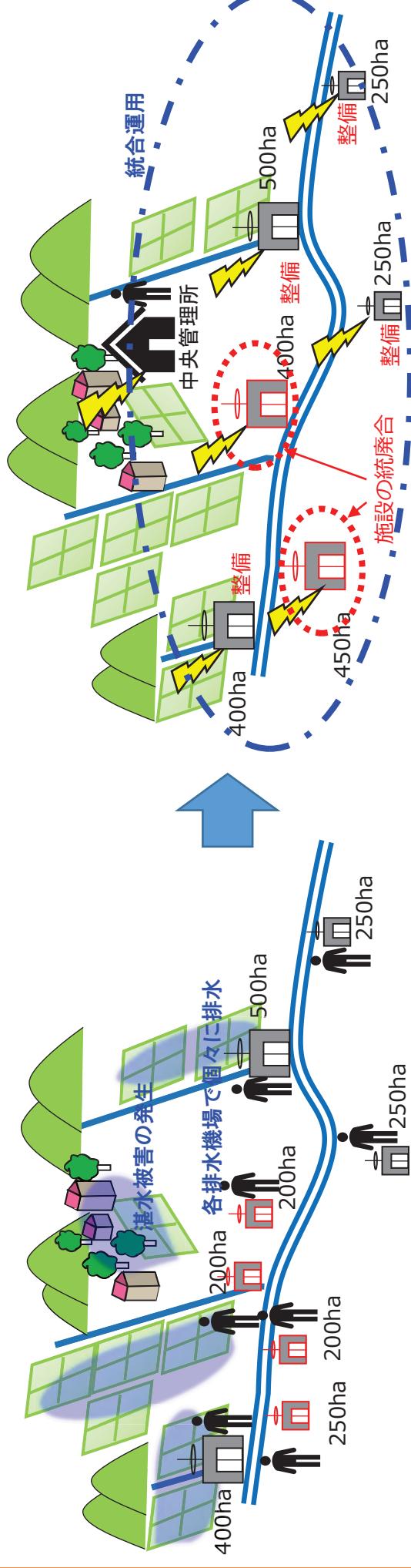
国営総合農地防災事業（拡充）

～農業用排水施設の統廃合及び統合運用による流域治水対策の推進～

- 近年の豪雨災害の激甚化・頻発化により、河川下流域の低平地では、既存の排水施設の能力不足による湛水被害や、河川堤防の決壊による洪水被害のリスクが高まっている。
- このため、複数の排水施設の統廃合や統合運用を促進することで、施設の整備及び管理に要する費用を抑制しつつ、湛水被害や洪水被害のリスク軽減を図り、流域治水対策を推進する。

事業内容

同一水系の河川で個別に運用されている複数の排水施設の統廃合及び統合運用



実施要件

以下の要件に該当する場合、豪雨災害対策型の末端支配面積要件を300haから100haに緩和

- (1) 受益地域における排水対策に係る取組が流域治水対策に位置付けられていること又は位置付けられる見込みであること
- (2) 排水施設の効率的な統合運用が図られること
- (3) 当該施設をそれぞれ単独で整備及び管理する場合に比して、整備及び管理に要する費用が低減すること

事業実施主体
国

防災情報ネットワーク事業 <公共>

[令和5年度予算概算決定額 1,169（1,040）百万円]
(令和4年度補正予算額 592百万円)

<対策のポイント>

迅速かつ的確な防災情報の収集、災害対応等を行うため、国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備とため池防災支援システムの保守運用を行つとともに、非常時対策として必要な災害応用ポンプ等の整備等を行います。

<事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 (約21万ha [令和7年度まで])

<事業の内容>

1. 国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備等
国営造成土地改良施設の観測情報、気象情報等の防災情報の迅速な収集、伝達、蓄積及び分析整理を行うために必要な防災情報ネットワーク設備の整備、保守運用を行います。



<事業イメージ>

ため池防災支援システム



※ 下線部は拡充内容
3. 非常時対策
国が策定した非常時対応のための行動計画に基づく災害応急用ポンプ等の運搬、運転、点検、整備、保守を実施します。

非常時対策



※ 政府情報システムによる事業内容等を含む。

[お問い合わせ先] (1, 2の事業) 農村振興局防災課 (03-6744-2210)
(3の事業) 農村振興局設計課 (03-3502-6094)

直轄地すべり対策事業 <公共>

<対策のポイント>

農用地・農業用施設や人家、公共施設などを地すべりから守り、国土の保全や安全で快適な生活環境の実現に貢献するため、地すべり防止区域内の地すべり防止工事を推進します。

<事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha [令和7年度まで]）

<事業の内容>

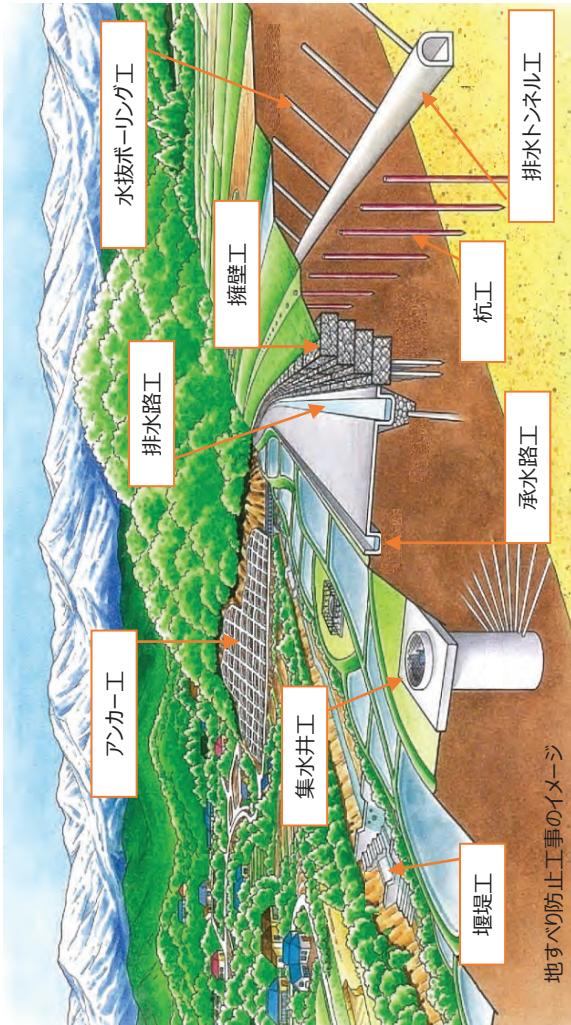
地すべりによる被害を除去・軽減するため、地表水・地下水の排除、土留工、侵食防止工等の地すべり防止工事を実施します。

【実施要件】

- ・ 規模が著しく大きいもの（おおむね50億円以上）
- ・ 高度の技術を必要とするもの
- ・ 高度の機械力を使用して実施する必要があるもの
- ・ 都道府県の区域の境界にかかるもの

※ 地すべりとは、急傾斜地の崩壊とは異なり、地下水等に起因して土地の一部がすべる現象のこと。

<事業イメージ>



【令和5年度予算概算決定額 720（440）百万円】

<事業実施主体>

国（国費率：2/3）

[お問い合わせ先] 農村振興局防災課（03-3502-6430）

水資源開発事業 <公共>

[令和5年度予算概算決定額 8,500（8,010）百万円]
(令和4年度補正予算額 610百万円)

<対策のポイント>

利根川・荒川等の水資源開発水系において、農業水利施設の整備・管理を行い、農業用水の確保、安定供給を図ります。

<事業目標> 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

<事業の内容>

食料の安定供給の確保、農業の持続的発展等に必要な農業用水の安定的な供給のため、各水資源開発水系において閣議決定された水資源開発基本計画に基づく以下の事業を実施します。

1. 水資源機構かんがい排水事業

水資源の開発又は利用のための施設の新築又は改築を行い、水利用の合理化と安定を図るとともに、突発事故等不測の事態に対する施設の機能保全対策、改築と一体的に実施する耐震対策や災害防止対策、支線水路の更新対策等を行います。

2. 農地防災事業

自然的・社会的状況の変化に対し災害の未然防止等を図るため、水資源の開発又は利用のための施設のうち、重要度・緊急性の高い施設の耐震化、地盤沈下等への対策を行います。

3. 水資源機構かんがい排水事業造成施設管理

水資源機構が造成した施設等のうち、基幹的施設の運転操作、施設の機能診断等、施設の適正な管理を行います。

4. 事業計画等検討調査

地域の農業構造や営農形態等の変化を踏まえ、必要な施設設計画等を策定するための調査を実施します。

<事業の流れ>

2/3等



独立行政法人
水資源機構



<事業イメージ>

○施設の改築



<事業イメージ>



○施設の改築



○施設の適正な管理

管水路の機能診断

[お問い合わせ先] 農村振興局水資源課 (03-3501-5604)

農業競争力強化基盤整備事業 <公共>

【令和5年度予算概算決定額 63,319（62,717）百万円】
(令和4年度補正予算額 81,975百万円)

<対策のポイント>

農業競争力強化を図るため、農地中間管理機構等とも連携し、農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の長寿命化やパイプライン化・ICT化等の整備を行い、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化、高収益作物の導入、水利用の効率化・水管管理の省力化等を推進します。

<政策目標>

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割「令和5年度まで」）
- 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上「令和7年度まで」）

<事業の全体像>

1. 農業競争力強化農地整備事業

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、生産効率の向上、農業の高付加価値化等を図る農地の大区画化・汎用化など、農地の整備を推進します。

2. 農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理機構が借り入れている農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援します。

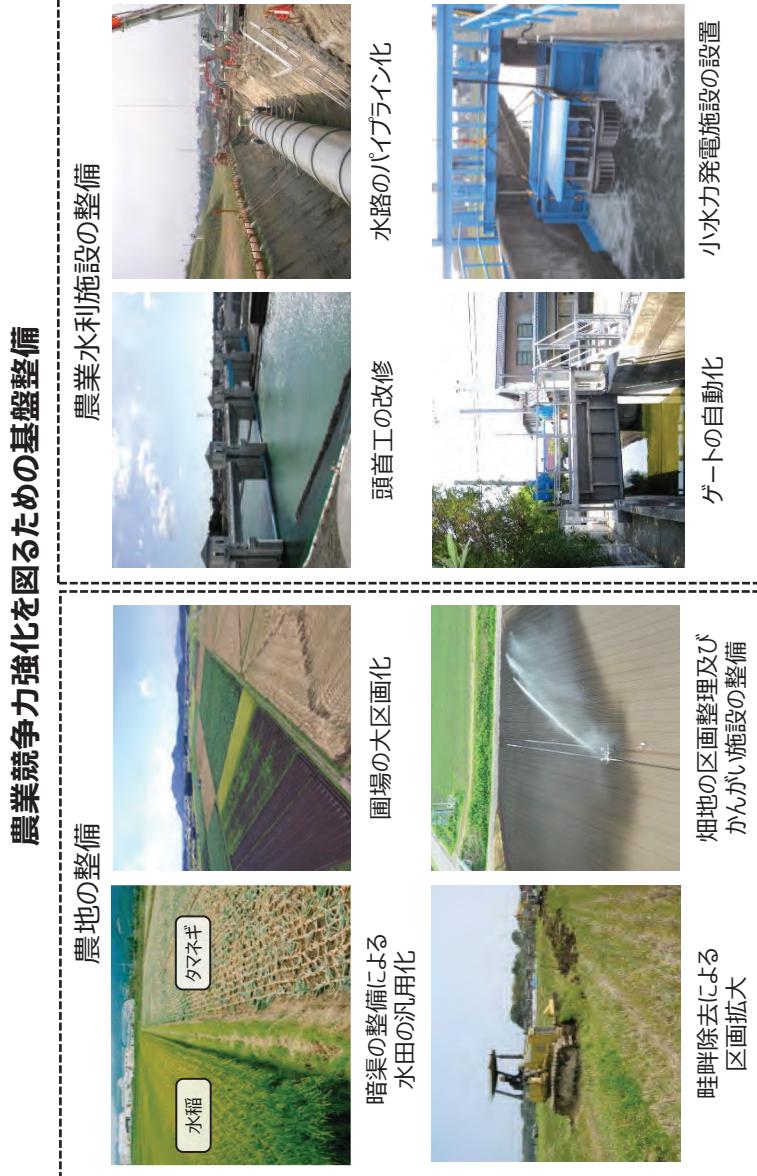
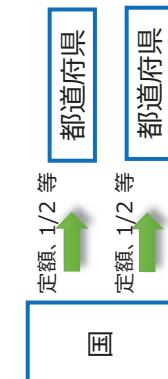
3. 水利施設整備事業

農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、パイプライン化・ICT化等により水利用の高度化、水管管理の省力化を図ります。

4. 畑地帯総合整備事業

畑地のかんがい施設整備や区画整理、水田地帯における高収益作物を導入した営農体系への転換のための畠地化・汎用化など、畠地・樹園地の高機能化を推進します。

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] (1、2の事業) 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)
(3、4の事業) 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

農業競争力強化基盤整備事業のうち 農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、生産効率の向上、農業の高付加価値化を図る農地の大区画化・汎用化など、農地の整備を推進します。

<対策のポイント>

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割「令和5年度まで」）
- 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上「令和7年度まで」）

<事業目標>

- 全農地面積に占める担い手への農地集積・集約化や、生産効率の向上、農業の高付加価値化を図る農地の大区画化・汎用化など、農地の整備を推進します。

農業競争力強化農地整備事業 <公共>

[令和5年度予算概算決定額 63,319（62,717）百万円の内数]
(令和4年度補正予算額 81,975百万円の内数)

<事業の内容>

1. 農地整備事業
地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を踏まえつつ、必要な生産基盤及び當農環境の整備と経営体の育成を一貫的に実施

2. 草地畜産基盤整備事業

畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に必要な草地の基盤整備等を実施

3. 農業基盤整備促進事業

畦畔除去、暗渠排水等、地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備を実施

※ 実施計画等策定事業

農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画を策定
スマート農業に取り組む地区は最大4年間、定額助成も可能
(定額助成は令和7年度採択分まで)

※ 土層改良にバイオ炭を使用することが可能（1、3の事業）

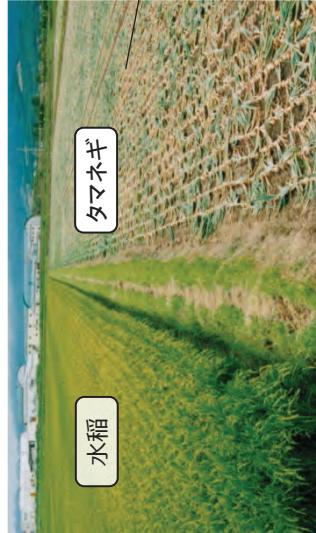
※ 下線部は拡充内容

<事業イメージ>

地域全体の一体的な農地整備によって、労働・土地生産性が向上し、併せて担い手への農地集積や高収益作物の導入を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。



(事業後) 大区画化・整形した農地



(事業前) 小規模で不整形な農地

<事業の流れ>

暗渠の整備により水田の汎用性の向上を図り、収益性の高い作物の作付を可能にします。



- 我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や生産効率の向上、農業の高付加価値化等を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠。
- 大区画化・汎用化等の農地整備については、農地中間管理機構とも連携して推進。

1. 事業内容

① 農地整備事業

工 種：区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水分施設整備 等
附帯事業：農地集積促進事業 等
【限度額：事業費の12.5%】

※土層改良にバイオ炭を使用することが可能

② 実施計画等策定事業

工 種：計画策定 等（2年以内 等）

※ 中山間地域の地区、水田農業高収益化推進計画、輸出事業計画開拓地区又はスマート農業に取り組む地区は最大4年

※ 水田農業高収益化推進計画、輸出事業計画開拓地区又はスマート農業に取り組む地区の場合、定額助成（令和7年度採択分まで）

※ 財産管理制度の活用に必要な経費を支援可能

農地整備事業	
効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施	

農地集積/促進事業（促進費）

・事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区
・対象事業：都道府県営農地整備事業、国営農地再編整備事業
・助成割合

集積率	都道府県営農地整備事業		国営農地再編整備事業	
	助成割合	集約化加算※	助成割合	集約化加算※
85%以上	8.5%	+4.0%（計12.5%）	2.2%	+1.0%（計3.2%）
75～85%	7.5%	+3.0%（計10.5%）	1.9%	+0.8%（計2.7%）
65～75%	6.5%	+2.0%（計8.5%）	1.7%	+0.5%（計2.2%）
55～65%	5.5%	+1.0%（計6.5%）	1.4%	+0.3%（計1.7%）

※ 担い手に集積する農地面積の80%以上を集約化（面的集積）する場合
※ 国営負担割合は50%等



<整備前>



<整備後>



タマネギ

水稻

暗渠排水整備による水田の汎用性の向上

2. 実施主体

都道府県 等

3. 実施要件

・受益面積20ha以上（中山間地域等においては10ha以上）
・担い手への農地集積率50%以上 等

補 助 率：50% 等

農業基盤整備促進事業

- 農業の競争力を強化するためにには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を図ることが重要。
- その際、既に区画が整備されている圃場での簡易な整備については、農業者の自力施工を活用し、安価かつ迅速に実施することが有効。
- このため、農地中間管理機構とも連携しつつ、「田んぼダム」の取組や病害虫対策等を含め、地域の実情に応じた農地のきめ細かな整備を推進。

1. 事業内容

①きめ細かな基盤整備（定率助成）

- ・基盤整備
 - 暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農業用排水施設、農用地の保全
 - ※土層改良にバイオ炭を使用することができます
- ・調査調整
 - 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整
- ・指導
 - 指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査 等
- ・補助率：50% 等

②整備済み農地の簡易な整備（定額助成）※ 助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

事業種類	条件	令和4年度助成単価※ 〔主なもの〕	備考
田(畑)の 区画拡大	高低差10cm超 表土扱い有	12万5千円/10a (25万円/10a)	（）は水路変更（管 水路化等）を伴う場合
	高低差10cm以下 表土扱い無	5万5千円/10a (17万5千円/10a)	
	畦畔除去のみ	3万円/100m	
暗渠排水	バックホウ	15万円/10a	助成単価の加算 ○地下かんがい導入 + 2万5千円/10a
	トレンチャ	10万円/10a	○実施設計(外注) + 1万5千円/10a
	掘削同時埋設	7万5千円/10a	
湧水処理	バックホウ	15万円/100m	
末端 畑かん施設		15万5千円/10a (24万5千円/10a)	（）は樹園地の場合
明渠排水	バックホウ	1.5万円/100m	
客土	層厚10cm以上	11万5千円/10a	
除礫	深度30cm以上	20万円/10a	



区画拡大前
畦畔除去
区画拡大後

- ① 農業競争力強化に向けた取組を行う地域
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 受益者数2者以上
- ④ 受益面積5ha以上

注) 担い手に集約化（面的集積）する農地については、助成単価を2割加算（明渠排水を除く）

2. 実施要件

- ・水田貯留機能向上に向けた地元調整に関する調査・調整活動を支援

- ① 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構 等

農業競争力強化基盤整備事業のうち

農地中間管理機構関連農地整備事業 <公共>【令和5年度予算概算決定額 63,319（62,717）百万円の内数】 (令和4年度補正予算額 81,975百万円の内数)

<対策のポイント>

農地中間管理機構への貸出し手は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地集積が進まないおそれがあり、このため、機構が借り入れている農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援します。

<事業目標>

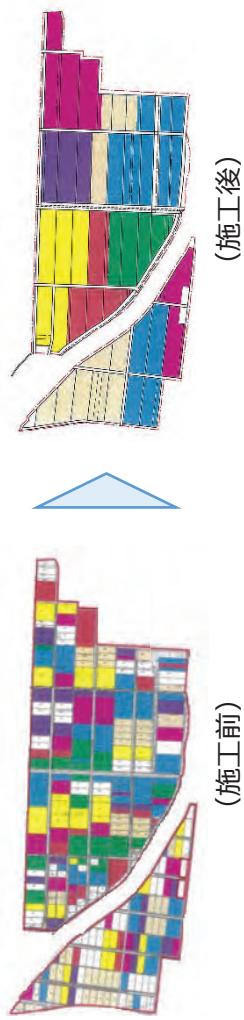
全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割 [令和5年度まで]）

<事業の内容>

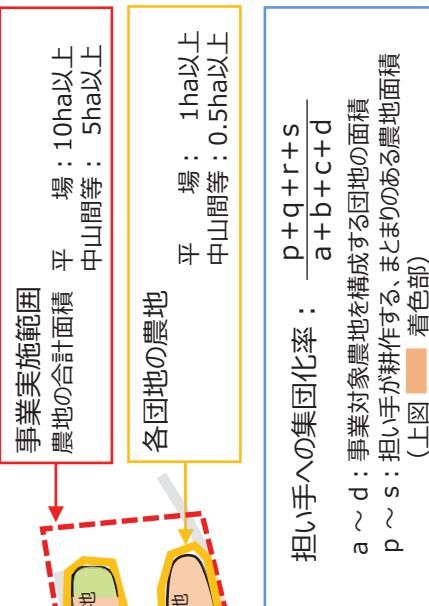
- 農地整備事業**
【対象工種】区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用用排水施設等
【附帯事業】機構集積推進事業
(推進費として事業費の12.5%等を全額国費で交付)
※ 転用防止措置：所有者が農地中間管理権を解除した場合等
には特別徴収金を徴収 等
- 実施計画等策定事業**
農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画を策定
スマート農業に取り組む地区は最大4年間、定額助成も可能
(定額助成は令和7年度採択分まで)

<事業イメージ>

機構が借り受けている、まとまりのある農地等を対象に区画整理等を実施。
(機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能。)



<農地面積・集団化の考え方>



※ 下線部は拡充内容

※ 農地整備事業の場合

1/2 等

国

[お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

農業競争力強化基盤整備事業のうち 水利施設整備事業<公共>

【令和5年度予算概算決定額 63,319（62,717）百万円の内数】
(令和4年度補正予算額 81,975百万円の内数)

<対策のポイント>

農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、パイプライン化・ICT化等により水利用の高度化、水管理の省力化を図ります。

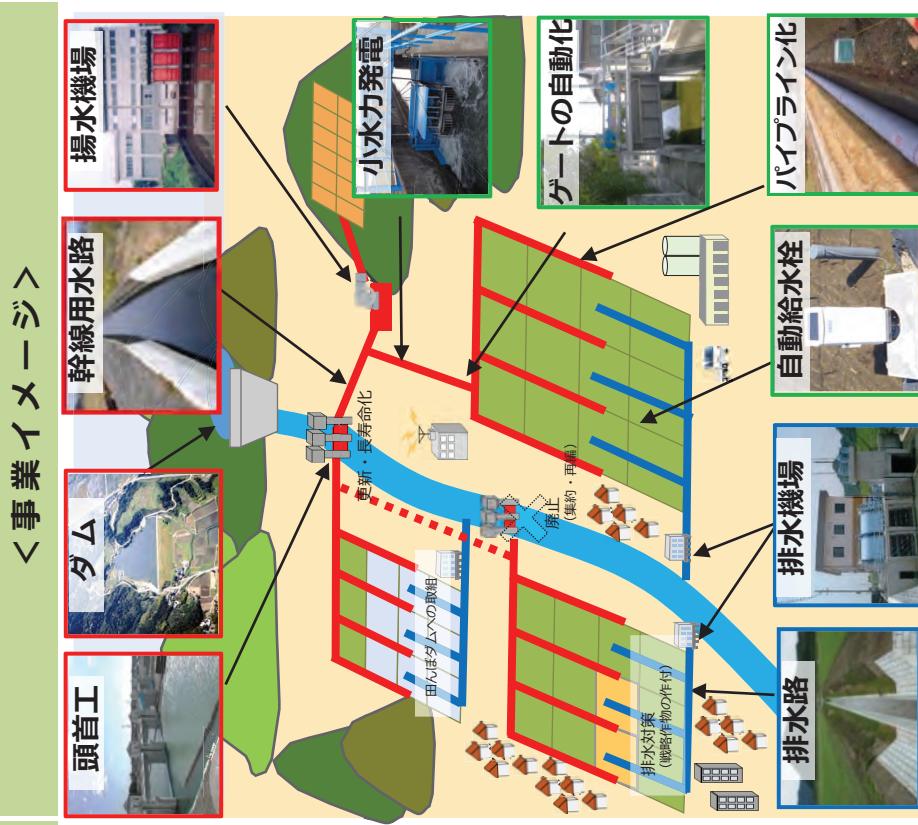
<事業目標>

- 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- 更新事業（機能向上を伴う事業地区を除く）の着手地区においてストックの適正化等により維持管理費を節減する地区の割合（10割〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 基幹的な農業水利施設等(ダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等)の整備
地域の営農方針に応じて農業水利施設の新設、廃止又は変更を実施
2. 基幹的な農業水利施設等の長寿命化対策や施設の集約・再編
機能保全計画に基づき、農業水利施設の更新・長寿命化対策や集約・再編を実施
3. 農業用ダムの洪水調節機能の強化を含む流域治水対策の推進
①農業用ダムの放流施設の整備や堆砂対策、水位計等の水管理システム整備を実施
②田んぼダムに取り組む地域において基幹から末端までの施設を一連的に整備
4. 脱炭素化の推進
小水力発電施設の導入や用排水機の省エネ化等を加速して推進
【附帯事業】省エネ化の取組によるエネルギー消費効率の改善に対する促進費
5. 戰略作物(麦・大豆等)の作付や農地の集積・集約を促進するための水利システムの確立
①担い手への農地集積を推進するための農業水利施設の整備等を実施
②作付転換に伴う農業水利施設の集約・再編等を実施
【附帯事業】中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費、作付転換に応じた推進費
6. 管理の省力化・低コスト化に資する簡易な農業水利施設の整備
ゲート・分水工の自動化など、管理の省力化等に資する簡易な整備を実施
7. 施設を効率的に整備・活用するための調査・実施計画策定等
水利用の調整や施設計画・機能保全計画の策定を実施

<事業の流れ>



※下線部は拡充内容

[お問い合わせ先] 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

水利施設整備事業（拡充）

～低炭素型の農業水利システムへの移行を推進～

- 2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、**農業水利施設の省エネ化・再エネ利用をより一層推進する必要。**
- このため、小水力発電施設の導入や省エネ化に資する高効率設備への更新等の取組を強化するとともにソフト対策との連携による相乗効果の発揮を促進し、**低炭素型の農業水利システムへの移行を加速。**

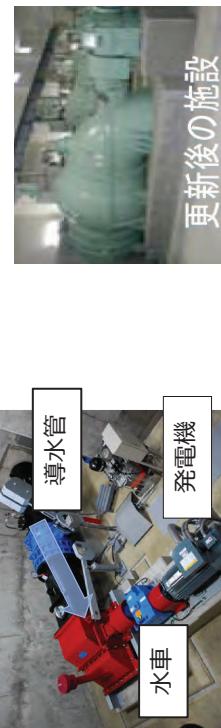
○ハード整備

【事業内容】

小水力等発電施設の導入や高効率設備・インバータの導入等の省エネ化に資する施設の整備を支援。

◇省エネ化のための高効率設備の整備 ◇小水力等発電施設の再生可能エネルギーの導入

○ポンプの高効率化



【実施要件】
・受益面積 100ha以上等（末端支配面積要件なし）
・省エネ化・再エネ利用に係る計画を策定すること

【事業実施主体】

都道府県、市町村、土地改良区等 50%等（中山間地域等 55%）

○ソフト支援（実施計画策定事業）

- ・ハード整備を行うにあたって必要な調査・検討・計画策定
- ・発電水利権の確保のために必要な調査・検討
- ・農業水利施設の省エネ化に向けた調査・検討

【事業実施主体】都道府県、市町村、土地改良区等

○附帯事業（R5年度拡充）

【附帯事業】

- ・省エネ化推進計画に基づき、施設管理者がハード対策及びソフト対策（無効送水の削減等）によって、地区全体で所定のエネルギー消費効率の改善を達成した場合に、当該ハード対策にかかる農家負担分に促進費を交付
- ・採択期間：R5～R7（3年間）

※上記期間中に事業実施に向けた調査に着手している地区にも適用

支援内容	支援基準 (エネルギー消費効率の改善)	促進費 (ハード対策に係る割合)
事業実施後の4年間ににおけるエネルギー原単位※の変化率が99%以下	5 % (農家負担の8割)	
事業実施後の4年間ににおけるエネルギー原単位の変化率が105%以下で、直近2年度のエネルギー原単位が悪化していないこと	5 % (農家負担の8割)	

※エネルギー原単位：電気使用量÷電気使用量と密接な関係を持つ値
(例：施設管理に係る収入、施設稼動時間、使用水量等)

【補助率】 定額（R7年度まで）

R5年度における農業水利施設の省エネルギー化推進のための制度拡充の概要

- 農業水利施設の省エネルギー化を推進し、エネルギー価格の高騰の影響を受けにくくする農業水利システム（管理手法、設備）への転換を促すため、地区全体で所定のエネルギー消費効率の改善を達成した場合に、ハード対策の農家負担分を低減する仕組みを導入。

支援内容

【対象事業】

①国営かんがい排水事業（低炭素農業水利システム構築事業）

- 実施要件：受益面積500ha以上、総事業2,00万円以上等
- 負担割合（基本）：国2/3、都道府県19.4%、市町村9%、農家5%

②水利施設整備事業（低炭素農業水利システム構築型）

- 事業主体：都道府県、市町村、土地改良区等
- 実施要件：受益面積100ha以上等
- 負担割合（基本）：国50%、都道府県31%、市町村13%、農家6%

支援のイメージ

ハード対策

事業による省エネ化のためのポンプの高効率化等



+

- <ソフト対策の例>
- ポンプの吸込／吐出水位の見直し
- 大口径ポンプの優先使用
- 無効送水の削減
- 節水による送水量の削減等

ソフト対策

施設管理者による地区全体での省エネ化に向けたソフト対策の実施

地区全体で所定のエネルギー消費効率改善基準を達成

促進費によりハード対策の農家負担分の8割を交付

促進費による負担軽減のイメージ（②水利施設整備事業の場合）

通常	国 50%	県 31%	市町村 13%	農家 6%	農家1%
促進費 交付後	国 50%	県 31%	市町村 13%	農家 6%	農家1% 5% 国1/2 県1/2

エネルギー消費効率の改善基準※1

促進費助成割合（整備費に対する割合）	
①国営かんがい排水事業	②水利施設整備事業
4%	5% (農家負担割合 6%→1%)
事業実施後4年度における原単位※2の変化率の平均が99%以下	事業実施後4年度における原単位※2の変化率の平均が105%以下で、かつ、直近2年度連続で原単位が悪化していない

※1：再エネ賦課金の減免制度における優良基準と同じ基準を適用（優良基準を達成した場合は再エネ賦課金が8割減免）

※2：原単位＝電気使用量÷電気使用量と密接な関係を持つ値（施設管理に係る収入、施設の稼働時間、使用水量等）

【採択期間】

- 令和5年度～令和7年度（3年間の時限措置）

※上記期間中に調査に着手した地区も対象とする。

【参考】

- ・水利施設整備事業（実施計画策定期）において、農業水利施設の省エネ化に向けた調査・検討を支援

農業競争力強化基盤整備事業のうち 畠地帯総合整備事業<公共>

【令和5年度予算概算決定額 63,319（62,717）百万円の内数】
(令和4年度補正予算額 81,975百万円の内数)

<対策のポイント>
畠地のかんがい施設整備や区画整理、水田地帯における高収益作物を導入した官農体系への転換のための畠地化・汎用化など、畠地・樹園地の高機能化を推進します。

<事業目標>

- 全畠地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割「令和5年度まで」）
- 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上「令和7年度まで」）

<事業の内容>

1. 畑作経営の体質強化に必要な畠地かんがい等の生産基盤や官農環境の総合的な整備

畠地帯における畠地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備等の総合的な基盤整備を実施するもの

〔営農用水施設や土層改良、水管理施設の整備等は単独でも実施可能〕

【附帯事業】

中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費
高収益作物の導入面積割合に応じた促進費（畠地周辺の水田の畠地化を対象に追加）
【実施要件】 受益面積20ha（畠地帯総合整備中山間地域型は10ha）以上
(樹園地については受益面積5ha以上※（0.5ha以上の圃地の合計）) 等
※ 優良品種・品目の導入に取り組む場合

2. 水田地帯における高収益作物等の導入・定着に向けた畠地化・汎用化のための整備

高収益作物の導入・定着に向けた促進費 等の基盤整備を実施するもの

【附帯事業】

高収益作物や畠作物の導入面積割合に応じた促進費 等
【実施要件】 受益面積20ha（中山間地域等 10ha）以上
(事業実施区域の5割以上で高収益作物を作付けする場合は5ha以上)
〔畠作物等転換型：受益面積5ha以上
(受益面積全てで畠作物・園芸作物が作付けされること)〕 等

3. 事業の実施に必要な実施計画や換地計画の策定のための調査・調整等

<事業の流れ>

1/2. 定額 等
↑
国

民間団体等
(都道府県、市町村を含む)

※下線部は拡充内容



[お問い合わせ先] 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

水利施設整備事業及び畠地帯総合整備事業の拡充（令和4年度補正）

施策の目的

- 口シアのウクライナ侵略等、国際情勢が大きく変化し、経済安全保障・食料安全保障等の重要性がこれまでになく高まる中、海外依存度の高い農産物の国内生産の拡大等により、食料安全保障の強化を図る。

施策の概要

- 「水利施設整備事業」及び「畠地帯総合整備事業」を拡充し、水稻から畠作物・園芸作物への作付転換に必要な排水対策等の基盤整備を支援するとともに、基盤整備にかかる農業者の費用負担分を支援する仕組みを導入することで、作付転換を強力に推進。

水利施設整備事業（畠作等推進支援水利再編型）の創設

【事業内容】

作付転換に伴う農業水利施設の集約・再編等

【要件】

- ① 受益面積20ha以上（中山間地域10ha以上）、末端支配面積なし
- ② 受益地内の水田面積を20%以上（最低5ha以上）畠作物・園芸作物に転換すること

※転換した水田は水活交付金の交付対象水田から除外

【事業実施主体】 都道府県	国		県		市		農家(参考)
	内地 (中山間)	50.0% (55.0%)	27.5% (27.5%)	10.0% (10.0%)	12.5% (7.5%)		
北海道	50.0% (中山間)	32.5% (55.0%)	10.0% (32.5%)	7.5% (10.0%)	2.5% (2.5%)		
沖縄	80.0% 50%等	12.5% 附帯ソフト事業により	5.0% 農家負担相当分を定額支援	2.5% 農家負担相当分を定額支援			
奄美	65.0% 附帯ソフト事業により	25.0% 農家負担相当分を定額支援	8.0% 農家負担相当分を定額支援	2.0% 農家負担相当分を定額支援			
離島	55.0% 附帯ソフト事業により	27.5% 農家負担相当分を定額支援	10.0% 農家負担相当分を定額支援	7.5% 農家負担相当分を定額支援			

畠地帯総合整備事業（畠作物等転換型）の創設

【事業内容】

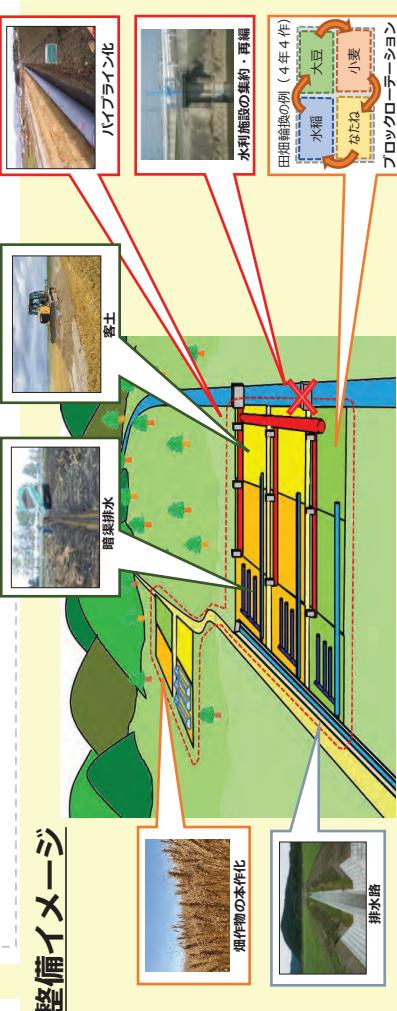
作付転換による区画整理、農業水利施設等の整備

【要件】

- ① 受益面積5ha以上、末端支配面積なし
- ② 地域全体として畠作物・園芸作物への転換を行うこと

※本事業を実施した地区は、水活交付金の交付対象水田から除外

【事業実施主体】 都道府県、市町村、改良区等	国		県		市		農家(参考)
	内地 (中山間)	50.0% (55.0%)	29.0% (28.5%)	29.0% (28.5%)	11.0% (10.5%)	10.0% (6.0%)	
北海道	50.0% (中山間)	33.5% (55.0%)	10.5% (33.0%)	10.5% (10.0%)	6.0% (2.0%)		
沖縄	80.0%	13.0%	5.0%	2.0%			
奄美	65.0%	25.5%	8.0%	1.5%			
離島	55.0%	28.5%	10.5%	6.0%			



整備イメージ

附帯ソフト事業（產地形成支援事業）

【事業内容】

畠作物・園芸作物への転換に向けた支援

【補助率】

定額（農家負担額相当まで）

農村地域防災減災事業 <公共>

【令和5年度予算概算決定額 41,119（40,725）百万円】
(令和4年度補正予算額 40,011百万円)

<対策のポイント>

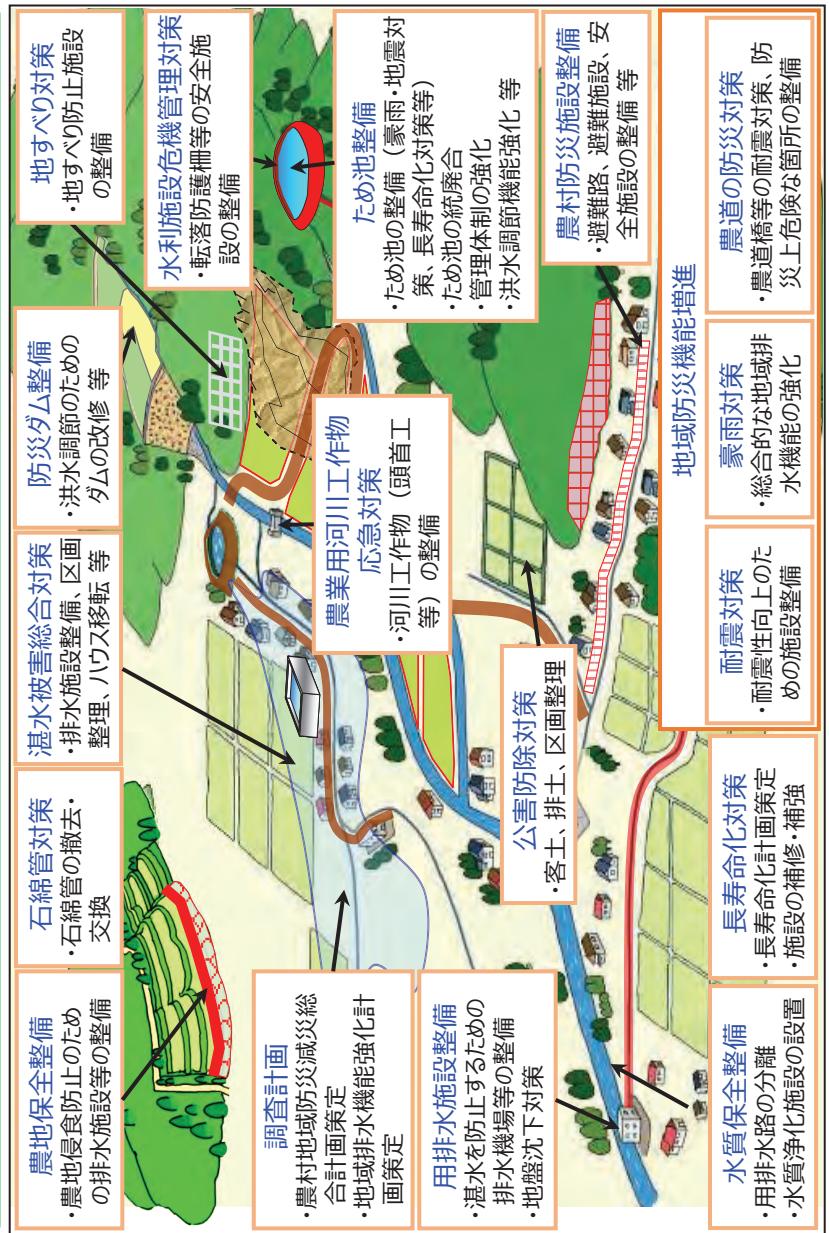
地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るために総合的な防災・減災対策を推進します。

<事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 (約21万ha [令和7年度まで])

<事業の内容>

総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進



1. 防災・減災対策にかかる計画の策定（調査計画事業）

- ・地域の防災減災対策に必要な諸条件に関する調査・農村地域防災減災総合計画の策定等

2. 農業用施設等の整備（整備事業）

- ・自然的、社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するための長寿命化対策の実施、切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラの整備等

<事業の流れ>

1/2、定額等

都道府県

都道府県

都道府県

市町村 等

[お問い合わせ先] 農村振興局防災課 (03-6744-2210)

農村地域防災減災事業のうち

防災重点農業用ため池緊急整備事業 <公共> 【令和5年度予算概算決定額 41,119（40,725）百万円の内数】 (令和4年度補正予算額 40,011万円の内数)

<対策のポイント>

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」(ため池工事特措法)に基づき、防災重点農業用ため池のハード対策・ソフト対策を集中的かつ計画的に推進します。

<事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

防災重点農業用ため池を対象として、ため池工事特措法の有効期間（令和13年3月まで）における以下の対策を支援します。

1. ハード対策（補助率：50%等）

- ① ため池の改修、附帯施設の整備等（総事業費4千万円以上）
- ② 「大規模なもの」、「中山間地域に存在するもの」及び「緊急性が高いもの※」については補助率55%で支援

〔※ 浸水区域に防災拠点施設・緊急輸送道路があるもの、又は周辺区域の居住者等に基大な被害を及ぼすそれがあるとして知事が特に必要と認めるもの。〕

- ③ ①に併せ堆砂対策（堆砂率がおおむね10%以上のもの、洪水時等における緊急放流が阻害されているもの等）

2. ソフト対策（定額）

ため池の劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、管理・監視体制の強化等

<事業の流れ>

1/2、定額等

都道府県

国
1/2、定額等

市町村 等

<事業イメージ>



豪雨耐性評価

地震耐性評価



[お問い合わせ先] 農村振興局防災課 (03-6744-2210)

中山間地域農業農村総合整備事業 <公共>

[令和5年度予算概算決定額 4,929（5,140）百万円]
(令和4年度補正予算額 1,347百万円)

<対策のポイント>

中山間地域の特色を活かした営農を確立するため、農業生産を支える水路やほ場等の農業生産基盤と生産・販売施設等の一体的な整備を推進します。

<事業目標>

中山間地域の特色を活かした営農の確立に向けた取組の着実な推進

<事業の内容>

1. 事業内容

① 農業生産基盤整備

- 所得確保のための農地の区画整理、農業水利施設、暗渠排水
- 国土保全のための農用地保全施設
- 農業の維持発展を図るための土地基盤の再編・整序化 等

② 農村振興環境整備 (①に付帯して実施)

- 農産物の附加価値を高めるための加工・販売施設
- 高収益作物の導入に必要な農業施設
- 新規就農者の滞在や農泊にも利用可能な施設
- 地産地消型工ネルギーシステム構築のための農村資源利活用推進施設 等

2. 採択要件

以下をすべて満たすものとする。

- 農産物の高附加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域
- 受益面積が農業生産基盤整備※2工種以上の合計で10ha以上
- 5法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が全農用地の面積の50%以上を占める地域

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)

農村整備事業 <公共>

【令和5年度予算概算決定額 7,234（7,066）百万円】
(令和4年度補正予算額 1,431百万円)

<対策のポイント>

老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに、地方移住への関心が高まっている機を捉えて農村の活性化を図るため、「小さな拠点」の形成の推進、生活インフラ等の確保

<事業目標>

「小さな拠点」の形成の推進、生活インフラ等の確保

<事業の内容>

1. 農業集落排水施設整備事業

農業集落排水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靭化、維持管理の効率化等に資する施設の高度化を支援します。
(このほか、国内資源である農業集落排水汚泥の農地還元を推進するため
に必要な調査・調整、技術的検討及び計画策定を支援します。)

<事業イメージ>

農村地域の生活に不可欠な農村インフラ



2. 農道・集落道整備事業

農道・集落道のうち、基幹的な農道、避難等に必要な農道・集落道、老朽化等により被害が生じるおそれがある跨道橋・跨線橋等の強靭化、農産物の輸送コストの削減等に資する拡幅等の高度化を支援します。

3. 営農飲食用水施設整備事業

営農飲食用水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靭化、生産性の向上や6次産業化等に資する施設の高度化を支援します。

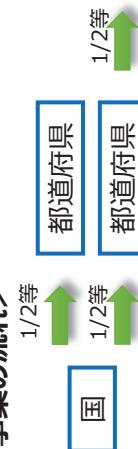
4. 地域資源利用施設整備事業

農業水利施設等への電力供給や災害時の非常用電源となる地域資源利活用施設の強靭化を支援します。

5. 集落防災安全施設整備事業

災害による被災時に家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある集落防災安全施設の強靭化を支援します。

<事業の流れ>



※下線部は拡充内容



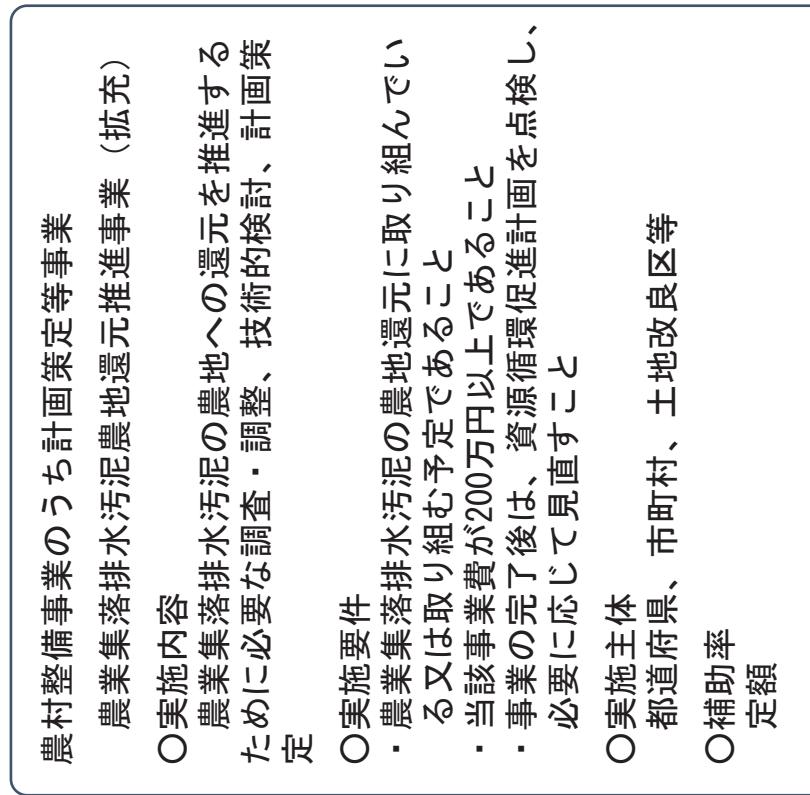
施設の再編・コンバートにより維持管理・更新コストを低減

[お問い合わせ先] 農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)

農村整備事業 計画策定等事業の拡充（農業集落排水汚泥農地還元推進事業）

- 農業集落排水施設から発生する汚泥は全汚泥発生量の約5割を肥料等として再生利用し資源循環を推進。
- みどりの食料システム戦略の推進の観点から、国内資源である汚泥の利用の更なる拡大が必要。
- このため、農業集落排水汚泥農地への還元を推進するために必要な調査・調整、技術的検討、計画策定を事業メニューに追加し、支援。

【実施内容等】



【事業イメージ】



国内資源である汚泥の利用拡大の推進、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の低減

※農業集落排水施設、資源循環施設の整備・改築は、農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）等で実施可能。

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 <公共>

[令和5年度予算概算決定額 5,066（4,888）百万円]

<対策のポイント>

国営土地改良事業により造成された農業水利施設を効率的に活用し、長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るため、機能診断をはじめとするストックマネジメントの取組を推進します。

<事業目標>

農業水利施設の戦略的な保全管理

<事業の内容>

1. 機能保全計画策定事業
国営造成施設の機能診断（耐震診断を含む）調査、機能保全計画の策定を行
い、診断結果等の施設管理者への指導・助言を行います。
- ① 機能保全計画の策定等
 - ② 施設管理者に対する指導・助言



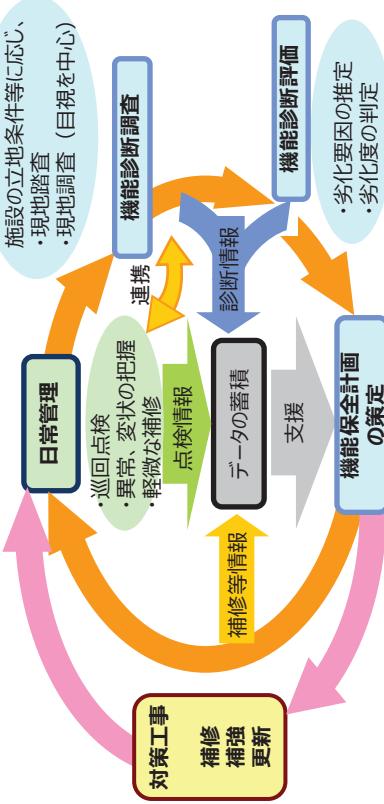
<事業イメージ>

機能診断（耐震診断を含む）
の実施や施設管理者への指導・
助言



2. 技術高度化事業
機能の適切な保全に必要な技術を現地での実践を通して向上させ、ストックマネジメント技術の高度化を図ります。
- ① 事故等の要因調査
 - ② 診断技術の適用と評価
 - ③ 対策工法の適用と評価
 - ④ リスク評価の実証調査
3. 権利設定等事業
国営造成施設の保全に係る権利が取得されていない施設における当該権利の取
得等を行います。
- ① 区分地上権等の権利の取得等のための調査及び測量
 - ② 区分地上権等の権利の取得等及び登記

<事業実施主体>
国 (国費率 : 10/10)



[お問い合わせ先] 農村振興局水資源課 (03-3591-7073)

土地改良施設突発事故復旧事業 <公共>

【令和5年度予算概算決定額 1,597（807）百万円】
（令和4年度補正予算額 941百万円）

<対策のポイント>

土地改良施設の老朽化が進んでおり、パイプライン破裂等の突発事故が年々増加していることから、突発事故が発生した場合においても、當農等に支障が生じることのないよう、早期に施設機能を回復させます。

<事業目標>

農業水利施設の戦略的な保全管理

<事業の内容>

土地改良施設で発生した突発事故の現地仮復旧及び機能回復を行う復旧工事を迅速に実施します。

1. 直轄事業
1,377百万円

[実施要件]

- 機能保全計画等に基づいた、適切な保全管理がされている国営造成土地改良施設
- 末端支配面積：100ha以上
- 復旧事業費：2,000万円以上
- <事業実施主体>
国（国費率：2/3 等）

2. 補助事業
220百万円

[実施要件]

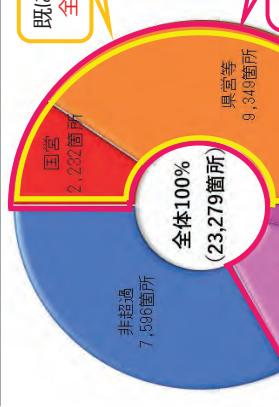
- 機能保全計画等に基づいた、適切な保全管理がされている土地改良施設
- 末端支配面積：20ha(中山間地域等は10ha)以上（団体営事業のうち當農や地域の経済活動、生活機能に影響が大きい事故は末端支配面積によらず適用可能）
- 復旧事業費：200万円以上

<事業実施主体>

- 都道府県・市町村・土地改良区 等
(補助率：1/2 等)

基幹的農業水利施設の状況

既に標準耐用年数を超過した施設 全体の50%（11,581箇所）



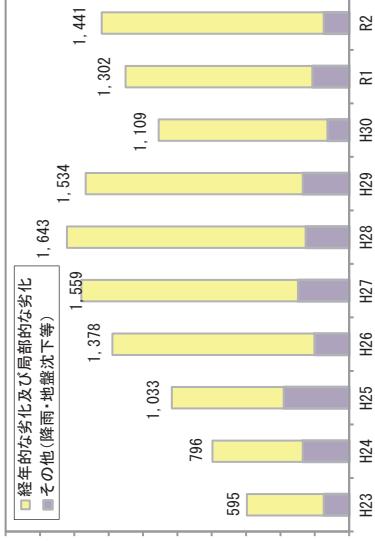
既に標準耐用年数を超過した施設 全体の67%（15,683箇所）



資料)「農業基盤情報基盤調査（R2.3時点）」による推計

<事業イメージ>

農業水利施設の突発事故発生状況



出典) 農村振興局整備部水資源課施設保全管理室調べ

突発事故への迅速な対応

現地調査（突発事故の確認）

復旧工事

施設管理者から一報



※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 農村振興局水資源課 (03-6744-1363)

基幹水利施設管理事業 <公共>

[令和5年度予算概算決定額 4,499（3,450）百万円]
(令和4年度補正予算額 523百万円)

<対策のポイント>

大規模で公共・公益性の高い国営造成施設の管理に係る経費を助成し、施設機能の適正な発揮を確保します。

<事業目標>

安定的な用水供給と良好な排水条件の確保

<事業の内容>

国営土地改良事業によって造成された一定規模以上の地方公共団体が管理している施設について、国が維持管理に係る経費の一部を助成し、施設機能の適正な発揮を確保します。

1. 一般型（国庫補助率：30%（流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設は1/3））

次の要件全てに該当する、ダム、頭首工、用排水機場、排水樋門及びこれらと一元管理を行つ幹線用排水路

- ① 国により都道府県または市町村へ管理委託されたものであること
- ② 1施設当たりの受益面積がおおむね1,000ha以上、畑を受益とするものにあつては300ha以下
- ③ 非農地率がおおむね10%以上
- ④ 施設の規模等に係る要件に該当する施設又は流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設

2. 特別型（国庫補助率：40%又は1/3）

次の要件全てに該当するダム、頭首工、排水機場、防潮水門

- ① 国により都道府県へ管理委託されたものであること
- ② 1施設当たりの受益面積がおおむね3,000ha以上
- ③ 非農地率がおおむね20%以上
- ④ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの

<事業イメージ>



（ダム）
(頭首工)



（ダム）
(頭首工)

（用排水機場）
(排水機場)



（排水樋門）
(排水分水ゲート)



（幹線水路）
(防潮水門)



<事業の流れ>

30~40%

都道府県
都道府県

国
市町村

[お問い合わせ先] 農村振興局水資源課 (03-3591-7073)

水利施設管理強化事業 <公共>

[令和5年度予算概算決定額 2,536（2,086）百万円]
(令和4年度補正予算額 1,199百万円)

<対策のポイント>

国営造成施設等の管理について、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。

<事業目標>

安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

<事業の内容>

集中豪雨の頻発化等によって農業水利施設の公的な役割が増大し、施設管理が複雑化・高度化していくことから、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。

1. 一般型 (国庫補助率：1／2)

【対象施設】管理強化計画に基づき土地改良区等が管理する国営及び国営附帯県営造成施設
【対象経費】① 防災・減災機能を有する施設：洪水調節機能強化等を含む多面的機能の発揮に応じた費用（維持管理費の「0.75/1.75」相当）

② ①以外の施設：多面的機能の発揮に対応した費用（維持管理費の「0.6/1.6」相当）

③ 土地改良区等管理施設の整備補修に要する費用

2. 特別型 (国庫補助率：1／2)

【対象施設】洪水調節機能強化に取り組む農業用ダム及び流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業用ため池、排水機場等の農業水利施設（1. の対象施設を除く）

【対象経費】流域治水のための取組に要する費用

<事業イメージ>

農業水利施設を取り巻く情勢の変化による、施設管理の複雑化・高度化
農業構造等の変化
集中豪雨の増加
都市化・混住化



施設の役割に応じた支援

農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮
農業用ため池の低水管理
スクリーンの除雪作業
きめ細かな操作管理



[お問い合わせ先] 農村振興局水資源課 (03-6744-1363)

土地改良施設維持管理適正化事業 <公共>

[令和5年度予算概算決定額 4,591（4,135）百万円]

<対策のポイント>

農業水利施設の定期的な修繕・補修や防災減災等のための緊急性の高い施設整備を推進します。

<事業目標>

- 安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- 滞水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（21万ha「令和7年度まで」）

<事業の内容>

1. 施設整備補修

施設整備補修



原動機の分解補修、塗装

防災減災機能等強化対策
防災・減災機能の強化



監視装置の設置



水位計の設置

- 施設の機能保持、耐用年数の確保のため必要となる修繕・補修（原動機等のオーバーホール、用排水路の修繕・補修等）

2. 施設改善整備対策

- 水田地域において高収益作物を導入し、產地形成を図るために必要な整備補修（漏水防止のための水路整備等）

3. 安全管理施設整備対策

- 農業水利施設への転落事故を防止するための安全管理施設（フェンス、通行止門扉等）の整備

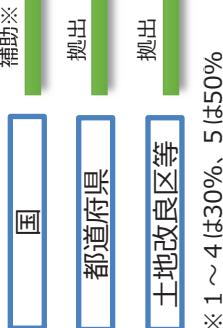
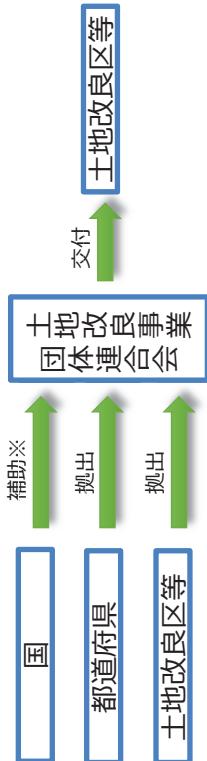
4. 緊急整備補修

予測し得ない事故等により緊急に必要となる整備補修

5. 防災減災機能等強化対策

- 防災・減災対策、施設管理の省工化・再工ネ利用や省力化のための施設整備（ため池や排水機場等の整備、高効率モータへの更新、遠隔制御機器の導入等）

<事業の流れ>



※1～4は30%、5は50%

土地改良区体制強化事業 <公共>

<対策のポイント>

土地改良区が主体的に取り組む組織運営基盤・事業実施体制の強化等を支援します。

<事業目標>

土地改良区の機能や役割が効率的・効果的に発揮されるよう土地改良区の組織運営基盤・事業実施体制等を強化

<事業の内容>

1. 施設・財務管理強化対策

- ・ 土地改良区管理施設の診断・管理指導、事務連合の設立や市町村単位の合併モデルの構築等
- ・ 複式簿記の有効活用に関する土地改良区への指導（連合会への会計専門家の配置）

2. 受益農地管理強化対策

- ・ 土地改良区が行う換地業務等に対する指導等
- ・ 所有者不明農地等の課題解消に向けた新たな財産管理制度等の活用促進
- ・ 土地改良区が行う所有者不明農地等の課題解消の取組に対する支援

3. 統合整備強化対策

- ・ 土地改良区の合併等に当たり必要となる統合整備計画の策定や事務機器等の整備
- ・ 中山間地域における小規模土地改良区の業務再編

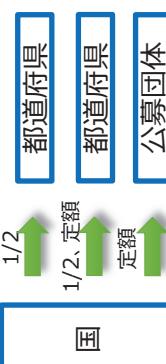
4. 特定被災土地改良区復興支援対策

- ・ 特定大規模災害等によって被災した土地改良区の業務書類・機器等の復旧
- ・ 土地改良区等の役職員の資質向上を図る研修
- ・ 施設管理の省エネ化に係る技術指導

5. 研修・人材育成

- ・ 土地改良区等の役職員の資質向上を図る研修
- ・ 施設管理の省エネ化に係る技術指導

<事業の流れ>



※下線部は拡充内容

<事業イメージ>

[令和5年度予算概算決定額 588 (648) 百万円]

農山漁村地域整備交付金<公共>

【令和5年度予算概算決定額 77,390（78,398）百万円】

<対策のポイント>

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<事業目標>

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）[令和5年度まで]）
- 木材供給が可能な育成林の資源量（20.7億m³「令和5年度まで」）
- ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策の実施率（64%「令和7年度まで」）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。

2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
- ① 農業農村分野：農地整備、農業用用排水施設整備等
② 森林分野：予防治山、路網整備等
③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備等
④ 海岸保全施設整備等
- ※ このほか、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援します。

3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに交付金の配分が可能です。
また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

<事業の流れ>

1/2等

都道府県、市町村

国

1/2等
都道府県
市町村等

[お問い合わせ先]

- (農業農村分野) 農山村振興局地域整備課 (03-6744-2200)
- (森林分野) 林野庁計画課 (03-3501-3842)
- (水産分野) 水産庁防災漁村課 (03-6744-2392)

交付金を活用した事業例

【農業農村基盤整備】



【水産基盤整備】



【海岸保全施設整備】



津波・高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進

漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）

漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）

漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）

漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）

海岸保全施設整備事業 <公共>

[令和5年度予算概算決定額 4,425（4,425）百万円]
(令和4年度補正予算額 1,300百万円)

<対策のポイント>

海岸法に基づき、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資するとともに、良好な當農条件を備えた沿岸農地の確保を図るため、海岸保全施設の整備を推進します。

<事業目標>

海岸堤防等の整備率（ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策の実施率）（53%「令和元年度」→ 64%「令和7年度まで」）

<事業の内容>

1. 直轄海岸保全施設整備事業

工事規模が著しく大きく、海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものと認められるときは、海岸管理者に代つて国が当該海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を施行。

○ 海抜ゼロメートル地帯における津波・高潮対策

浸水被害等のリスクの高い干拓地の農地や宅地等を防護し、農業生産活動及び地域住民の生命・財産を守るために海岸堤防等の整備を推進しています。

2. 海岸保全施設整備連携事業（補助事業）

大規模地震や高潮のリスクが高く、重要な背後地を抱える地域の海岸堤防等を対象に、河川事業等の他事業と連携して、津波や高潮による壊滅的な被害を回避するための対策を計画的・集中的に実施。

○ 大規模地震等を想定した耐震化対策

東日本大震災等で堤防が被災した教訓を活かし、大規模地震等が発災した際に海岸堤防として必要な機能が確保できるよう耐震化対策を推進しています。

海岸保全施設のイメージ



<事業イメージ>



代表的な整備



被災の状況



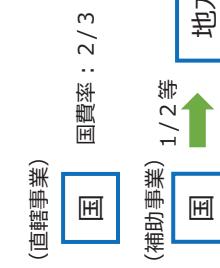
3. 津波対策緊急事業（補助事業）

津波到達までの予想時間が短く、重要な背後地を抱える地域の海岸堤防等を対象に、津波対策を計画的・集中的に実施

4. 海岸メンテナンス事業（補助事業）

予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向けて、海岸保全施設の老朽化対策等を計画的・集中的に実施。

<事業の流れ>



災害復旧等事業（農地・農業用施設等）<公共>

[令和5年度予算概算決定額 8,513（8,466）百万円]
(令和4年度補正予算額 25,218百万円)

<対策のポイント>

わが国では、国土の自然的、地理的条件から、毎年多くの災害が発生しています。災害復旧事業（農地・農業用施設等）(は、被災した農地・農業用施設の早期復旧を行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定性の安定性の向上させることを目的としています。

<事業目標>

適切かつ速やかな災害復旧の実施及び再度災害の防止

<事業の内容>

1. 災害復旧事業 8,189（8,276）百万円

地震・豪雨等により被災した農地・農業用施設等の復旧事業を行います。また、激甚災害等において査定計画書の作成に要する調査・設計等の費用を支援します。
(査定設計書の作成に関する委託費等への補助を激甚災害や高度な技術を要する箇所以外にも拡充)

1. 農業施設災害復旧事業

被災した農地・農業用施設の早期復旧

●農地法面の復旧例



324（190）百万円

農業施設災害復旧事業と併せて、再度災害防止のための改築又は補強及び農村生活環境施設の復旧等を実施します。

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>

50/100
65/100等

都道府県

都道府県

市町村等

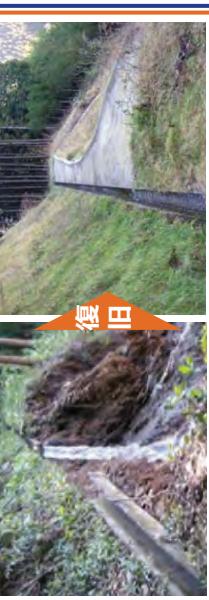
国

<事業イメージ>

2. 農業施設災害関連事業

再度災害防止のための施設改築・補強等

●復旧と併せた区画整備例



農村生活環境施設（集落排水施設）の復旧例

※農家一戸当たりの事業費により、補助率の嵩上げ制度あり。

[お問い合わせ先] 農村振興局防災課 (03-6744-2211)

災害復旧事業査定設計委託費等補助金（拡充）

- 近年、災害が頻発化し從来被災が少なかった地域においても局地的に災害が発生するとともに、災害対応を担う地方公共団体の技術系職員は全国的に減少。
- このため、地方公共団体の災害対応に係る負担軽減が図られるよう、査定設計書の作成に関する委託費等への補助を激甚災害や高度な技術を要する箇所以外にも拡充。

事業概要

災害復旧工事を促進するため、災害復旧事業計画概要書（査定設計書）を作成するのに要した調査、測量、試験又は設計に関する委託費等について、予算の範囲内において補助する。

【補助対象】

＜現行＞

激甚災害に指定された災害に係る災害復旧事業
下記のいずれかに該当すること。

- ①暫定法による国庫補助の増額を受ける事業主体
- ②事業主体ごとの農林水産施設又は公共土木施設の災害復旧事業費の総額が
3,000万円以上※となる災害復旧事業

※公共土木施設の場合、都道府県にあつては45億円、市町村にあつては3,000万円（いすれも令和3年度の額）

農村振興局長が特に適当と認める災害復旧事業

- 復旧内容が高度な技術を要する災害復旧事業
・ため池及び頭首工を全面改修する箇所
- ・地すべり対策工法を実施する箇所
- ・橋梁に係る箇所
- ・特殊工法※を実施する箇所

※補強土壁工法、補強アンカー工法、推進工法、PIP工法、ニューマチックソーソン工法及び類似する工法

＜拡充＞（農村振興局長が特に適当と認める災害復旧事業に追加）
+
○過去5か年平均※1の被災箇所数を超える地方公共団体の区域において実施する災害復旧事業。
ただし、3以上の地方公共団体等※2において災害時の相互応援に関する協定（災害時の人員及び資機材の配備に関するもの）を締結している市町村の区域

※1:激甚災害を除く
※2:「都道府県土地改良事業団体連合会」を含む
→ 災害対策基本法に示される地方公共団体間の相互応援を促進

【補助率】 国 1／2以内

【補助対象経費】



※事業主体ごとの査定設計委託費等補助金の合計が、
都道府県1,200万円、市町村等120万円以上等

農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進（「流域治水」の取組）

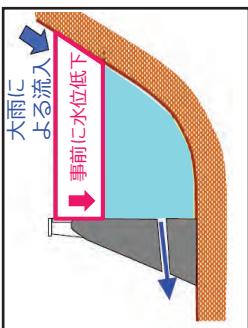
＜対策のポイント＞

都市・市街地の近傍や上流域には、水田が広がり、多くの農業用ダム・ため池・排水施設等が位置しており、これらの農地・農業水利施設の多面的機能を活かして、あらゆる関係者協働の取組である「流域治水」を推進します。

＜事業の全体像＞

農業用ダムの活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げるごと等によって洪水調節機能を発揮。
- 降雨をダムに貯留し、下流域の氾濫被害リスクを低減。
〔各地区の状況に応じて、放流水を地区内の調整池等に貯留〕



【施設の整備等】

- 施設改修、堆砂対策、施設管理者への指導・助言等

排水施設等の活用

- 農業用の用排水路や排水機場・通門等は、市街地や集落の浸水も防止・軽減。
〔排水機場と周辺の市街地〕



【施設の整備等】

- 老朽施設改修、ポンプ増設、降雨前の排水操作、危機管理体制システムの整備等

水田の活用（田んぼダム）

- 「田んぼダム」（落水口に流出量を抑制する板等を設置し、水田に降った雨をゆづくと排水）の取組によって湛水被害リスクを低減。
〔流出調整板設置の例〕

【施設の整備等】

- 水田整備、「田んぼダム」の取組促進

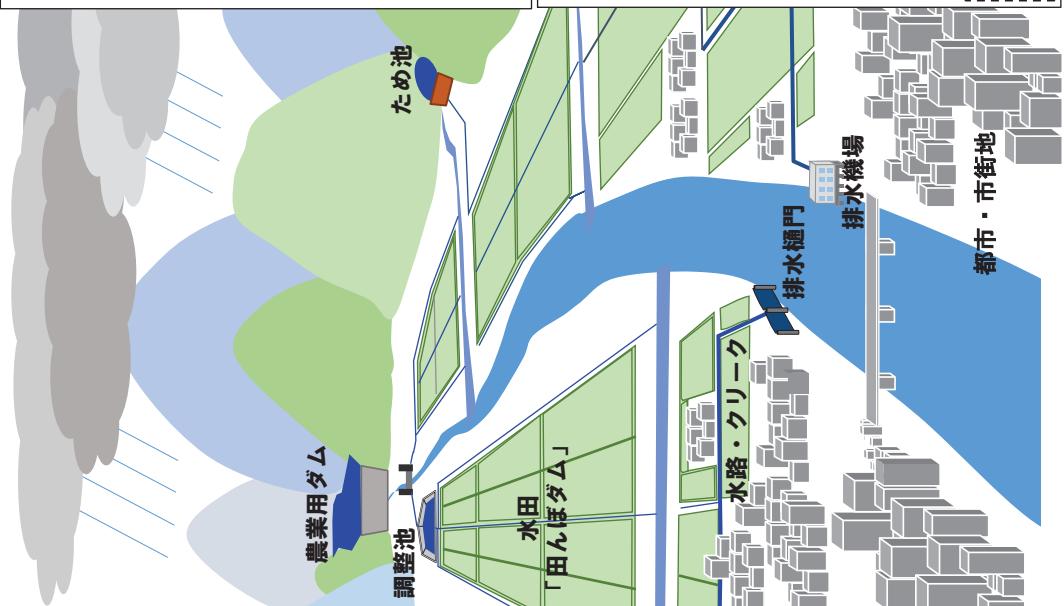
ため池の活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げるごと等によって洪水調節機能を発揮。

- 農業用水の貯留に影響のない範囲で、洪水吐にスリット（切り欠き）を設けて貯水位を低下させ、洪水調節容量を確保。
〔スリット設置の例〕

【施設の整備等】

- 堤体補強、洪水吐改修、施設管理者への指導・助言等



農業農村整備事業における「田んぼダム」の取組の推進

＜対策のポイント＞

水田の落水口に流出量を抑制する堰板等をとりつけ、水田に降った雨を一時的に貯留することで、実施する地域や下流域の河川や水路における水位の急上昇を抑え、浸水被害リスクを低減させる「田んぼダム」の取組を推進します。

＜事業の内容＞

1. 「田んぼダム」の取組に対する支援

「田んぼダム」の取組を推進するため、調整活動や畦畔再構築等を定額で支援します。
【主な助成単価】畦畔築立 14万円/100m、排水口整備 4万5千円/箇所（令和4年度単価）

【対象事業】農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、国営農用地再編整備事業、農地耕作条件改善事業

2. 「田んぼダム」の効果発現に向けた支援

「田んぼダム」の取組地域において、湛水による営農への影響を最小限にし、営農再開に向けて速やかな排水を行うため、基幹から末端までの農業水利施設の一体的な整備等を支援します。

【対象事業】水利施設整備事業（流域治水推進型）

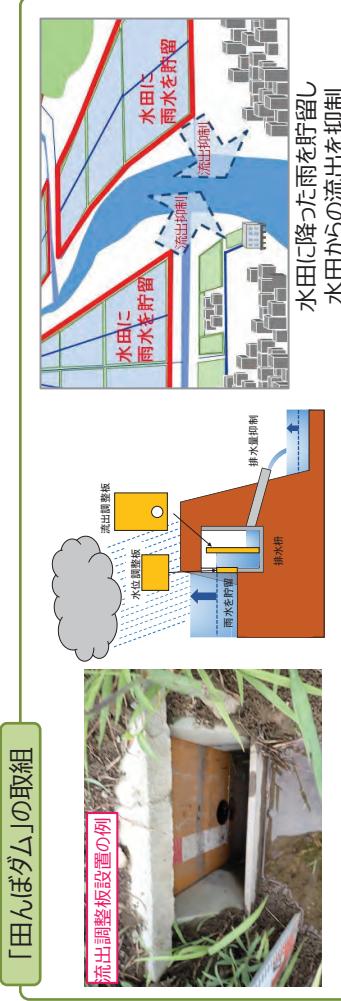
【実施要件】

- ・「田んぼダム」の取組等を定めた計画を策定すること
- ・受益面積の5割以上で「田んぼダム」の取組が実施又は実施見込みであること

【対象地域】

- ①流域治水プロジェクトが策定・公表された水系又は当該年度中に策定・公表される見込みの水系で実施するもの
- ②治水協定の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施するもの
- ③地方自治体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置づけられたもの又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの

＜事業イメージ＞



「田んぼダム」の取組

流出調整板設置の例



「田んぼダム」の導入・効果発現に向けた支援



堅牢な畦畔により
雨水を安全に貯留



畦畔の再構築を支援

畦畔が壊せ
容易に雨水が流出

排水機場の整備

排水路の整備

水利利用・土地利用等の
調査・調整活動を支援

水田農業の高収益化の推進 <一部公共>

<対策のポイント>

高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、水田における高収益作物への転換、**水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一貫的に推進します。**

<政策目標>

水田における高収益作物の産地の創設（500産地〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 計画策定の支援

「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を優先採択で支援します。
産地の合意形成、品目の選定や販路の確保等の「推進計画」の策定・改定に資する取組を支援します。

2. 技術・機械等の導入支援

「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を優先採択で支援します。
① 栽培技術の実証、作柄安定技術の導入、機械等のリース導入等
② 産地の収益力強化等のための農業用機械・施設の導入
③ 水田への果樹の新植や、省力樹形・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地の形成等

3. 高収益作物の導入・定着支援

「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① **高収益作物の導入・定着**（2万円（3万円※¹）/10a×5年間
又は、10万円（15万円※¹）/10a（一括））
※1 加工・業務用野菜等の場合
※2 令和5年度までの特限単価
- ② 高収益作物〔による畑地化（17.5万円※²/10a）〕
- ③ **子実用どうもろこしの作付け**（1万円/10a）

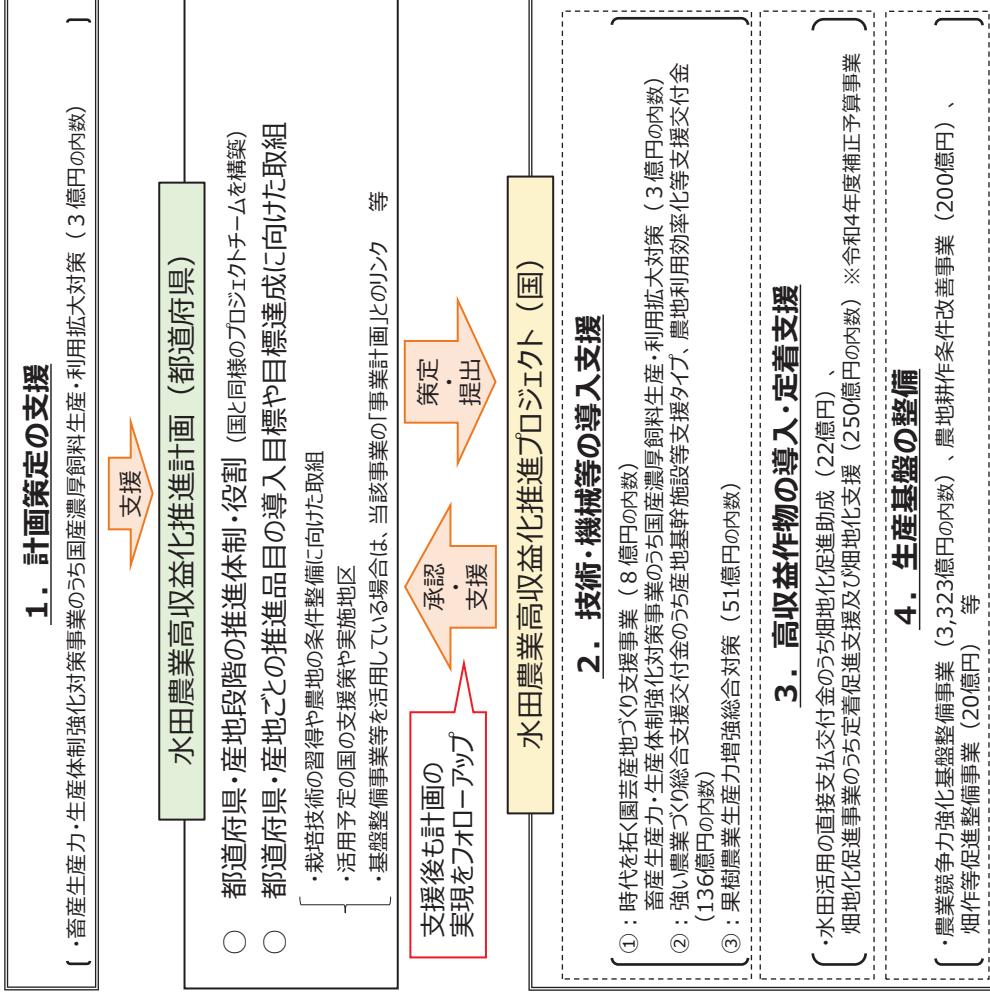
4. 生産基盤の整備

基盤整備事業において、「推進計画」に位置付けられた地区における高収益作物の導入・定着に向けた**畑地化・汎用化等を支援します。**
① 「推進計画」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分
② 一定割合以上の高収益作物等の導入を行う場合、農業者の費用負担を軽減

[お問い合わせ先]

- (1、2①)の事業 畜産局飼料課 (03-3502-5993)
(2①②)の事業 農産局園芸作物課 (03-6744-2113)
(2②)の事業 経営局経営政策課 (03-6744-2148)
(2③)の事業 農産局果樹・茶グループ (03-3502-5957)
(3)の事業 農産局企画課※ (03-3597-0191)
(4)の事業 農村振興局設計課 (03-3502-8695)

<事業イメージ>



畑作物の本作化対策 <一部公共>

<対策のポイント>

国産需要が高まる麦・大豆等の畑作物の本作化に向け、畑作物の導入・定着に向けた取組や、機械・技術の導入のほか、水田の畑地化・畑地の高機能化等に必要な基盤整備、安定供給に向けた流通対策、利用拡大に向けた消費対策等の支援を行います。

<政策目標>

麦・大豆等の生産量を拡大（小麦 108 万t、大麦・はだか麦 23 万t、大豆 34 万t〔令和12年度まで〕）

<事業の全体像>

畑作物の本作化の促進

○ 畑地化促進事業 250億円

- ・ 水田の畑地化や畠地化後の畑作物の定着までの一定期間を支援
- ・ 畑作物の産地づくりに向けた関係者間の調整や、土地改良区の地区除外決済金等を支援

○ 国産小麦・大豆供給力強化総合対策 64億円

- ・ 麦・大豆等の国産シエアを拡大するため、水田・畑を問わず、作付けの回地化や官農技術の導入等を支援するほか、安定供給に向けた一時保管や新たな流通モデルづくり、利用拡大に向けた新商品開発やPR、マッチング等を総合的に支援
- ・ 産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シエア拡大対策（麦・大豆）80億円
- ・ 農業機械や乾燥調製施設の導入、ストックセンターの整備、食品加工施設の整備等を支援

小麥・大豆の国産化の推進

○ 国産需要の高い作物の生産拡大支援

○ 持続的畑作生産体系確立緊急支援事業 50億円の内数

- ・ てん菜の一部を国産需要の高い大豆等に転換する取組を支援

生産対策



流通対策

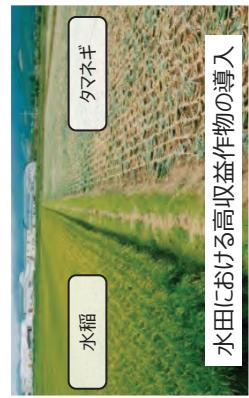


消費対策



農業農村整備事業における食料安全保障の強化対策 400億円

- ・ バイオライン化や排水改良等による水田の畑地化等の基盤整備を支援
- ・ 畑地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備等の基盤整備を支援
- ・ 畑地の高収益作物の導入



畑作物の本作化対策＜一部公共＞のうち

農業農村整備事業における食料安全保障強化対策＜公共＞

【令和4年度補正予算額 40,000百万円】

＜対策のポイント＞

麦・大豆等の海外依存度の高い品目の生産拡大を促進するため、排水改良等による水田の畑地化等、畑地かんがい施設の整備等による畑地の高機能化、草地整備等を推進します。

＜事業目標＞

主食用米から麦・大豆、野菜等への転換及び飼料作物の単収増加を促進
草地整備等を推進します。

＜事業の内容＞

1. 水田の畑地化等のための整備

畑作物・園芸作物の導入・定着に向け、パイプライン化や排水改良等による水田の畑地化等の基盤整備を支援します。

【附帯事業】

畑作物・園芸作物の導入面積割合に応じた促進費 等

水田の畑地化・畑地の高機能化



＜事業イメージ＞

2. 畑地かんがい等の生産基盤や宮農環境の整備

畑地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備等の基盤整備を支援します。
【附帯事業】
高収益作物の導入面積割合に応じた促進費 等

3. 畜産クラスターを後押しする草地整備

肉用牛・酪農の生産基盤強化のため畜産クラスター計画を策定した地域において、草地の大区画化や排水改良等の基盤整備を支援します。

＜事業の流れ＞

1/2、定額 等

民間団体等
(都道府県、市町村を含む)

国

【お問い合わせ先】

(1、2の事業)	農林振興局水資源課	(03-3502-6244)
(3の事業)	畜産局飼料課	(03-6744-2399)
	農村振興局農地資源課	(03-6744-2207)
	水資源課	(03-3502-6244)
	防災課	(03-3502-6430)

* 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

農業農村整備事業における食料安全保障の強化対策の概要（令和4年度補正）

施策の目的

- 「ロシアのウクライナ侵略等、国際情勢が大きく変化し、経済安全保障・食料安全保障等の重要性がこれまでになく高まる中、海外依存度の高い農産物の国内生産の拡大等により、食料安全保障の強化を図る。

施策の概要

- 「水利施設整備事業」及び「畑地帯総合整備事業」を拡充し、水稻から畑作物・園芸作物への作付転換に必要な排水対策等の基盤整備を支援するとともに、基盤整備にかかる農業者の費用負担分を支援する仕組みを導入することで、作付転換を強力に推進。

水利施設整備事業（畑作等推進支援水利再編型）の創設

【事業内容】

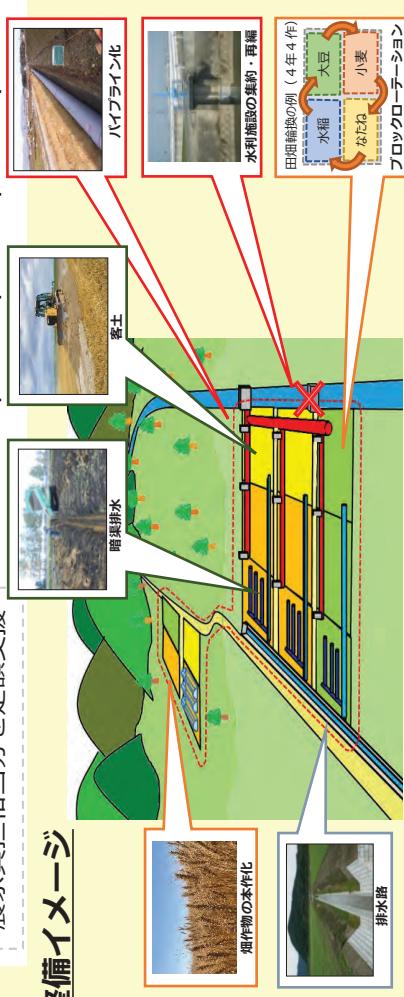
作付転換に伴う農業水利施設の集約・再編等

【要件】

- ① 受益面積20ha以上（中山間地域10ha以上）、末端支配面積なし
- ② 受益地内の水田面積を20%以上（最低5ha以下）畑作物・園芸作物に転換すること

※転換した水田は水活交付金の交付対象水田から除外

【事業実施主体】 都道府県	国		県		市		農家(参考)
	内地 (中山間)	50.0% (55.0%)	27.5% (27.5%)	10.0% (10.0%)	12.5% (7.5%)		
北海道	50.0%	32.5%	10.0%	7.5%			
(中山間)	(55.0%)	(32.5%)	(10.0%)	(2.5%)			
沖縄	80.0%	12.5%	5.0%	2.5%			
奄美	65.0%	25.0%	8.0%	2.0%			
離島	55.0%	27.5%	10.0%	7.5%			



整備イメージ

附帯ソフト事業（產地形成支援事業）

- 畑作物・園芸作物への転換に向けた支援

【事業内容】
定額（農家負担額相当まで）

畑地化促進事業

<対策のポイント>

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行ふとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

<政策目標>

○ 番・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1 畑地化支援

水田を畑地化して、**ア．高収益作物** 及び **イ．畑作物（高収益作物以外）** の本作化に取り組む農業者を支援します。

2 定着促進支援

ア 高収益作物

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

イ 畑作物（高収益作物以外）

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

3 産地づくり体制構築等支援【新規】

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

<事業の流れ>

（1、2の事業）
農業再生協議会等
申請
国
交付
（3の事業）
農業再生協議会等
申請
国
交付

畑地化支援・定着促進支援

対象作物	1 畑地化支援（※1、2）	2 定着促進支援（※3）
ア．高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	17.5万円/10a	・2.0(3.0※4)万円/10a×5年間 または ・10.0(15.0※4)万円/10a（一括）
イ．畑作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうも ろこし、そば等)	14.0万円/10a	・2.0万円/10a×5年間 または ・10.0万円/10a（一括）

<事業イメージ>

産地づくり体制構築等支援

① 産地づくりに向けた体制構築支援【新規】

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打ち合わせなど※5）に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））

※1 畑地化の取組は、交付対象水田から除外する取組を指す（地目の変更を求めるものではない）
※2 令和5年度における取組が対象
※3 令和4年度または5年度において、畑地化した面積全體が対象
※4 加工・業務用野菜等の場合

② 土地改良区決済金等支援【新規】

令和5年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（ただし上限25万円/10a））

留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

[お問い合わせ先] 農産局企画課（03-3597-0191）

農地の更なる大区画化・汎用化の推進 <公共>

[令和4年度補正予算額 21,302百万円]

<対策のポイント>

担い手への農地集積・集約化を加速化し、米の生産コストの早期かつ大幅な削減等のため、農地の大区画化や排水対策、水管理の省力化等を推進します。

<事業目標>

担い手の米の生産コストの削減 (9,600円/60kg以下、かつ、おおむね10%以上)

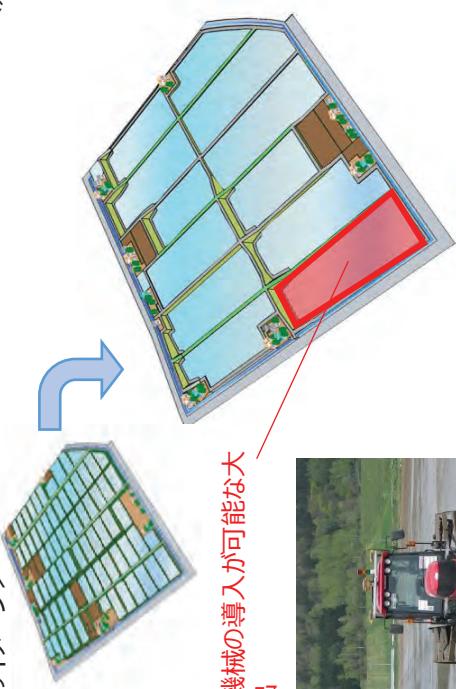
<事業の内容>

農地中間管理事業の重点実施区域等において、担い手への農地集積・集約化を加速化し、**米の生産コストの早期かつ大幅な削減等**を図るため、スマート農業に適した農地の大区画化や排水改良、ICT水管理の導入等を推進します。

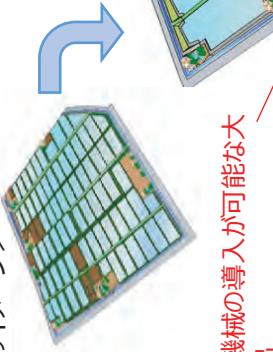
※ 農産物の輸出に取り組む地域に予算を優先的に配分する輸出優先枠を設定。

<主な工種>

区画整理、暗渠排水、農業用用排水施設整備 等



<整備後のイメージ>



大型農業機械の導入が可能な大区画を創出



自動走行農機による代掻き



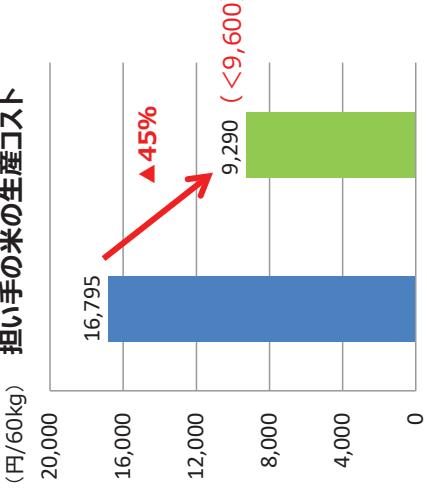
自動給水栓

<事業の流れ>

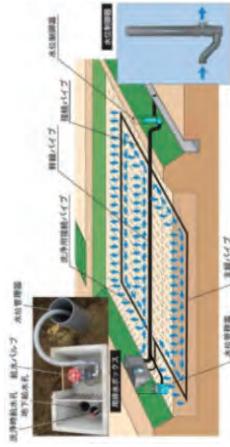


※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

<効果 (米の生産コストの低減 (円/60kg) >



※ 対策地区 (502地区) における計画値の平均値



地下かんがい

[お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

水田の畠地化、畠地・樹園地の高機能化等の推進 <公共>

[令和4年度補正予算額 51,234百万円]

<対策のポイント>

高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、排水改良等による水田の畠地化・汎用化、区画拡大や畠地かんがい施設の整備等による畠地・樹園地の高機能化等の基盤整備を推進します。

<事業目標>

事業実施区域において、次のいずれかの目標を設定

- 主食用米を除く作物生産額に占める高収益作物の割合及び高収益作物の生産額の増加 (おおむね8割以上、かつ、おおむね10%以上)
- 主食用米を除く作物生産額に占める高収益作物の割合及び高収益作物の生産額の増加 (おおむね5割以上、かつ、おおむね50%以上)
- 作付面積に占める高収益作物の作付面積の割合の増加 (5%ポイント以上)

<事業の内容>

高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、排水改良等による水田の畠地化・汎用化、スマート農業に適した農地の区画拡大、畠地かんがい施設の整備等による畠地・樹園地の高機能化等の基盤整備を推進します。

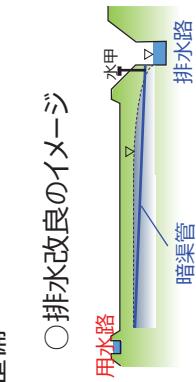
※ 農産物の輸出に取り組む地域に予算を優先的に配分する輸出優先枠を設定。

<主な工種>
区画整理、暗渠排水、農業用排水施設整備 等

<事業イメージ>

<水田の畠地化・汎用化>

水田に野菜等を導入できるよう排水改良を行い、かんがい設備を整備



50ha程度以上で整備

<畠地・樹園地の高機能化>

○みかんのマルチドリップ灌漑
○みかんのマルチ栽培

かんがい用ホース

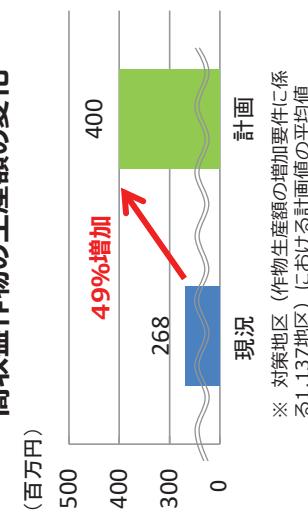


大型機械の導入 ハウス栽培



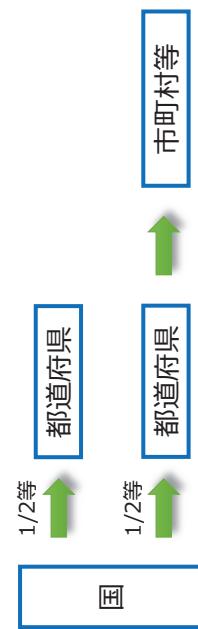
大区画化

高収益作物の生産額の変化



※ 対策地区（作物生産額の増加要件に係る1,137地区）における計画値の平均値

<事業の流れ>



畜産クラスターを後押しする草地整備の推進<公共>

【令和4年度補正予算額 3,464百万円】

<対策のポイント>

肉用牛・酪農の生産基盤強化のため畜産クラスター計画を策定した地域において、飼料作物の単位面積当たりの収量の増加、生産コストの削減に資する草地の大区画化等のハード整備を推進します。

<事業目標>

飼料作物の単位面積当たりの収量の増加（25%以上）

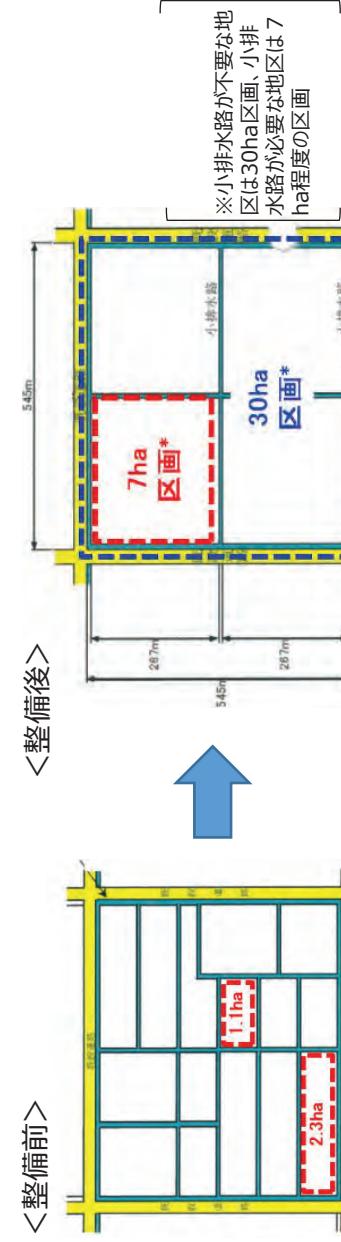
<事業の内容>

1. 大型機械化体系に対応した草地整備事業

大型機械による効率的な飼料生産を一層推進するため、草地・畑の一体的整備、草地の大区画化、排水不良の改善等を推進します。

主な工種：区画整理、暗渠排水 等

- ・公共牧場整備事業：受益面積60ha以上等
- ・再編整備事業：受益面積30ha以上等
- ※草地と一体的に整備する場合にあつては、家畜排せつ物処理施設整備併せペレット化施設整備を追加。

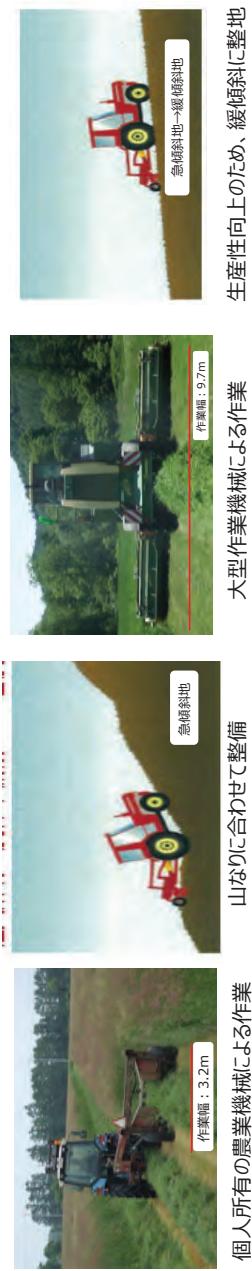


現況の自然水路に合わせて整備

2. 家畜ふん尿を活用した肥培かんがい施設の整備

家畜ふん尿を発酵しスラリーとして有効活用するための肥培かんがい施設等の整備を推進します。

主な工種：肥培かんがい施設、排水施設 等

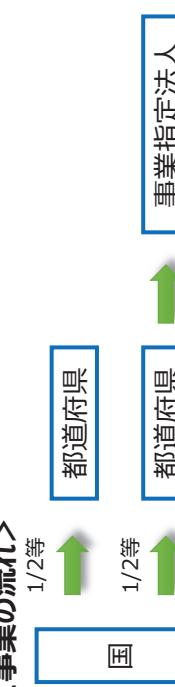


3. 泥炭地帯における草地の排水不良の改善

土壤の特殊性に起因する地盤の沈下による草地の湛水被害等に対処する整備を推進します。

主な工種：整地、暗渠排水、排水施設 等

<事業の流れ>



* 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

※ 対策地区（112地区）における計画面積の平均値
* TDNkg/1.0a は米穀ベースの収量を指す



(1)の事業 畜産局飼料課 (03-6744-2399)
(2)の事業 農村振興局農地資源課 (03-6744-2207)
(3)の事業 水資源課 (03-3502-6244)
防災課 (03-3502-6430)

農業水利施設、ため池等の防災・減災対策 <公共>

[令和4年度補正予算額 81,700百万円]

<対策のポイント>

激甚化・頻発化する豪雨災害を踏まえた「流域治水」の取組、農業水利施設の安定的な機能の発揮、老朽化対策及び豪雨・地震対策、ため池の防災・減災対策等を実施し、農村地域の防災・減災、国土強靭化を図ります。

<事業目標>

- 滞水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha「令和7年度まで」）
- 田んぼダムに取り組む水田の面積の増加（令和2年度取組面積の約3倍「令和7年度まで」）
- 更新が必要と判明している基幹的農業水利施設への対策着手（10割「令和7年度まで」）
- 防災重点農業用ため池への防災・減災対策の着手（約37,000か所「令和7年度まで」）

<事業の内容>

1. 流域治水対策（農業水利施設の整備）

農業用ダムの洪水調節機能強化のための既存農業水利施設の補修・更新、市街地・集落を含む農村地域の排水対策のための農業水利施設の整備を推進します。

2. 流域治水対策（水田の貯留機能向上）

水田の貯留機能向上のための田んぼダム等に取り組む地域で実施される農地整備事業を推進します。

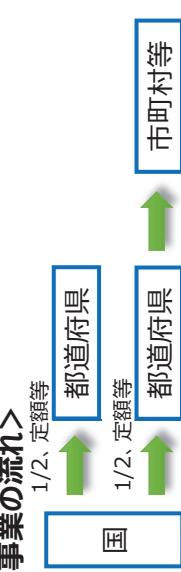
3. 農業水利施設等の安定的な機能の発揮、老朽化対策、豪雨・地震対策

激甚化・頻発化する豪雨災害等に対応した農業水利施設等の老朽化対策、豪雨・地震対策、集約・再編等を含めた適切な整備を図るとともに、施設の効率的な維持管理を実現するための省エネ化を推進します。

4. 防災重点農業用ため池の防災・減災対策

近年増加している自然災害に備えたり、防災重点農業用ため池の劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、統廃合を含む防災工事を推進します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

集中豪雨・地震等の自然災害の激甚化

- 時間50mmを超える豪雨の発生頻度は近年増加傾向にあり、洪水、浸水被害等が激化
- 南海トラフ地震の被害想定工リアには全国の基幹的水利施設の3割が存在
- ため池は全国に16万箇所。そのうちの主要なため池の約7割が江戸時代以前の築造で、豪雨や地震に対して脆弱なもののが多数



豪雨ににより決壊したため池

出典：内閣府 南海トラフの巨大地震防災検討会 資料

震度7
南海トラフ地震をはじめ、日本・海溝・千島・海溝型地震などの発生が懸念。

対策のイメージ

- 老朽化対策、豪雨・地震対策



堤体の改修



頭首工堰柱の耐震化

- 流域治水対策



農地整備と河川整備の連携



農業用ダムの改修

- 農地整備と河川整備の連携



農地整備と河川整備の連携

- ため池の防災・減災対策



堤体の改修



頭首工堰柱の耐震化



農業水利施設の省エネルギー化推進対策の概要（令和4年度補正）

施策の目的

農業水利施設(は、食料の安定供給のほか洪水防止等の多面的機能を有する公共・公益性的の高いインフラであるが、維持管理費に占める電力料の割合が大きく、電力料高騰による影響を受けやすい。農業水利施設の省エネ化を進め、エネルギー価格高騰の影響を受け(にくい)農業水利システム(管理手法、設備)への転換を促すとともに、エネルギー価格高騰による影響を緩和し、農業水利施設の機能の安定的な発揮を図る。

施策の概要

「基幹水利施設管理事業」、「水利施設管理強化事業」を拡充し、省エネルギー化推進計画に基づき、農業水利施設の省エネ化及びコスト削減に取り組む施設管理者に対し、支援金を交付する仕組みを導入。

支援内容

【支援対象施設】次の一いずれかに該当する施設

- ① 基幹水利施設管理事業 及び 水利施設管理強化事業の対象施設
- ② 維持管理費に占める電力料・油脂費の割合が $25\%以上$ の施設管
理者が管理する施設

【事業実施主体】

- ・都道府県、市町村、土地改良区等

【省エネルギー化推進計画（R5～R7の3年間）の策定】

- ・省エネルギー化・コスト削減の取組メニューの中から2つ以上を実施

※「省エネ化」の取組を1つ以上実施する必要。

※ R3年度迄に実施済みの取組も位置づけ可能。ただし、全て実施済みの取組の場合は、1つ以上の取組をR4年度以降に拡大又は強化している必要。

【補助率】定額

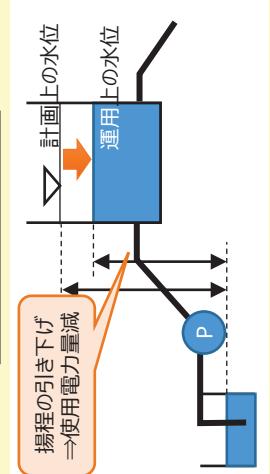
$$\text{交付額} = \text{R4年度のエネルギー価格} \times \text{高騰分} \times 0.7$$

※電力料及び油脂費

【支援金の用途】

- ・ 省エネルギー化・コスト削減の取組に係る経費
- ・ 省エネルギー化・コスト削減の取組を行う施設の維持管理費（電力料・油脂費含む）

省エネ化・コスト削減の取組メニューの例			
区分	省エネルギー化	コスト削減	
ソフト対策	<ul style="list-style-type: none">・ポンプの吸込／吐出水位の見直し・大口径ポンプの優先使用・無効送水の節減・節水による送水量の削減等	<ul style="list-style-type: none">・電力契約の適正化・ポンプの同時運転台数の削減 等	
ハード対策	<ul style="list-style-type: none">・電動機制御方式の見直し（インバータ制御の導入）・高効率電動機への更新等	<ul style="list-style-type: none">・コンデンサ設置による効率の改善等	



農地耕作条件改善事業

【令和5年度予算概算決定額 20,043（24,790）百万円】

<対策のポイント>

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換や宮農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードヒントを組み合わせて支援します。

<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）[令和5年度まで]

<事業の内容>

1. 地域内農地集積型

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善を支援します。

2. 高収益作物転換型

基盤整備と一体的にを行う輪作体系の検討や実証展示会の運営、高収益作物への転換に向けた計画策定から高付加価値農業施設の設置など宮農定着に必要な取組を支援します。

3. スマート農業導入推進型

基盤整備と一体的にを行うGNSS基地局の設置等、スマート農業の導入について支援します。

4. 病害虫対策型

病害虫の発生予防・まん延防止に資する農地の土層改良や排水対策等を支援します。

5. 水田貯留機能向上型

水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備を支援します。

6. 土地利用調整型

多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援します。

※土層改良にバイオ炭を使用することが可能（1～6の事業）

※整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、農地整備・集約推進費の活用が可能（1、2の事業）

※高収益作物の転換割合に応じ、高収益作物導入促進費の活用が可能（2の事業）

（なお、事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象となる場合、高収益作物導入推進費の活用が可能）

<事業イメージ>



[お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

- 【実施要件】 ① 事業対象地域：農振農用地のうち農地中間管理事業を重点的に実施する区域等
② 総事業費200万円以上、③ 農業者数2者以上 等

※ 下線部は拡充内容



農地耕作条件改善事業（1／3）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構等による担い手への農地集積を推進するとともに、生産効率を向上させ、高収益作物等の営農定着に必要な取組を支援することが重要。
- このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善や、高収益作物への転換、スマート農業の導入促進、麦・大豆の生産拡大等に向け、ハードソフトの両面から機動的に支援。

実施要件

- ・対象区域：農地中間管理事業を重点的に実施する区域等（農地中間管理機構との連携概要を策定）
- ・事業主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、農業協同組合、農業法人、等
- ・事業費200万円以上　・農業者2戸以上　・事業実施期間は最大5年（ハードは最大3年）
- ・使用する型の目標に沿った計画策定などが必要

① 地域内農地集積型

きめ細かな整備とともに、農地中間管理機構による地域内への担い手への農地集積を推進します。

定額助成

- (ハード) 区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土、除礫、末端畠地かんがい施設、用排水路や農作業道等の更新整備※1
- (ソフト) 単年度当たり300万円迄の条件改善推進費 等

定率助成※2

- (ハード) 農業用用排水施設、暗渠排水、土層改良※3、区画整理、農作業道、農地造成、農用地の保全、営農環境整備、ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援
- (ソフト) 条件改善促進支援、農地整備・集約推進費 等

※1 定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当。R4年度単価は、区画拡大（6.5万円/10a等）、暗渠排水（10.0万円/10a等）など

※2 定率助成の補助率は、平地50%、中山間地域55%、など

※3 土層改良にバイオ炭を使用することが可能（①～⑥の事業型共通）

② 高収益作物転換型

【実施要件】 受益農地の1／4以上を新たに高収益作物に転換すること
組を支援します。

定額助成

- (ハード) ①地域内農地集積型の定額助成メニュー、
　　煙作転換工(堆肥施用、明渠排水)、農地の緩傾斜化
- (ソフト) 条件改善促進支援、高収益作物への転換支援※4、新植、改植及び幼木管理支援、早期成園化、経営の継続・発展支援※5、園芸作物モデル産地形成支援※6 等

定率助成

- (ハード) ①地域内農地集積型の定率助成メニュー、
　　小規模園地整備（盛土、園内道等）、農地の緩傾斜化
- (ソフト) 条件改善促進支援、高収益作物の導入支援※7、高付加価値農業施設の設置、機械作業体系導入支援、農地整備・集約推進費、高収益作物導入促進費 等

※4 単年度あたり300～500万円迄を支援
高収益作物転換プラン作成支援（最大2年間）、高度な技術指導（施設園芸における地中熱ヒートポンプ（浅層採熱方式）の導入など、先進技術の導入のための専門家による技術指導に係る経費の支援 最大3年間）、技術習得方法の検討と実践、技術者育成、試験販売等の経営展開支援、現場での研修会等

※5 大田の育成支援、代替農地での営農支援、省力技術研修支援 等

※6 美需者ニーズに対応した品質の導入試験、GAP・トレーサビリティ手法の導入 等

※7 實証展示場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械のリース 等



農地耕作条件改善事業（2／3）

③ スマート農業導入推進型

スマート農業に必要なGNSS基地局の設置とスマート農業の導入に必要な基盤整備等を支援します。

スマート農業導入推進支援助成内容

- (ハード) GNSS基地局の整備（必須）、①地域内農地集積型の定額及び定率ハードメニュー
(ソフト) 条件改善推進費（定額）、トラクタへの自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入、基地局の整備に必要な調査・調整支援、条件改善促進支援等（以上定率）



④ 病害虫対策型

病害虫は一度まん延すれば地域農業に甚大な被害を及ぼすため、その発生予防やまん延防止に向けた対策を支援します。

【事業実施区域】植物防除法に基づく発生予察情報において、警報・注意報 特殊報の発表された区域

病害虫対策のための土層改良

- (ハード) 暗渠排水、湧水処理、反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水（以上定額）、
農業用排水施設整備、暗渠排水、土層改良（以上定率）、
このほか、①地域内農地集積型の定額及び定率ハードメニュー
(ソフト) 条件改善推進費（定額）、条件改善促進支援（定率）等

⑤ 水田貯留機能向上型

水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備を支援します。

【事業実施区域・要件】・流域治水プロジェクト、治水協定等が策定され、流域治水対策を実施する地域

- ・地区内の5割以上の面積での「田んぼダム」の実施

「田んぼダム」実施に向けた整備

- (ハード) 「田んぼダム」実施に向けた畦畔の更新、排水構の設置（以上定額）、①地域内農地集積型の定額及び定率ハードメニュー
(ソフト) 「田んぼダム」実施に向けた地元調査・調整経費、堰板購入等（単年度当たり300万円迄）、条件改善促進支援（定率）等

⑥ 土地利用調整型

多様で持続的かつ計画的な農地利用の実現に向けて、ゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援します。

【事業実施区域】農地中間管理事業を重点的に実施する区域等及びその周辺農地

- 多様で持続的かつ計画的な農地利用に向けた基盤整備
(ハード) 粗放的農地利用整備（用地、作業道等の整備、土地改良施設の撤去等）(定額)、①地域内農地集積型の定額及び定率ハードメニュー
(ソフト) 条件改善推進費（定額）、条件改善促進支援（定率）等

農地耕作条件改善事業（3/3）

〔農地整備・集約推進費〕（①地域内農地集積型・②高収益作物転換型）

- 基盤整備が進んだ地域に取り残された未整備農地は、周囲と比較し条件が悪いことから担い手が引き受けられず、結果として荒廃農地となつて害虫や鳥獣被害の発生源となる等周辺の担い手の経営環境にも負の影響を及ぼすおそれが高いが、周辺の担い手に集約しやすい立地条件にあり、基盤整備によって担い手へ集約することで、地域全体として、農業生産性が一層向上することが期待される。
- このような未整備農地で実施する農地耕作条件改善事業の農業者負担に対し、農地整備・集約推進費を交付することにより、担い手への集積・集約化を一層推進する。



事業内容： 地域内農地集積型、高収益作物転換型を対象に定率助成のハード整備メニューの事業費の最大12.5%（全額国費）を交付。

実施主体： 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等

- 実施要件：**
- ・過去に国費投入された地区に隣接し、過去に国費投入された農地に占める新たに整備すること
 - ・以下の①及び②の期間の合計が15年以上の農地
 - ①機構が借り入れている農地の農地中間管理権の期間
 - ②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地の期間
 - ・事業完了後3年以内に担い手への集積率を100%とすること。
 - ・本推進費と経営転換協力金を重複して交付しないこと

高収益作物転換率に応じた助成割合	高収益作物転換率
50%以上	12.5%
40%以上50%未満	10.0%
30%以上40%未満	7.5%

〔高収益作物導入促進費〕（②高収益作物転換型）

- 人口の減少や高齢化、食生活の変化等により、主食用米の需要が減少傾向が続く中、既存の水田において、大区画化・汎用化をすすめ、畑作物、なかでも、野菜等の収益性の高い作物への転換を図ることが重要である。
 - 一方、高収益作物の導入は一般的な水稻農家にとって、ハードソフトによる支援を行うとともに、ビニルハウス等の施設園芸に必要な施設整備、果樹等の植え付けを行った（市場等の高収益作物への転換率に応じ、高収益作物導入促進費を交付（国費負担：50%等）することにより、高収益作物への転換を強力に推進する。
- ※ なお、事業実施後後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、高収益作物導入促進費として、全額国費による支援が可能。

農業水路等長寿命化・防災減災事業

【令和5年度予算概算決定額 28,150（25,403）百万円】

<対策のポイント>

農業水利施設のきめ細かな長寿命化対策や機動的な防災減災対策等を支援します。

<事業目標>

- 農業水路の長寿命化対策により安定的に農業生産が維持される農地面積（約20万ha「令和7年度まで」）
- 湿水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha「令和7年度まで」）

<事業の内容>

1. きめ細かな長寿命化対策

- ① 機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新、パイプライン化、水管管理のICT化などによる水管理・維持管理の省力化、農業水利施設のスペア資材の確保を支援します。
- ② ハード対策を行ったための機能診断・機能保全計画の策定等を支援します。

2. 機動的な防災減災対策

- ① 災害の未然防止に必要な施設整備、リスク管理のための観測機器の設置、農業水利施設の撤去、ため池の廃止等の防災減災対策を支援します。（ため池廃止に伴い下流水路整備が必要となる場合の定額助成上限額の引き上げ）
- ② ハード対策を行ったための耐震性点検・調査等を支援します。
- ③ 単独処理浄化槽を廃止し農業集落排水管路へ接続する経費を支援します。
- ④ 流域治水対策のための農業水利施設への危機管理体制システムの整備等を支援します。

3. ため池の保全・避難対策

- ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、管理者への指導・助言等の経費を支援します。

4. 施設情報整備・共有化対策

- 農業水利施設情報等のGIS化を支援します。

※下線部は拡充内容
【実施区域】 農振農用地、生産緑地 等
【実施要件】 1、2の対策：総事業費200万円以上、受益者数2者以上、工事期間3年（ため池の場合5年）以内 等

<事業の流れ>



※事業実施年度での採択申請が可能（複数回受付）

きめ細かな長寿命化対策



ため池の保全・避難対策



施設情報整備・共有化対策

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)
防災課 (03-6744-2210)
設計課 (03-6744-2201)
地域整備課 (03-6744-2209)



畑作等促進整備事業

【令和5年度予算概算決定額 2,000（－）百万円】

<対策のポイント>

麦・大豆等の畑作物等の生産拡大を推進するため、畑作物・園芸作物を作付けする地域において、畑地かんがい施設の整備や農地の排水改良等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援します。

<事業目標>

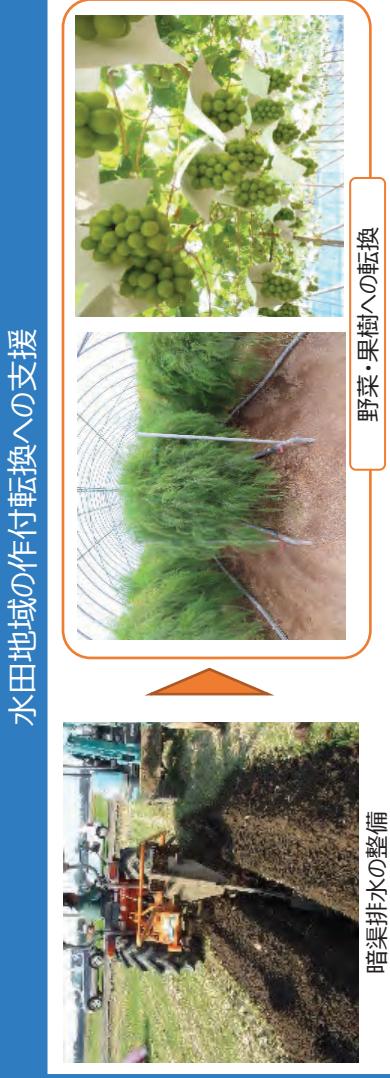
基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上「令和7年度まで」）

<事業の内容>

畑作物・園芸作物の生産性向上のための畑地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備、水稻から畑作物・園芸作物への作付転換に必要な排水改良やパイプライン化等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援します。

【附帯事業】作付転換に応じた推進費

<事業イメージ>



【実施区域】 農振農用地

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上、工事期間5年以内 等

※事業実施年度での採択申請が可能（複数回受付）

民間団体等
(都道府県、市町村を含む)

1/2、定額等

国

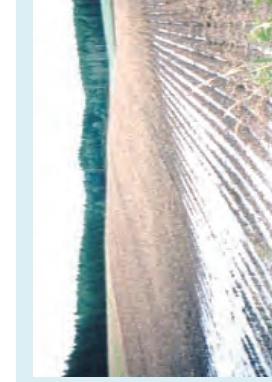
<事業の流れ>

畑作等促進整備事業

- 畑作・園芸作の振興を図るため、畑作物・園芸作物の生産性向上のための畑地かんがい施設の整備や排水改良、区画整理、農道整備、水稻から畑作物・園芸作物への転換に必要な暗渠排水や客土、パイプライン化等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援します。

事業概要

事業概要	
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> ・総事業費：200万円以上 ・農業者数：2者以上 ・対象区域：農振農用地（畑作物・園芸作物が作付けされる農地であること） ・工事期間：5年以内
実施主体	<p>都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等</p> <p>事業内容</p> <p>1 定率助成（平地50%、中山間地域55% 等）</p> <p>(1) ハード</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道等、 ・宮農環境整備、小規模園地整備、園芸施設の撤去及び設置 <p>(2) ソフト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用調整、地形図作成、農地集積、集團化、調査設計、調査設計、実証(ほ場)、定着推進、施設・機械リース、専門家による指導助言・研修 <p>2 定額助成（標準的な工事費の1/2相当）</p> <p>(1) ハード</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区画拡大（畦畔除去等）、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設、土層改良、客土、更新整備 <p>(2) ソフト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利関係、農家意向把握等に係る調査・調整、果樹・茶に係る新植・改植支援、専門家による指導助言・研修



園芸作物への転換

作付転換支援
受益地内の全ての水稻を畑作物・園芸作物に転換した場合※1
・定率事業について、ガイドライン※2上の農家負担額を上限とする推進費を交付
・定額事業について、工事費単価を10/10相當に引き上げ
※1 転換した農地は水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外
※2 土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針

日本型直接支払

【令和5年度予算概算決定額 77,402（77,452）百万円】

<対策のポイント>

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

<政策目標>

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動、自然環境の保全を支援します。

<事業の全体像>

近年の農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられ国民全体が享受している多面的機能（国土保全、水源涵養、景観形成等）の発揮に支障が生じつづあることから、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、地域の共同活動による多面的機能の発揮を促進する制度として実施しています。

↑
多面的機能
高度な発揮

環境保全型農業直接支払
2,650（2,650）百万円



堆肥の施用

カバーコロップ

有機農業

「活動内容
に着目」

多面的機能支払
48,652（48,702）百万円

「活動内容
に着目」

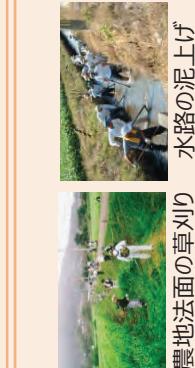
【資源向上支払】

- 地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援
- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・生態系保全などの農村環境保全活動
- ・施設の長寿命化のための活動 等



【農地維持支払】

- 多面的機能を支える共同活動を支援
- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化 等



中山間地域等直接支払
26,100（26,100）百万円

「対象地域
に着目」

○ 中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施を推進するため、農業生産条件の不利益補正

- ・農業生産活動（耕作放棄の防止活動等）
- ・多面的機能を増進する活動（周辺林地の管理、景観作物の作付等）



中山間地域

(山口県長門市)

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

【令和5年度予算概算決定額 48,652（48,702）百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上「令和7年度まで」）
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動による地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上（6割以上「令和7年度まで」）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 47,050（47,050）百万円

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

		北海道			都府県		
		①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (専用)※2	①農地維持支払 (専用)※3	②資源向上支払 (専用)※4	③資源向上支払 (専用)※5
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600	600
草地	250	240	400	130	120	400	400

〔5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

※1：③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

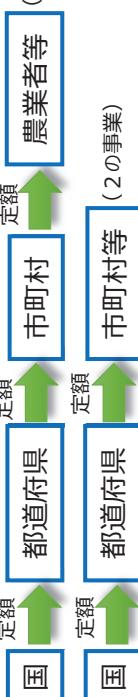
※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合には、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,602（1,652）百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

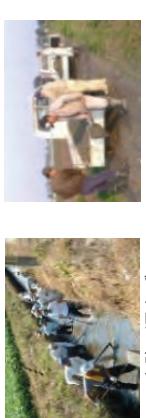
資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の路面維持等
- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



- ・農地の灌漑設備の整備
- ・農道の路面維持
- ・農地のひび割れ補修
- ・農道の窪みの補修
- ・たが池の外堀掘除

- ・農地の窪みの補修
- ・農道のひび割れ補修
- ・農地の路面維持
- ・水路の窪みの補修
- ・たが池の外堀掘除



		項目			項目		
		田	400	320	田	400	320
		畑	240	80	畑	240	80
		草地	40	20	草地	40	20
		（円/10a）			（円/10a）		

		北海道			都府県			北海道		
		①農地維持支払	②資源向上支払 (共同)※1	③資源向上支払 (専用)※2	①農地維持支払	②資源向上支払 (専用)※3	③資源向上支払 (専用)※4	①農地維持支払	②資源向上支払 (専用)※5	③資源向上支払 (専用)※6
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600	600	600	600	600
草地	250	240	400	130	120	400	400	400	400	400

〔お問い合わせ先〕 農村振興局農地資源課（03-6744-2197）

日本型直接支払のうち

中山間地域等直接支払交付金

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援します。

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止 [令和6年度まで]

<事業の内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,800（25,800）百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15度～）	11,500
	緩傾斜（8度～）	3,500

「農業生産活動等を継続するための活動」を行ふ場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「集落戦略の作成」を行ふ場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

【対象地域】中山間地域等 (地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行ふ農業者等
【集落協定等に基づく活動】
① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
② 農業生産活動等の体制整備のための取組（集落戦略の作成）

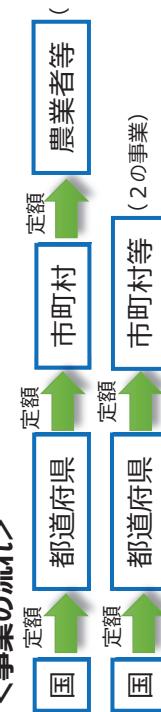
【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等 (田1/20以上、畑15度以上) の保全ど地域の振興を支援 (超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可)	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地 (田1/10以上、畑20度以上) (超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可)	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算	
超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	6,000円 (田・畑)
集落協定広域化加算	【上限額：200百万円/年】
広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	3,000円 (地目にかかわらず)
集落機能強化加算	【上限額：200百万円/年】
新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算	【上限額：200百万円/年】
農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 300（300）百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。
〔お問い合わせ先〕 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

日本型直接支払のうち 環境保全型農業直接支払交付金

【令和5年度予算概算決定額 2,650（2,650）百万円】

<対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援します。

<事業目標>

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

<事業の内容>

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,537（2,537）百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
② 対象となる農業者の要件
ア 主作物について販売することを目的に生産を行つていること
イ 持続可能な農業生産に向けた研修の受講と自己点検に取り組むこと
ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）（③取り組むこと）
③ 支援対象活動

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて 行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動

- ④ 取組拡大加算
有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金等 113（113）百万円

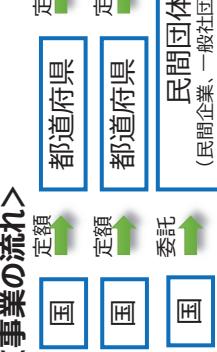
① 環境保全型農業直接支払推進交付金 104（104）百万円

- 都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の
推進を支援します。

② 環境保全型農業効果調査事業委託費 9（9）百万円

本交付金の効果の検証に必要な調査・分析を実施します。

<事業の流れ>



【支援対象組・交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

▶ 全国共通取組 国が定めた全国を対象とする取組



全国共通取組	交付単価 (円/10a)
有機農業 (注1) そば等雑穀、飼料作物以外 このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合 ^(注2) に限り、2,000円を加算。	12,000

カバーカルチ (うち、小麦・大麦等)	3,000
草生栽培	4,400
カバーコバード リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)	6,000
不耕起播種 ^(注3)	5,400 (3,200)
長期中干し	5,000
秋耕	3,000

地域特認取組 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組（冬季湛水管理、炭の投入等）	800
---	-----

※交付単価は、都道府県が設定します。

【取組拡大加算】

有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向け、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援

注1) 有機JAS認証取得を求めるものではありません。

注2) 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバーコロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。

注3) 前作の畠を利用し、畠の播種部分のみ耕起する専用播種機により播種を行な取組です。

※交付単価は、全国共通取組が優先されます。

◆ お問い合わせ先 農産局農業環境対策課（03-6744-0499）

農山漁村振興交付金

[令和5年度予算概算決定額 9,070（9,752）百万円]
(令和4年度補正予算額 1,440百万円)

<対策のポイント>

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組に対し、取組の発展段階に応じて総合的に支援し、農林水産業に関する地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しします。

<政策目標>

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人「令和7年度まで」）等

<事業の全体像>



農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策

[令和5年度予算概算決定額 9,070（9,752）百万円の内数]
(令和4年度補正予算額 (中山間地域等農用地保全総合対策) 1,440百万円の内数)

<対策のポイント>

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区「令和8年度まで」）

<事業の内容>

1. 最適土地利用総合対策

地域ぐるみの話合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想図を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費用等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話合いによる土地利用構想を概定、農用地保全のための実証的な取組
- ② 土地利用構想図に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備
- ③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

【事業期間】最大5年間

【交付率(上限)】定額（1,000万円/年、粗放的利用支援 1万円/10a、農用地保全等推進員 250万円/年）、5.5/10 等

※ 粗放的利用支援については、最大3年間

2. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間】1年間

【交付率】定額

<事業の流れ>

定額、5.5/10等

都道府県

↑
定額

都道府県、市町村、地域協議会等

(1の事業)

↑
国
民間団体
(民間企業、一般社団法人を含む)

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現
〔お問い合わせ先〕農村振興局地域振興課 (03-6744-2665)

<事業イメージ>

Step 1 地域ぐるみの話合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行いう農地等を区分し、実証的な取組を実施



【放牧】

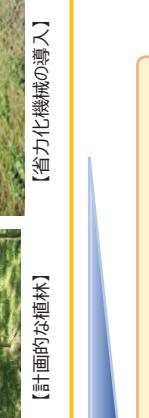
【農用地の再生化】



【農用地保全の実証】



【農用地保全の実証】



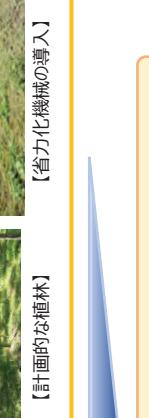
【省力化機械の導入】



【地域ぐるみでの話し合い】



【水路の整備】



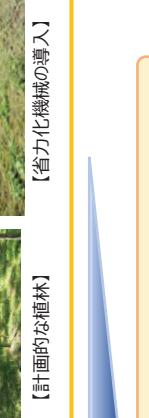
【計画的な植林】



【農用地構想の検定】



【農用地構想の検定】



【農用地構想の検定】

中山間地農業推進対策

[令和5年度予算概算決定額 9,070（9,752）百万円の内数]
(令和4年度補正予算額 (中山間地農業推進対策) 1,440百万円の内数)

<対策のポイント>

中山間地域等において、中山間地農業ルネサンス事業の地域別農業振興計画に基づき、収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成、デジタル技術の導入・定着に対する支援を実施します。

<事業目標>

中山間地域の特色を活かした豈農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区「令和7年度まで」）

<事業の内容>

1. 中山間地農業ルネサンス推進事業

① 中山間地農業ルネサンス推進支援
中山間地域等の特色を活かした創意工夫あふれる取組等を支援します。

② 元気な地域創出モデル支援【令和4年度補正予算含む】
収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、デジタル技術の導入・定着を後押しすることで、優良事例創出を推進します。

【事業期間】最大3年間
【交付率（上限）】定額 $(1,000\text{万円(年基準額)} \times \text{事業年数})$

③ 地域レジエンス強化支援
地域レジエンス強化連携協定に基づく災害時の避難等に関する活動を支援します。
【交付率（上限）】定額 (500万円/地区)

④ 中山間地複合経営実践支援
地域特性に応じた複合経営を実践する取組を支援します。

2. 農村RMO形成推進事業

① 農村RMOモデル形成支援
地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生

活支援にかかる調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援します。

【事業期間】最大3年間
【交付率（上限）】定額 $(1,000\text{万円(年基準額)} \times \text{事業年数})$

② 農村RMO形成伴走支援
協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援します。

3. 農村RMO形成推進事業

① デジタル技術の導入・定着を含めた調査・計画作成・実証等
農用地保全
地域資源活用
生活支援

【事業期間】最大3年間
【交付率（上限）】定額 $(1,000\text{万円(年基準額)} \times \text{事業年数})$

② 農村RMO形成伴走支援
協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援します。

※下線部は拡充内容
① 全国規模の研修会、
中間支援組織による
人材育成研修
② 全国規模の研修会、
中間支援組織による
人材育成研修

<事業の流れ>

都道府県 定額
市町村、地域協議会 定額

都道府県、民間団体 定額
国 定額

社会課題解決や魅力向上を通じた地域活性化
デジタル田園都市国家構想の実現を後押し

1. ② 元気な地域創出モデル支援



2. 農村RMO形成推進事業



3. 農村RMO形成推進事業



※対象地域：8法指定地域等
※問い合わせ先：農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)のうち 農山村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

[令和5年度予算概算決定額 9,070 (9,752) 百万円の内数]

<対策のポイント>

中山間地域等において、複数の農村集落の機能を補完する農村RMOの形成により地域で支え合うむらづくりを推進するため、むらづくり協議会等が行う実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組のほか、協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組に対する支援を実施します。

<事業目標>

農用地保全に取り組む地域運営組織（100地区「令和8年度まで」）

<事業の内容>

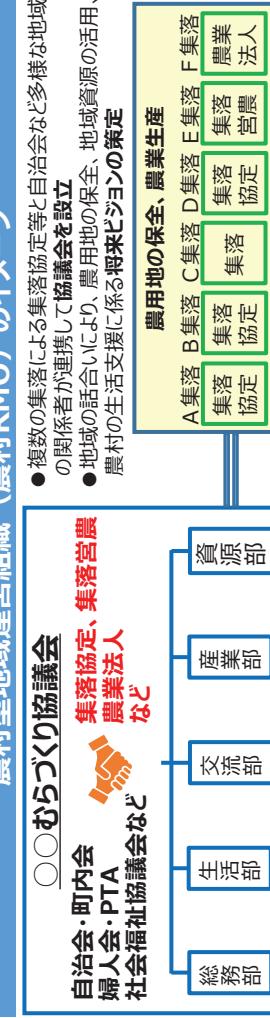
1. 農村RMOモデル形成支援

地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援にかかる調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組に対して支援します。

【事業期間】最大3年間

【交付率（上限）】定額（1,000万円（年基準額）×事業年数）

農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ



- 複数の集落による集落協定等と自治会など多様な地域の関係者が連携して協議会を設立
- 地域の話合いにより、農用地の保全、地域資源の活用、農村の生活支援に係る将来ビジョンの策定

農村RMO形成伴走支援

農村RMO形成を効率的に進めるとともに、中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制の構築や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行なう全国プラットフォームの整備に対して支援します。

農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

農用地保全

○○むらづくり協議会

自治会・町内会 婦人会・PTA 社会福祉協議会など

農業法人など

農業生産部

交流部

生活部

総務部

農村RMO形成伴走支援

〔お問い合わせ先〕 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

農山漁村振興交付金のうち 山村活性化支援交付金

【令和5年度予算概算決定額 780（784）百万円】

<対策のポイント>

山村の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援します。

<事業目標>

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト面の取組（組織・体制づくり、人材育成、附加価値向上等）を支援します。

【事業期間】上限3年間
【交付率】定額（上限1,000万円/地区）

<事業イメージ>

1. 山村活性化対策事業

地域資源の賦存状況・利用形態等の調査
資源量調査、文献調査、聞き取り調査
地域資源の管理・保全形態等調査等

地域資源を活用したビジネス創出
の支援

2.②山村振興セミナー支援
外部専門家によるマーケティングに関する基礎講習
ビジネスモデル作成に関する企画コンペ形式WS
ビジネスマッチングセミナー開催



現地調査



現地調査



現地調査

2. 商談会開催等事業

①商談会開催支援
バイヤーとの商談会やWEBサイト上のマッチング商談会の開催など、山村の地域資源を活用した商品の販路開拓に向けた取組を支援します。
②山村振興セミナー支援
地域資源を最大限活用した新ビジネスをより効果的に創出するため、商品づくりに必要なマーケティングのノウハウに係る基礎講習、ビジネスモデル作成に関する実践力を養う企画コンペ形式のワークショップの実施を支援します。

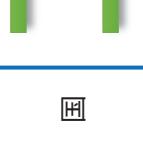
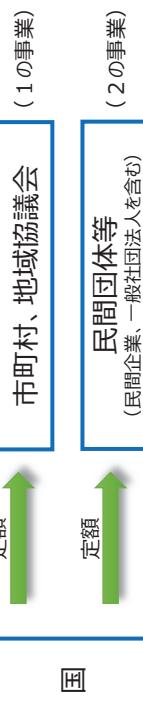
【事業期間】1年間
【交付率】定額

2.①商談会開催支援
山村地域の参加者とバイヤー等との商談会の開催・運営及びWEB上のマッチング販売力向上セミナー等

商談会の開催



商談会の開催



農林水産業を核とした山村の所得・雇用の増大
に向けた取組の推進

[お問い合わせ先] 農村振興局地域振興課（03-6744-2498）

農山漁村発イノベーション対策

[令和5年度予算概算決定額 9,070（9,752）百万円の内数]

<対策のポイント>

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。

<事業目標>

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体「令和7年度まで」）等

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業

- ※1 地域活性化に向けた活動計画策定、関係人口創出、地域づくり人材育成、情報発信等を支援します。
- ※2 地域資源を活用した商品開発、デジタル技術の活用に係る専門人材の派遣・育成等を支援します。
- ① 地域活性化型
- ② 農泊の実施体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ等の取組を支援します。
- ③ 農福連携の普及啓発、障害者等の農林水産業に係る技術の習得、専門人材の育成等を支援します。
- ④ 農福連携の普及啓発、障害者等の農林水産業に係る技術の習得、専門人材の育成等を支援します。

2. 農山漁村発イノベーション整備事業

- ① 農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
- ② 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設等の整備を支援します。
- ③ 農福連携の推進が必要となる障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援します。

※1 旧 地域活性化対策、旧 農山漁村振興交付金の全ての対象について活用が可能

※2 農山漁村振興交付金の全ての対象について活用が可能

<事業の流れ>

農山漁村発イノベーション委託調査事業

- 農山漁村発イノベーション推進に係るエビデンスに基づく施策企画・立案の充実を図るため、所得創出効果等の施策効果を測定するための委託調査を実施します。

※下線部は拡充内容

農山漁村発イノベーション等

(1、2②、③の事業)

農林漁業者、市町村、民間事業者等

(1②の事業)

都道府県

(1②、④の事業)

地方公共団体

3/10、1/2等

農山漁村発イノベーション等

(2①の事業)

農林漁業者の組織する団体等

(2①の事業)

国

定額、1/2

都道府県

定額

地方公共団体

定額、1/2等

農山漁村発イノベーション等

(2①の事業)

[お問い合わせ先] 農山村振興局都市農村交流課 (03-6744-2493)



農山漁村発イノベーション推進事業（うち農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち）

【令和5年度予算概算決定額 9,070（9,752）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域住民が生き生きと暮らしていくける環境の創出を行うためのきっかけをつくり、農山漁村について広く知つてもらうことに入口に、農的関係人口創出、二拠点居住、移住、定住の実現を図り、農山漁村の活性化を推進します。

<事業目標>

地域課題の抽出や、課題解決のための活動計画の策定・実証を行う地域の創出（100地域「令和6年度まで」）

<事業の内容>

1. 活動計画策定事業

- ① 農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による地域活性化に向けて、アドバイザーを活用します。
- ② 活動計画に掲げられた取組を実施するための体制構築、実証活動及び専門的スキルの活用等を支援します。

【事業期間】3年間

【交付率】定額（上限：1年目500万円、2年目250万円等）※

※条件不利地においては、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。また、専門的スキルを活用する場合には、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。

<事業イメージ>



体制構築及び実証活動
(高齢者の移動確保)



地域の活動計画の策定
(ワークショップの開催)

2. 農山漁村闘い創出事業

- ① 農繁期の手伝いや地域資源の保全等の農山漁村での様々な活動について、農山漁村に興味がある多様な人材が関わることができる仕組みを構築する取組等を支援します。
- ② 農山漁村の地域づくりを担う人材（農村プロデューサー）の育成等を支援します。

【事業期間】上限2年間等

【交付率】定額



農作業体験

3. 農山漁村情報発信事業

- 農山漁村の手伝いや地域資源の保全等の農山漁村での様々な活動について、農山漁村に興味がある多様な人材が関わることができる仕組みを構築する取組等を支援します。
- 農山漁村の有する多様な価値について主に若年層等を対象とした理解醸成等のための情報発信の取組を支援します。

【事業期間】1年間

【交付率】定額



農山漁村の多様な活動への参加
農業農村の多様な活動への参加



WebサイトやSNSによる情報発信
優良事例の情報発信

<事業の流れ>

定額

市町村を構成員に含む
地域協議会

(1の事業)

NPO法人、
民間企業等

(2、3の事業)

[お問い合わせ先]

(1の事業、2①の事業) 農村振興局都市農村交流課
(2②の事業)
(3の事業のうち優良事例の横展開)

都市農村交流課
鳥獣対策・農村環境課
(3の事業のうち理解醸成等)

(03-3502-5946)

(03-6744-2203)

(03-3502-5946)
(03-6744-0250)

農山漁村発イノベーション推進事業（農山漁村発イノベーション対策）のうち

農山漁村発イノベーション推進事業（農山漁村発イノベーション創出支援型）

[令和5年度予算概算決定額 9,070（9,752）百万円の内数]

<対策のポイント>

農山漁村発イノベーションを推進し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図るため、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発やこれらに係る研究開発、デジタル技術の活用に係る専門的な知識を有する人材の派遣・育成等を支援します。

<事業目標>

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体「令和7年度まで」）

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション推進支援事業 (支援対象の取組)

- 農山漁村発イノベーションの実施に必要な経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組を支援します。
- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の取組
 - ② 新商品開発 販路開拓の取組
 - ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組
 - ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組
 - ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

2. 農山漁村発イノベーション中央サポート事業

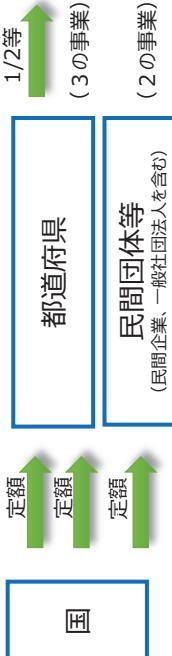
- ① 中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携し、農山漁村発イノベーションに係る高度な課題を抱える事業者等に対する中央プランナー等の専門家派遣の取組に加え、高度なデジタル技術の活用に係る専門的な知識を有する人材（デジタル人材）の派遣等を支援します。
- ② 農山漁村で新事業を興す起業家と農山漁村のマッチングの取組等を支援します。
- ③ 施設給食において、地産地消を促進するためのコーディネーターの派遣・育成の取組等を支援します。

3. 農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業

- 各都道府県のサポートセンターにおける、農山漁村発イノベーションに係る経営改善等の多様な課題を抱える事業者等への専門家派遣に加え、デジタル人材の派遣、地域におけるデジタル人材の育成の取組等を支援します。

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



農山漁村発イノベーション推進支援事業

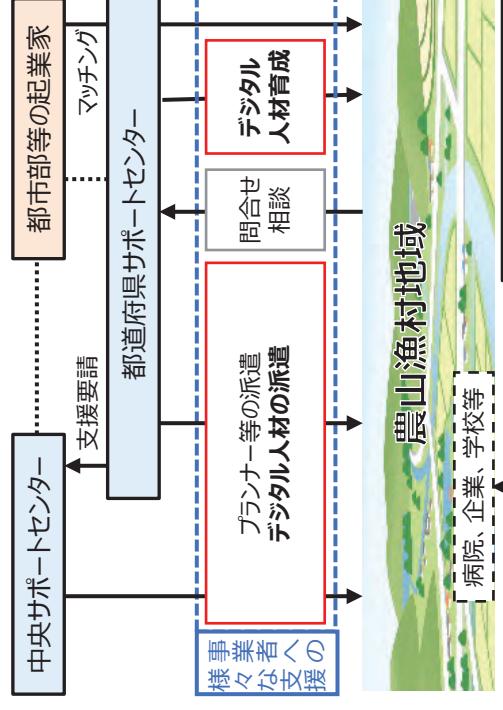


農産物を利用した新商品開発
多様な地域資源を新分野で活用

<事業イメージ>



農山漁村発イノベーション中央・都道府県サポート事業



[お問い合わせ先] 農山村振興局都市農村交流課 (03-6744-2497)

農山漁村発イノベーション整備事業（農山漁村発イノベーション対策）のうち

農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型及び産業支援型）

[令和5年度予算概算決定額 9,070（9,752）百万円の内数]

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要な農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（140人「令和7年度まで」）
- 6次産業化に取り組んでいる優良事業体数の増加（93事業体「令和7年度まで」）

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）

都道府県や市町村が計画画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要な農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

【事業期間】原則3年間（最大5年間）
【交付率】1/2等

<事業イメージ>

定住促進・交流対策型

- 計画主体 都道府県、市町村※1
- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者団体等



※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要



集出荷・貯蔵・加工施設
廃校を利用した交流施設

発電設備等の整備

- 太陽光発電設備
- 販売・交流施設等
- 電力供給



EV車等への給電設備

EV車等への給電設備

農家レストラン

【お問い合わせ先】

(1)の事業
(2)の事業

(03-3501-0814)
(03-6744-2497)

農山漁村交流課
都市農村交流課

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、農産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。

なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。
【事業期間】原則1年間
【交付率】3/10等

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援します。

<事業の流れ>



農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型）

【令和5年度予算概算決定額 9,070（9,752）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における実施体制の整備、食や景観を活用した観光コンテンツの磨き上げ、ワーケーション対応等の利便性向上、国内外へのプロモーション等を支援するとともに、古民家等を活用した滞在施設、体験施設の整備等を一体的に支援します。

<事業目標>

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人「令和7年度まで」）

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）

① 農泊推進事業

ア 農泊の推進体制整備や観光関係者とも連携した観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等を支援します。

【事業期間】上限2年間 【交付率】定額（上限500万円/年等）

イ 実施体制が整備された農泊地域を対象に、インバウンド受入環境の整備やワーケーション受入対応、地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツ開発等を支援します。

【事業期間】上限2年間 【交付率】1/2等

② 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、農泊を推進する上で課題を抱える地域への専門家派遣・指導、利用者のニーズ等の調査を行う取組等を支援します。

【事業期間】1年間 【交付率】定額

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）

① 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援します。

【事業期間】上限2年間 【交付率】1/2（上限2,500万円※）

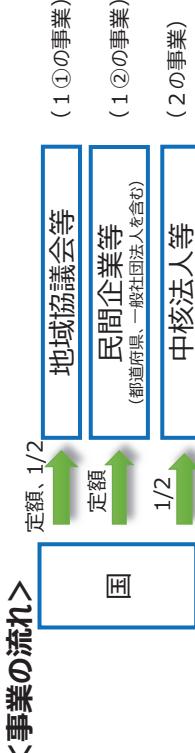
（※ 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

② 地域内で営まれている個別の宿泊施設の改修を支援します。

（農家民宿から農家民宿へ転換する場合、促進費が活用可能）

【事業期間】1年間 【交付率】1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）

<事業の流れ>



<事業イメージ>



課題に応じた専門家の派遣・指導



古民家等を活用した滞在施設の整備
農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農福連携型）

[令和5年度予算概算決定額 9,070 (9,752) 百万円の内数]

<対策のポイント>

農福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術習得、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた普及啓発、都道府県による専門人材育成の取組等を支援します。
※ 農業分野への就業を希望する障害者等に対し農業体験を提供する農園

<事業目標>

農福連携に取り組む主体を新たに創出（3,000件 [令和6年度まで]）

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業

障害者等の農林水産業に関する技術習得、作業工程のマニュアル化、ユニバーサル農園の運用、移動式トイレの導入等を支援します。
【事業期間】2年間
【交付率】定額（上限150万円等）

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の全国的な横展開に向けた取組、農福連携の定着に向けた専門人材の育成等を支援します。
【事業期間】1年間
【交付率】定額（上限500万円等）

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）

③ 農業施設等の整備を支援します。

障害者等が作業に携わる生産施設、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面にかかる附帯施設等の整備を支援します。
【事業期間】最大2年間
【交付率】1/2（上限1,000万円、2,500万円等）

<事業の流れ>

定額、1/2

定額

国

農業法人、社会福祉法人、民間企業等

(1①、2の事業)

民間企業、都道府県等

(1②の事業)

<事業イメージ>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業



農産加工の実践研修

養育體能補修・木工技術習得

農福連携の運用

ユニバーサル農園の運用



農福連携の導入

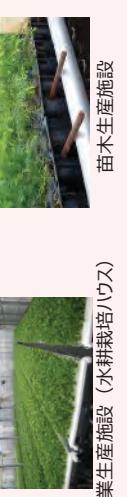
ユニバーサル農園の運用

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

普及啓発

人材育成研修



農業生産施設（水耕栽培ハウス）

苗木生產施設

養殖施設

休憩所、トイレの整備

園地、園路整備



處理加工施設

農業体験を提供する農園

[お問い合わせ先] 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-0033)

【令和5年度予算概算決定額 9,070（9,752）百万円の内数】

<対策のポイント>

人口減少、高齢化が進行する農村地域において、農業水利施設等の農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るとともに、地域活性化を促進するため、情報通信環境の整備を支援します。

<事業目標>

農業農村インフラの管理省力化等を図る情報通信環境の整備に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（50地区「令和7年度まで」）

<事業の内容>

1. 計画策定事業



スマート農業

+ 地域活性化
活性化施設の
公衆無線LAN

① 情報通信環境に係る調査、計画策定に係る取組を支援します。

② 事業を進める中で生じる諸課題の解決に向けたサポート、ノハウの横展開等を行う民間団体の活動を支援します。

2. 施設整備事業



自動走行農機



スマホ監視



スマホの管理

① 農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及び附帯設備の整備を支援します。

② ①の情報通信施設を地域活性化に有効活用するための附帯設備の整備を支援します。
(スマート農業の実装のみを目的とする整備も支援対象となるよう_{拡充})

<事業イメージ>



<事業の流れ>

※下線部は拡充内容
定額、1/2等



無線基地局は地域の実状を踏まえて
適切な通信規格（LPWA、BWA、
Wi-Fi、ローカル5G等）を選定

[お問い合わせ先] 農村振興局地域整備課（03-6744-2209）

都市農業機能発揮対策

【令和5年度予算概算決定額 9,070（9,752）百万円の内数】

<対策のポイント>

都市住民と共生する農業経営の実現のため、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援し、その際、都市農地の貸借に関係する取組を優先します。また、国の施策の方向性に沿ったモデル的な取組や都市部の空閑地を活用した農地や農地の空間を創設する取組等を支援します。

<事業目標>

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき賃借された農地面積（255ha〔令和6年度まで〕）

<事業の内容>

1. 都市農業機能発揮支援事業

都市農業の多様な機能を發揮させるため、アドバイザーの派遣や税・相続に関する講習会の開催、都市農業機械発揮支援等の取組を支援します。

<事業イメージ>

 <p>都市農業機械発揮支援</p>	 <p>都市農業機械発揮支援</p>	 <p>都市農地の貸借</p>
<p>● 地域支援型</p>		
 <p>都市住民と共に生する農業経営への支援策への検討</p>	 <p>都市農園の整備等</p>	 <p>農作業体験会の開催</p>
<p>● モデル支援型</p>		
 <p>農村ファンの拡大</p>	 <p>老朽化した駐車場を農地等への整備</p>	 <p>都市農業共生推進等地域支援</p>

2. 都市農業共生推進等地域支援事業

① 地域支援型

ア 都市住民と共に生する農業経営への支援策の検討や都市農業の多様な機能についての理解醸成、市民農園等の附帯施設の整備や都市農地の周辺環境対策等の取組
イ 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェの開催等による交流促進のための取組
ウ 防災機能の維持・強化等の取組等を支援します。

② モデル支援型
国との施策の方向性に沿った取組を、複数の地域が連携して一體的に実施し、当該取組をガイドラインにより、各地域へ波及させる取組を支援します。

③ 都市農地創設支援型
都市農業者や行政機関等が連携し、都市部の空閑地（駐車場等）を活用して農地や農地の空間を創設する取組等を支援します。

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>

国



民間団体、地域協議会、
市区町村、JA、NPO法人等



[お問い合わせ先] 農村振興局農村計画課 (03-3502-5948)

鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

【令和5年度予算概算決定額 9,713（10,139）百万円】
(令和4年度補正予算額 3,700百万円)

<対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、鳥獣の捕獲等の強化やジビエ利用拡大への取組等を支援します。また、森林におけるシカ被害の効果的な抑制のため、林業関係者のシカ捕獲効率を向上させるための技術導入や国有林野におけるシカ捕獲等を実施します。

<政策目標>

- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシの生息頭数を平成23年度から半減（約207万頭「令和5年度まで」）
- 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増（4,000t「令和7年度まで」）

<事業の内容>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 9,603(10,003)百万円

- ① 鳥獣被害防止総合支援事業
市町村が作成する「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や施設整備（侵入防止柵、捕獲技術高度化施設、処理加工施設等）を総合的に支援します。
ア 被害対策に係るICT活用の定着に向けた取組の支援
- ② 鳥類に対する総合的な対策の支援
既設柵の地盤補強資材の支援（令和4年度補正予算含む）
ア 鳥獣被害防止対策事業、都道府県・都道府県広域捕獲活動支援事業等
ア 腹熱発生県でのジビエ利用再開のための体制整備等の支援
ウ 鳥類被害防止緊急捕獲活動支援事業
ア 被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費を支援します。
ア 被害対策推進のための人材育成やジビエ消費拡大を図るプロモーション等を行います。
ア 広域搬入体制の全国展開に向けたモデル整備の取組を支援（令和4年度補正予算）

- イ ジビエを扱う飲食店の拡大に向けた取組を支援（令和4年度補正予算）

<事業の流れ>

交付 都道府県 (1)、(3)の事業

定額 都道府県 (2)の事業

定額 民間団体等 (4)の事業

（民間企業、一般社団法人を含む）

<事業イメージ>

【総合的な鳥獣対策・ジビエ利用拡大への支援】



【鳥獣被害対策推進枠】



特殊自然災害対策施設緊急整備事業

【令和5年度予算概算決定額 300（300）百万円】

＜対策のポイント＞

火山活動による降灰被害を受ける地域において、農作物への被害を防除・最小化するために必要な施設等を支援します。

＜事業目標＞

湿水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha [令和7年度まで]）

＜事業の内容＞

活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災宣言農施設整備計画の対象地域において、以下の支援を実施します。

1. 施設整備等

1 [に]関連する一體的な整備等を支援します。
・降灰被害を防除・最小化するために必要な洗浄用機械施設整備等を支援します。

2. 関連整備等

1 [に]関連する一體的な整備等を支援します。



＜事業の流れ＞



中山間地農業ルネッサンス事業 <一部公共>

【令和5年度予算概算決定額 40,713（40,700）百万円】

<対策のポイント>

本事業の取組に則して市町村が作成する将来ビジョンを、都道府県が複数の市町村単位等で取りまとめ中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を策定し、この計画に基づく地域特性を活かした活動の推進や各種支援事業の優先採択等を行つことで、中山間地農業を元気にします。

<事業目標>

中山間地域の特色を活かした豊農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区「令和7年度まで」）

<事業の内容>

1. 農山漁村振興交付金のうち中山間地農業推進対策

① 中山間地農業ルネッサンス推進事業

① 地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等の支援のほか、収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援します。

② 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

農村型地域運営組織（農村RMO）を形成するため、地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく調査、計画策定や実証事業等の取組を支援するほか、デジタル技術の導入・定着を推進する取組や、中間支援組織の育成を通じた伴走支援体制の構築等に対して支援します。

農村RMO（Region Management Organization）：複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を中心とした経済活動と併せて、生活支援等での地域コミュニティの維持に資する取組を行なう組織

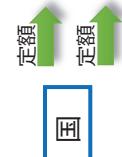
2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

中山間地域の特色を活かした農業や、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。

<事業の流れ>



- 中山間地農業ルネッサンス推進事業：計画策定・体制整備等を支援
- [元気な地域創出モデル支援：具体的な取組を後押しし、優良事例を創出
　　地域リエンブランディング支援：都市部と農村部の連携強化・持続化を支援
　　中山間地複合経営実践支援：地域の特性を活かした複合経営の実践を支援]
- 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業：農村RMOの形成支援

- 中山間地農業推進対策
- [計画策定・体制整備等を支援
- ・ 元気な地域創出モデル支援：具体的な取組を後押しし、優良事例を創出
　　・ 地域リエンブランディング支援：都市部と農村部の連携強化・持続化を支援
　　・ 中山間地複合経営実践支援：地域の特性を活かした複合経営の実践を支援]
- 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

- 強い農業づくりの総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- [機構集積協力基金交付事業のうち地域集積協力基金交付事業
　　・ 農業農村整備関係事業
　　・ 集落営農活性化プロジェクト促進事業
　　・ 支援事業
　　・ 優先枠
　　・ 優遇措置]
- 持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策事業
- [未来型果樹農業等推進条件整備事業
　　・ 持続的生産強化対策事業のうち茶・葉用作物等支援対策
　　・ みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマス地産地消対策
　　・ 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策等）]
- 「連携事業」 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）

- 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承
- [地域を下支え]

- 「支援事業」
　　[支援事業
　　・ 優先枠
　　・ 優遇措置]
　　・ 多面的機能支払交付金
　　・ 環境保全型農業直接支払交付金
　　・ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
　　・ 畜生生产力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策
　　・ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
　　・ 「連携事業」 中山間地等直接支払交付金
- 「お問い合わせ先」 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

※ 2、3の事業の流れは事業ごとに異なります。

中山間地農業推進対策による支援

※下線部は本年度拡充事項

中山間地農業推進対策による支援

- 中山間地農業リネッサンス推進事業
中山間地域等で収益力向上、販売力強化、生活支援等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援

- 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業
複数の農村集落の機能を補完する農村RMOの形成、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援

採択に当たつての配慮

- 農山漁村振興交付金
中山間地域等で農山漁村発イノベーション対策及び最適土地利用総合対策の取組を行う場合に審査時のポイント加算等

- 鳥獣被害防止総合対策交付金（うち整備事業）
被害防止施設等の整備を行う場合に審査時のポイント加算

- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
農地等の維持保全にも資するような取組を行う場合に優先的に採択

- みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマス地産地消対策
中山間地域等で取組を行う場合に審査時のポイント加算

- 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等支援対策
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択

- 集落営農活性化プロジェクト促進事業
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択

上限事業費・交付率の拡大

- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ施設ごとの交付対象上限事業費を1.3倍に拡大
- 農山漁村発イノベーション対策（農山漁村発イノベーション整備事業のうち産業支援型）加工・販売施設等の整備に対して交付率を嵩上げ（3/10→1/2）

受益面積要件の緩和

- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ都道府県知事が特に必要と認める場合に、面積要件を適用せずに実施
- 農業農村整備関係事業
 - (1) 農業競争力強化基盤整備事業
 - 農地整備事業（中山間地域型）について、中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（20ha以上→10ha以上）
 - 農地中間管理機構関連農地整備事業について、中山間地域等に対する受益面積要件を緩和（10ha以上→5ha以上）
 - 水利施設等保全高度化事業について、中山間地域等における受益面積要件を緩和（20ha以上→10ha以上）
 - (2) 農山漁村地域整備交付金、農村整備事業農道の保全対策について、過疎地域等の条件不利地域においては受益面積要件30ha以上（その他地域においては50ha以上）で実施
- 畜產生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策（放牧活用型持続的畜産生産推進）新たに肉用牛（繁殖雌牛）放牧に取り組む場合に確保すべき放牧地の面積を緩和（50a/頭以上→15a/頭以上）

事業要件の緩和等

- 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業農地バンクの最低活用率要件を平地の1/5に緩和（平地・20%超→中山間地：4%超）等
- 多面的機能支払交付金
広域活動組織の設立要件を変更（「農用地面積が200ha以上」→「農用地面積が50ha以上」又は「3集落以上の組織の構成」）
- 環境保全型農業直接支払交付金
交付金を受けるための事業要件である「推進活動（環境保全型農業の技術向上や理解促進に係る活動等）」を免除

有明海再生対策

[令和5年度予算概算決定額 1,765（1,765）百万円]

<対策のポイント>

有明海の再生に向けて、海域環境の保全・改善と水産資源の回復等による漁業の振興を図るため、有明海沿岸4県が協調し、海域環境の調査、魚介藻類の増養殖対策を行うとともに、漁場改善対策を推進します。

<事業目標>

有明海の再生

<事業の内容>

1. 海域環境の調査

① 有明海特産魚介類生息環境調査委託事業

有明海の再生に向けた有明海特産魚介類の最適な生息環境の調査を実施するとともに、有明海沿岸4県が協調して、産卵場や成育場のネットワークの形成等による資源回復に向けた調査を実施します。

② 国営干拓環境対策調査<公共>

有明海の環境変化の要因解明に向け、水質や底質及び生態系の変化等に関する調査を実施するとともに、環境保全対策などの対応を検討します。

600（600）百万円

328（328）百万円

<事業イメージ>



アサリ

生息状況調査

海底耕うん

採苗

浮遊幼生ネットワーク

佐賀県地先

福岡県地先

熊本県地先

大分県地先

稚貝漁場地先

稚貝半島地先

自己供給

0 km

10 km

※ 図はアサリ浮遊幼生ネットワークの例を示す。

タイラギ

人工種苗生産

中間育成

移植

400（400）百万円

112（112）百万円

11,698（12,252）百万円の内数

296（303）百万円の内数

（1の事業）

（2の事業）

（3①の事業）

（3②の事業）

農村振興局農地資源課

水産庁栽培養殖課

研究指導課

計画課

※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率10/10）

88

農家負担金軽減支援対策事業

【令和5年度予算概算決定額 1,139（1,205）百万円】

<対策のポイント>

土地改良事業等の農家負担金の無利子貸付等を行うことにより、農家負担金の軽減を図り、農用地の利用集積等を促進します。

<事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割 [令和5年度まで]）

<事業の内容>

1. 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

担い手農地利用集積率の向上、高収益作物の生産額の増加などが見込まれる、又は、輸出事業計画との連携が図られる土地改良区事業について、**農家負担金の5/6を限度に無利子貸付を行います。**

2. 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

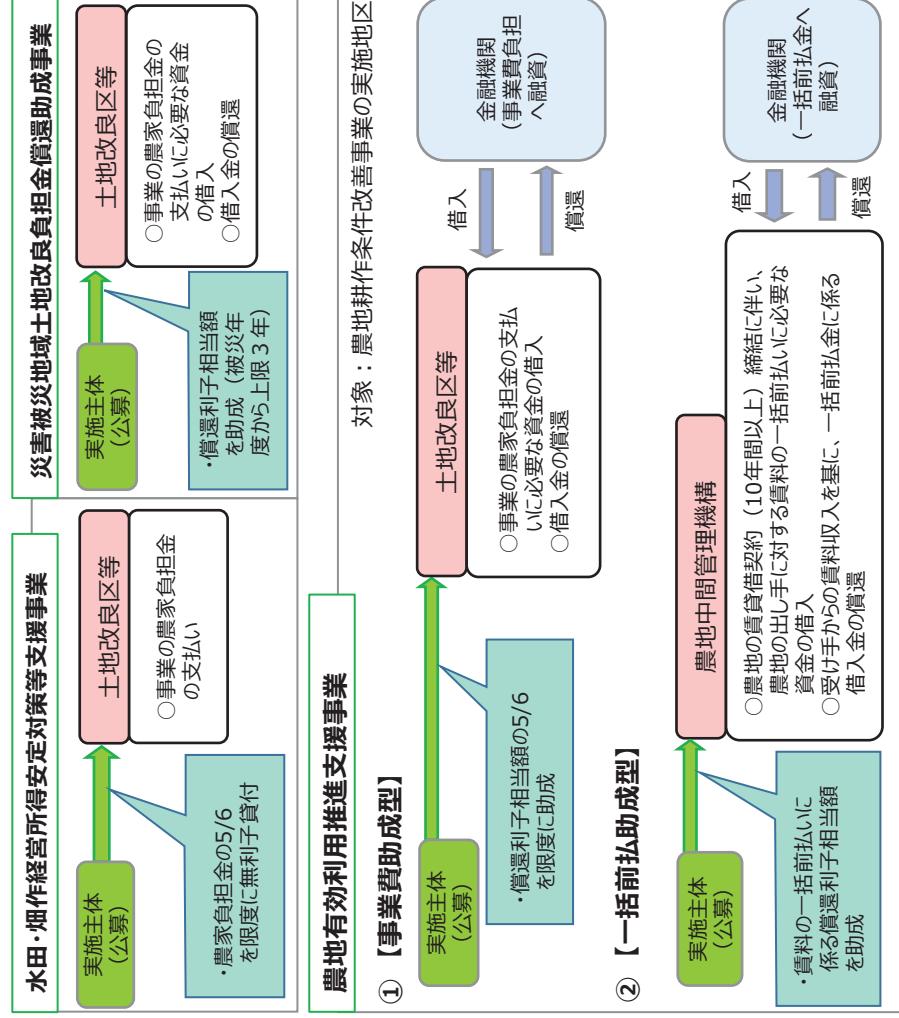
一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る営農再開までの負担金の償還利子相当額を土地改良区等に対して助成します。

3. 農地有効利用推進支援事業

担い手への農地利用集積率が向上することが見込まれる地区に対して、以下の支援を行います。

- ① 農家負担金の償還利子相当額の5/6を限度に土地改良区等に対して助成します。
- ② 農地の長期間の賃貸借契約締結に伴い、土地改良事業償還金等債務のある農地の出し手に対する賃料の一括前払いに必要な借入資金にかかる償還利子相当額を農地中間管理機構に対して助成します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 農村振興局土地改良企画課 (03-3502-6006)

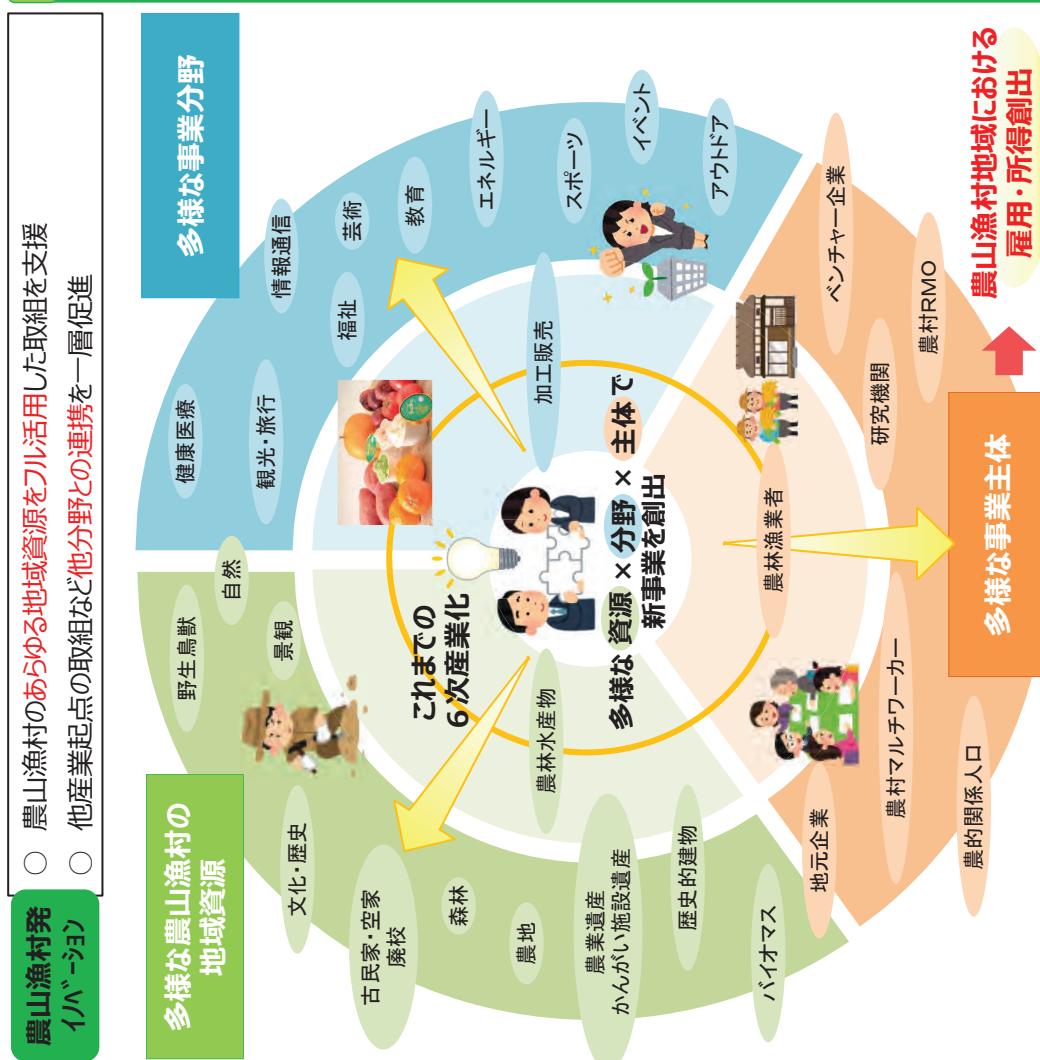
農山漁村発イノベーションによる雇用・所得の創出

<対策のポイント>

「農山漁村発イノベーション」とは、従来の6次産業化を発展させて、地域の文化・歴史や森林、景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、農林漁業はもちろん、地元の企業なども含めた多様な主体の参画によって新事業や附加価値の創出を図る取組です。

<事業の全体像>

- 農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など他分野との連携を一層促進



農山漁村発イノベーションの事例

「農産物、景観」×「加工販売、観光・旅行」



タケノコや栗の加工販売に加え、美しい竹林景観を活かして、映画のロケ地や観光商品として活用。
(栃木県宇都宮市)



「森林」×「スポーツ」×「ベンチャー企業」

森林をフィールドとしたサバイバルゲーム事業を行うとともに、参加料の一部を森林所有者にも還元。
(栃木県壬生町)



「農産物」×「加工販売、観光旅行、教育」

6次産業化による農産加工品の製造・販売のほか、食育体験や収穫体験など豊富なメニューの取組を展開。
(長崎県大村市)

集落機能を補完する農村RMOの形成推進

＜対策のポイント＞

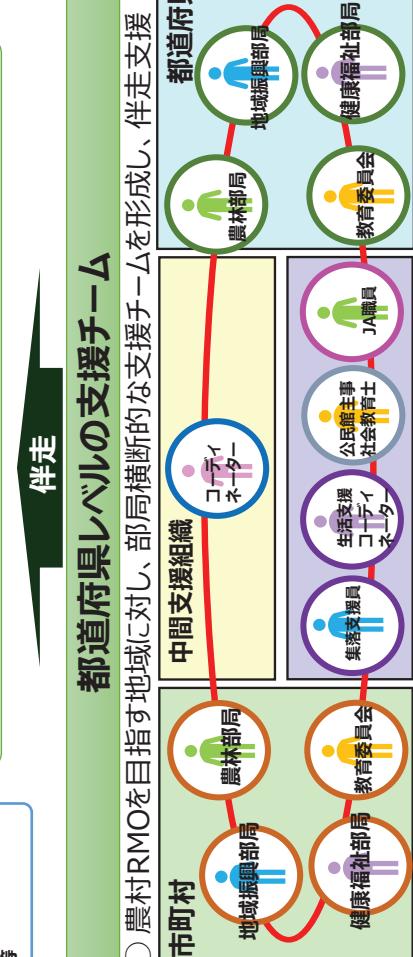
高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、地域資源（農地・水路等）の保全や生活（買い物・子育て等）の環境整備など、集落維持に必要な機能が弱体化している中山間地域等において、農用地の保全を中心に活動を展開する農村型地域運営組織（農村RMO）の形成を支援するとともに、その円滑な運営や取組の拡大を後押しするため、関係府省とも連携して施策を展開します。

＜事業の全体像＞

農村RMO形成に関する推進体制

農村型地域運営組織（農村RMO）

- 複数集落を範囲として農業者の組織と自治会等地域の多様な主体が連携して協議する体制を構築



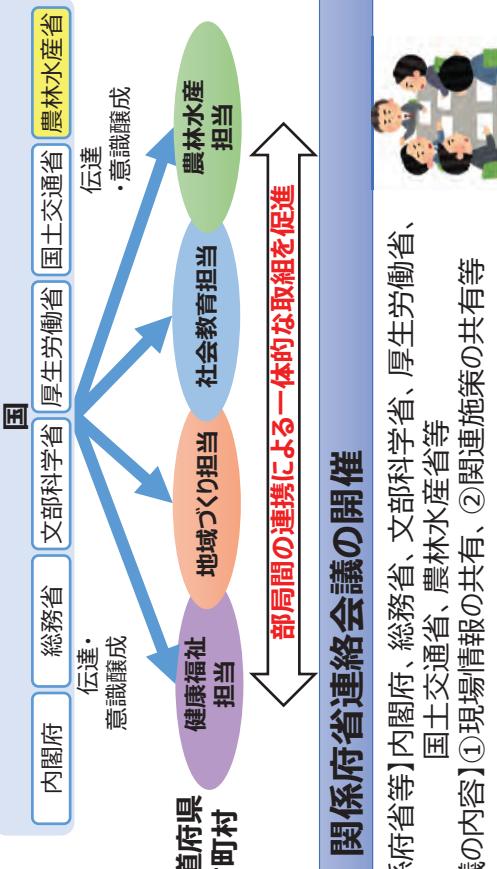
各府省の連携

1. 各府省所管制度の活用

- 農村RMOの形成にあたって各府省所管の各種制度を活用
- 内閣府
○ 地域活性化伝道員
● 集落支援員
● 地域おこし協力隊
● 地域プロジェクトマネージャー
● 地域活力創造アドバイザー
- 総務省
○ 地域活性化化起業人
● 人材派遣
● 特定地域づくり事業
● 地域協同組合
● 過疎地域等集落支援事業
- 文部科学省
○ 地域活性化起業人
● 生活支援コーディネーター
● 地域おこし協力隊
● 地域プロジェクトマネージャー
● 地域活力創造アドバイザー
- 厚生労働省
○ 介護予防・日常生活支援体制整備事業
- 国土交通省
○ 小さな拠点を核とした集落生活圏形成推進事業
● 地域管理構想

2. 都道府県・市町村への周知

- 各府省それぞれが都道府県・市町村の担当部局に地域運営組織の関連施策を情報提供し、各地域において部局間連携による一連的な取組を促進



3. 関係府省連絡会議の開催

- 【関係府省等】内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省等
- 【会議の内容】①現場情報の共有、②関連施策の共有等

農村RMOの活動に係る各府省の関連施策

		農村RMOとの関わり	
		制度	
上立 げ	農山漁村振興交付金（農村型地域運営組織）（農村RMO）形成推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 農村RMOを目指す地域協議会等が行う調査、計画作成、実証事業等の取組を支援 都道府県単位の伴走支援体制構築や全国プラットフォームの整備にに対して支援 	農水省
下支 え	中山間地域等直接支払交付金 多面的機能支払交付金	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域等において将来の農業生産活動を維持するための活動を支援 地域共同で行う、多面的機能を支える活動や地域資源の質的向上を図る活動を支援 	
伴走	地域活性化伝道師 地域力創造アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題の解決に向けた取組に対して、市町村職員や地域リーダーに指導・助言を行い、地域人材力の強化を支援 地域資源を活用した地場産品発掘・ブランド化・観光振興等の取組を支援 	内閣府 総務省
添寄 いり	集落支援員 生活支援コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> 集落支援員が参画することにより、集落間の調整が円滑化 生活支援サービスについて、計画策定や事業活動をサポート 	
連携	介護予防・日常生活支援総合事業 重層的支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が、要支援者等に対する介護予防・日常生活支援に資する取組を行うことを支援 重層的支援体制整備事業における地域づくり事業（介護、障害、子ども、生活困窮の各分野）等について、農業関連の取組の受け皿となり実施（例：一般介護予防事業を活用した高齢者の農的活動において、高齢者への農作業の指導や農園の管理等を実施） 	厚労省
メジバ ・構成員	公民館、社会教育主事、社会教育士 農村プロデューサー養成講座 地域おこし協力隊 地域プロジェクトマネージャー 地域活性化起業人 特定地域づくり事業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> 住民の学習ニーズや地域の実情に応じた多様な学習機会の提供、地域課題の解決など、住民の学びを多様な主体と連携しながら支援 地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートする人材を育成 地域おこし協力隊が参画することにより、活動が活性化、経済事業を運営する法人へ就職 地域プロジェクトマネージャーが、行政や民間等との橋渡しをしながら、活動等を支援 地域活性化起業人がノウハウや知見を生かし、経済事業等を支援 特定地域づくり事業協同組合からの人材派遣 	文科省 農水省 農水省 総務省
運営	地方交付税措置 過疎地域等集落ネットワーク整備 形成支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 地域運営組織の運営・形成支援のための経費等についての交付税措置 新たな事業に取り組む場合に活用 	国交省
	小さな拠点を核としたふるさと集落 生活圈形成推進事業 地域管理構想 （国土の管理構想）	<ul style="list-style-type: none"> 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費についての交付税措置 廃校舎等を活動拠点（地域コミュニティの拠点、交流の場）等として改修する場合に活用 地域管理構想の検討・実行にあたり、地域の核となる主体として参画 	

『「デジ活」中山間地域』の具現化スキーム

＜対策のポイント＞

デジタル田園都市国家構想基本方針に掲げられた、地域の基幹産業である農林水産業を軸として、地域資源やAI、ICT等のデジタル技術の活用により、課題解決に向けて取り組みを積み重ねることで、活性化を図る地域づくりを目指す、「『デジ活』中山間地域」を関係府省連携チームで具現化します。

＜事業の全体像＞



＜実装＞



※ 交付率は事業内容により増減がある。

「デジ活」中山間地域に関する関係府省連絡会議
《関係府省の連携による「デジ活」中山間地域への支援》



「デジ活」中山間地域に対する支援施策と連携

- 中山間地域等の課題に対応するため、「デジ活」中山間地域に対して、関連施策を総動員し、立ち上がりをフルサポート

【農林水産省の支援施策】

地域の課題を事業実施計画により把握し、施策担当部局と情報共有を図り連携してサポート。

地域の課題	支援施策名	連携内容
○ 個別相談やパートナーの確保をしたい。課題への対応策を検討したい。	INACOME	【企画段階の支援】 <ul style="list-style-type: none">○ 起業者とのマッチングによる地域の課題に対する企画提案のサポート【実証～実装段階の支援】○ 現役起業家との経営相談○ 事業展開に関する起業支援組織や資金提供者等からのサポート
○ 情報通信環境整備の専門家のアドバイスがほしい。ハード整備がしたい。	農業農村情報通信環境整備対策	【準備段階の支援】 <ul style="list-style-type: none">○ 民間事業者からのアドバイザー派遣、有識者等のサポート【実証後の支援】○ 実証成果を踏まえた情報通信環境整備の支援
○ 経営改善の専門家を派遣してほしい。	農山漁村発イノベーションサポートセンター 『R5予算拡充要求』	【実証～実装段階の支援】 <ul style="list-style-type: none">○ 経営改善等の課題を抱える事業者への専門家派遣○ デジタル技術を有する人材の派遣、地域におけるデジタル人材の育成支援
○ 推進体制を構築したい。	農村RMO推進研究会	【調査・計画・実証段階の支援】 <ul style="list-style-type: none">○ 先進地域や有識者等によるノウハウの横展開、研修会やWebセミナー等への参加に基づく取組内容の深化に対する支援

【関係府省の支援施策】

地域の課題を「デジ活」中山間地域の共通チェックリストにより把握し、「デジ活」中山間地域に開催する関係府省連絡会議の枠組みを活用してサポート。

地域の課題	支援施策名	連携内容
○ 農以外の支援策も活用したい。	関係府省の支援施策	【関係府省の支援】 <ul style="list-style-type: none">○ 「デジ活」中山間地域への登録により、関係府省連携チームにおけるフォローアップや、地域の課題に応じた施策の紹介等による支援

【実装段階の支援施策】

元気モデルで実証した成果により、質の高い取組へ繋げるデジタル田園都市国家構想交付金によるサポート。

地域の課題	支援施策名	連携内容
○ デジタル技術を活用した元気モデルを横展開をしたい。	デジタル田園都市国家構想交付金	【実証後の支援】 <ul style="list-style-type: none">○ 実証した成果により質の高い取組へ繋げ、地域内に定着させるための実装支援

中山間地域等対策

<対策のポイント>

中山間地域等において、人口減少や農地の荒廃化等の諸問題に対応するため、農地の粗放的利用を含めた農用地保全の取組、収益力向上・生活支援等の取組やデジタル技術の導入・定着、農家所得確保に向けた実践的な計画策定等を推進します。

<政策目標>

中山間地域の特色を活かした官農と所得の確保に向けた実践的な計画策定等を推進します。

<事業の全体像>

中山間地域は、農家数、耕地面積、農業算出額(はいざれも)全国の約4割を占めるなど、我が国の食料生産を担うとともに、豊かな自然や景観を有し、多面的機能の発揮の面でも重要な役割を担っています。しかしながら、当該地域においては、人口減少、高齢化、農地の荒廃化といつた諸問題も進行していることから、農用地保全や農業を軸とした仕事づくりへの支援を新たに加え、所得確保と合わせて中山間地域等の振興を図ります。

中山間地域等農用地保全総合対策

【14億円】

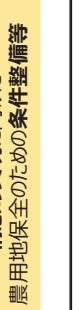
〔農用地保全〕

地域の実情に即した農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

〔事業期間〕最大5年間

〔交付率(上限)〕定額(1,000万円/年等)、5.5/10等

Step1



中山間地域農業推進対策

【185億円】

〔農業を軸とした仕事づくり〕

地域の社会課題解決及び魅力向上のため、収益力向上、生活支援等の取組、デジタル技術の導入・定着に対する支援

〔事業期間〕最大3年間

〔交付率(上限)〕定額(1,000万円/年基準額)×事業年数)

収益力向上+《デジタル技術》



中山間地域所得確保対策

【185億円】(優先枠を設けて実施)

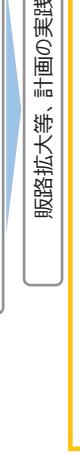
〔所得確保〕

地域の農業所得確保に向けた実践的な計画策定と実践を支援

〔事業期間〕1年間

〔交付率(上限)〕定額(500万円/地区)

マーケット調査、消費者動向調査



生産・販売戦略の検討



社会課題解決や魅力向上を通じた地域活性化を実現

地域の農業所得確保を実現

中山間地域等農用地保全総合対策

中山間地域等対策のうち

【令和4年度補正予算額 1,440百万円の内数】

<対策のポイント>

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区「令和8年度まで」）

<事業の内容>

1. 中山間地域等農用地保全総合対策

地域ぐるみの話合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想図を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話合いによる土地利用構想を概定、農用地保全のための実証的な取組
- ② 土地利用構想図に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備
- ③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

【事業期間】最大5年間

【交付率（上限）】定額（1,000万円/年、粗放的利用支援 1万円/10a、農用地保全等推進員 250万円/年）、5.5/10等

2. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間】1年間

【交付率】定額

<事業の流れ>

定額、5.5/10等

都道府県

民間団体
(民間企業、一般社団法人等)

（1の事業）

都道府県、市町村、地域協議会等

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現
〔お問い合わせ先〕 農村振興局地域振興課（03-6744-2665）

<事業イメージ>

Step 1 地域ぐるみの話合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



放牧

農用地保全の実生化



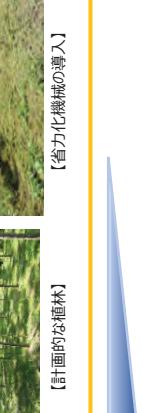
水路の構修・整備

【農用地保全に資する基盤整備】



農用地構想の概定

【農用地保全の実証的な取組】



畜糞の作付け

【計画的な植林】



省力化機械の導入

中山間地農業推進対策

中山間地域等対策のうち

【令和4年度補正予算額 1,440百万円の内数】

<対策のポイント>

中山間地域等において、中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画に基づき、地域の社会課題解決及び魅力向上のため、収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、デジタル技術の導入・定着を支援することにより、デジタル田園都市国家構想の実現を後押しします。

<事業目標>

中山間地域等の特色を活かした豊農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

① 元気な地域創出モデル支援

収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、デジタル技術の導入・定着を後押しすることで、優良事例創出を推進します。
【事業期間】最大3年間
【交付率(上限)】定額（1,000万円（年基準額）×事業年数）

ア 収益力向上
・高収益作物の導入等

イ 販売力強化
・栽培技術のeラーニングシステム導入等

ウ 農用地保全
・高品質作物の導入、農産物の高付加価値化等

エ 出荷予測システムの構築等

オ 構築
・棚田を含む農用地の保全・振興

カ 水管理の遠隔操作システム導入等

カ 複合経営
・農業、畜産、林業の組合せによる複合経営、他の仕事を組み合わせた半農半工

カ 自動口ボット導入による労働時間削減等

オ 生活支援
・農用地保全や地域資源活用と一体的に行う生活支援等

カ デジタル技術を活用した見守り支援、買い物支援等

カ <事業の流れ>
※対象地域：8法人指定地域

<事業イメージ>

1. ① 元気な地域創出モデル支援

【事業期間】最大3年間
【交付率(上限)】定額
（1,000万円（年基準額）×事業年数）

〔農業を軸とした仕事づくり〕
収益力向上、販売力強化、農用地保全、複合経営、生活支援

収益力向上+《デジタル技術》

高収益作物導入

生活支援+《デジタル技術》

買い物支援と見守りサービス



《デジタル技術》

買い物支援と見守りサービス

《デジタル技術》

買い物支援と見守りサービス

《デジタル技術》

買い物支援と見守りサービス

《デジタル技術》

買い物支援と見守りサービス

【事業期間】最大3年間
【交付率(上限)】定額（1,000万円（年基準額）×事業年数）

ア 収益力向上
・高収益作物の導入等

イ 販売力強化
・栽培技術のeラーニングシステム導入等

ウ 農用地保全
・高品質作物の導入、農産物の高付加価値化等

エ 出荷予測システムの構築等

オ 構築
・棚田を含む農用地の保全・振興

カ 水管理の遠隔操作システム導入等

カ 複合経営
・農業、畜産、林業の組合せによる複合経営、他の仕事を組み合わせた半農半工

カ 自動口ボット導入による労働時間削減等

オ 生活支援
・農用地保全や地域資源活用と一体的に行う生活支援等

カ デジタル技術を活用した見守り支援、買い物支援等

カ <事業の流れ>
※対象地域：8法人指定地域



市町村、地域協議会
定額

都道府県
定額

国
定額

社会課題解決や魅力向上を通じた地域活性化
(デジタル田園都市国家構想の実現を後押し)

[お問い合わせ先] 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

中山間地域等対策のうち

中山間地域所得確保対策 <一部公共>

【令和4年度補正予算額 18,530百万円（優先枠を設けて実施）】

<対策のポイント>

中山間地域において農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編（スマートフォードチェーンの構築）、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、**地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援します。**

<事業目標>

中山間地域の所得向上に資するなど、新たに地域資源を活用した取組等を行う地区を250地区創出「令和6年度まで」

<事業の内容>

中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定済みの地域において、**地域の農業所得確保に向けた実践的な計画策定と実践を支援します。**計画策定に際しては、マーケティングの専門家など、第三者の参画を得て所得確保の確実性を高めるものとします。

1. 中山間地域所得確保推進事業

100百万円

- ① マーケット調査
国内市場、海外市場に関する調査を実施します。
- ② 消費者動向調査
農産物、農産物加工品に関する動向調査を実施します。
- ③ 生産・加工・流通・販売現況調査・分析
地域において、農業生産、農産物加工、それらの流通、販売に関する現況を調査・分析し、生産から販売までのネットワークの再構築やスマートフォードチェーン構築検討を実施します。
- ④ 生産・販売戦略の検討
これらの調査結果等を踏まえた国内販売や輸出戦略の検討を実施します。

- ⑤ 中山間地域所得確保計画の作成
販売額の増加（10%以上）、流通・加工コストの削減（10%以上）のいずれかの目標を設定します。
- ⑥ 計画の実践・改定（販路拡大、スマートフォードチェーンの構築等）

中山間地域所得確保推進事業 [1億円]

中山間地域の所得確保に向けた計画作成に必要な取組を選択して実施
〔対象地域〕特定農山村地域、振興山村地域、過疎地域、半島振興地域、離島振興地域、豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯、急傾斜地帯、農林統計上の中山間地域 等
計画策定に係る調査・調整や農産物の販売戦略の策定、マーケティング調査など販路拡大の取組等

〔実施期間〕1年間 「交付率(上限) 定額 (500万円／地区)

〔実施主体〕地方公共団体、農業者団体等
マーケット調査、
消費者動向調査
生産・加工・流通・販売現状分析
生産・販売戦略の検討

生産・加工・流通・販売現況調査
農産物加工
農業生産
販売額の増加
流通・加工コストの削減
中山間地域所得確保計画の作成
販路拡大等、計画の実践

<事業イメージ>

中山間地域の所得確保に向けた計画作成に必要な取組を選択して実施
〔対象地域〕特定農山村地域、振興山村地域、過疎地域、半島振興地域、離島振興地域、豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯、急傾斜地帯、農林統計上の中山間地域 等
計画策定に係る調査・調整や農産物の販売戦略の策定、マーケティング調査など販路拡大の取組等

〔実施期間〕1年間 「交付率(上限) 定額 (500万円／地区)

〔実施主体〕地方公共団体、農業者団体等
マーケット調査、
消費者動向調査
生産・加工・流通・販売現状分析
生産・販売戦略の検討

生産・加工・流通・販売現況調査
農産物加工
農業生産
販売額の増加
流通・加工コストの削減
中山間地域所得確保計画の作成
販路拡大等、計画の実践

関連事業による優先枠の設定 [184億円]

事業実施計画に以下の関連事業を位置づけた地域は、優先的に採択・配分
○ 水田地化・畑地・樹園地の高機能化等の推進
○ 産地生産基盤（ワーアップ事業）
○ 農畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）
○ 鳥獣被害防止総合対策
農業者団体等
(地域協議会、JA等)

18,430百万円

2. 関連事業による優先枠の設定

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 農村振興局地域振興課 (03-3502-6286)

鳥獣被害防止総合対策

【令和4年度補正予算額 3,700百万円】

<対策のポイント>

中山間地域等の生産基盤や農村環境を維持するため、野生鳥獣の侵入を防止する侵入防止柵の整備やジビエ工利用拡大へ資する取組を支援します。

<事業目標>

- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシの生息頭数を平成23年度から半減（約207万頭「令和5年度まで」）
- 野生鳥獣のジビエ工利用量のジビエ工利用量の拡大を令和元年度から倍増（4,000t「令和7年度まで」）

<事業の内容>

鳥獣被害防止総合対策交付金 3,700百万円

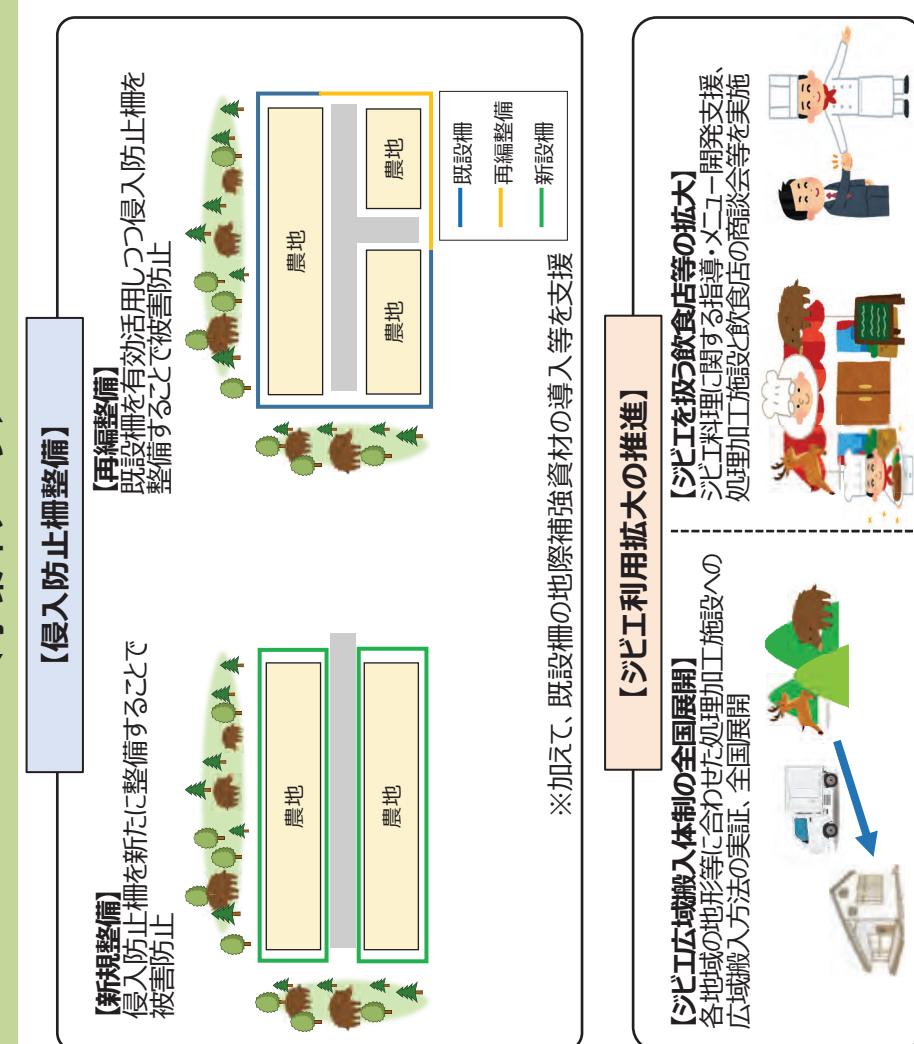
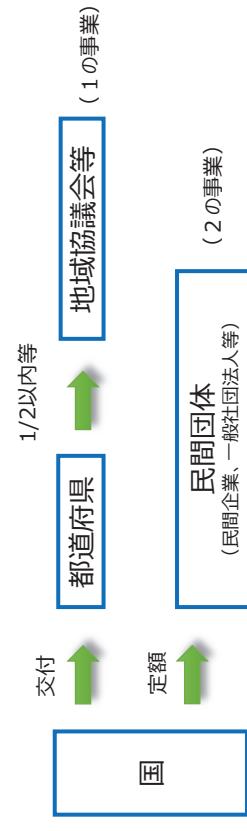
1. 侵入防止柵の整備（1/2以内、直営施工の場合（は定額支援））

中山間地域等での農作物の被害の低減を図るため、野生鳥獣の侵入を防止する侵入防止柵の整備及び既設柵の地際補強資材の導入等を支援します。

2. ジビエ工利用拡大の推進

- ① 広域搬入体制の全国展開に向けたモデル整備の取組を支援します。
- ② ジビエ工を扱う飲食店の拡大に向けた取組を支援します。

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 農振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室 (03-3591-4958)

湛水排除事業

【令和4年度補正予算額 33百万円】

<対策のポイント>

激甚な災害により相当規模の農地が湛水した場合に、土地改良区（土地改良区連合を含む）が湛水を排除するために行う水路の掘削、機械排水等の事業について、「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律」（昭和37年法律第150号）第10条に基づき実施します。

<事業目標>

適切かつ速やかな災害復旧の実施及び再度災害の防止

<事業の内容>

1. 湛水排除事業

33百万円

破堤または溢流によって一団の地域につき、浸水面積が引き続き1週間以上(これより30ha以上である区域について、土地改良区等が行う湛水排除事業を実施します（排除される湛水量が30万m³以上、最大湛水面積の概ね50%以上の地域が土地改良区等の地区）。

<事業イメージ>



【湛水状況】



<事業の流れ>



土地改良区等